和歌山県地域防災計画　令和６年度修正　新旧対照表【基本計画編】

新

第１編　　総則

（略）

第１章　　総　　則

（略）

第４節　用　　語

（略）

11　その他の用語については、災害対策基本法の例による。

なお、本計画中次の組織名称は、それぞれ次のとおり読みかえるものとする。

名称は、それぞれ次のとおり読みかえるものとする。

本部設置時	本部不設置時（平常組織時）
本部	和歌山県危機管理部災害対策課
本部長	和歌山県知事
本部部班	和歌山県部課
支部	振興局（地域づくり部）
支部長	振興局長
市町村本部	市町村
市町村本部長	市町村長

第２章　和歌山県の地勢と災害

（略）

第５節　土地利用の変遷（和歌山県）

１　土地利用の変遷

本県の面積は 4,725k ㎡であり、森林が 76.4%を占めており土地利用はこのような地形条件を反映したものとなっている。

土地利用区分を、昭和 55 年と令和２年で比べて見ると、農用地は耕作放棄地の増加や宅地・道路等への転用に伴い 27.9%減少している。これに対して宅地（住宅地、

旧

第１編　　総則

（略）

第１章　　総　　則

（略）

第４節　用　　語

（略）

11　その他の用語については、災害対策基本法の例による。

なお、本計画中次の組織名称は、それぞれ次のとおり読みかえるものとする。

名称は、それぞれ次のとおり読みかえるものとする。

本部設置時	本部不設置時（平常組織時）
本部	和歌山県危機管理局災害対策課
本部長	和歌山県知事
本部部班	和歌山県部課
支部	振興局（地域振興部）
支部長	振興局長
市町村本部	市町村
市町村本部長	市町村長

第２章　和歌山県の地勢と災害

（略）

第５節　土地利用の変遷（和歌山県）

１　土地利用の変遷

本県の面積は 4,725k ㎡であり、森林が 76.5%を占めており土地利用はこのような地形条件を反映したものとなっている。

土地利用区分を、昭和 50 年と平成 27 年で比べて見ると、農用地は耕作放棄地の増加や宅地・道路等への転用に伴い 27.3%減少している。これに対して宅地（住宅地、

新

工業用地など）は、46.6%増加している。道路についても、着実に増加している。

表１　土　地　利　用　の　推　移　（単位：k㎡）

項目　年	昭和55	60	平成2	7	12	17	22	27	令和２
農用地	441	432	410	394	376	368	353	337	318
森林	3,622	3,636	3,649	3,643	3,637	3,636	3,632	3,614	3,612
原野	0	0	0	1	1	0	0	0	0
水面・河川・水路	264	146	148	146	147	147	137	141	139
道路	117	100	100	104	110	116	122	128	133
宅地	118	127	137	147	153	157	162	171	173
住宅地	93	77	81	85	91	95	98	103	104
工業用地	18	17	19	20	19	18	16	17	18
その他の住宅	7	33	37	42	43	44	48	51	50
その他	161	284	278	289	302	302	320	334	350
県土面積	4,723	4,725	4,722	4,724	4,726	4,726	4,726	4,725	4,725
市街地（DID）	82	86	91	95	90	91	91	86	86

（略）

第６節　地域の災害危険性（和歌山県）

１　土砂災害

(1) 土 石 流

県下で土砂災害警戒区域（土石流）は 5,504 区域、うち 4,753 区域が土砂災害特別警戒区域（土石流）に指定され、また、砂防指定地は 1,378 箇所指定されている（令和６年４月１日現在）。これは本県が平野が少なく急峻な地形や脆弱な地質をもったところが多いにもかかわらず、わずかな平地に人家が密集し豪雨により多量の土砂が流出し易い状態の場所が多くあることを意味している。

土砂災害警戒区域（土石流）は地質的に見ると中央構造線、御荷鉾構造線、本宮

旧

工業用地など）は、85.9%増加している。道路についても、着実に増加している。

表１　土　地　利　用　の　推　移　（単位：k㎡）

項目　年	昭和50	55	60	平成2	7	12	17	22	27
農用地	464	441	432	410	394	376	368	353	337
森林	3,621	3,622	3,636	3,649	3,643	3,637	3,636	3,632	3,614
原野	0	0	0	0	1	1	0	0	0
水面・河川・水路	264	264	146	148	146	147	147	137	141
道路	112	117	100	100	104	110	116	122	128
宅地	92	118	127	137	147	153	157	162	171
住宅地	72	93	77	81	85	91	95	98	103
工業用地	16	18	17	19	20	19	18	16	17
その他の住宅	4	7	33	37	42	43	44	48	51
その他	169	161	284	278	289	302	302	320	334
県土面積	4,722	4,723	4,725	4,722	4,724	4,726	4,726	4,726	4,725
市街地（DID）	72	82	86	91	95	90	91	91	86

（略）

第６節　地域の災害危険性（和歌山県）

１　土砂災害

(1) 土 石 流

土石流危険渓流は、5,745 渓流に及んでいる。これは本県が平野が少なく急峻な地形や脆弱な地質をもったところが多いにもかかわらず、わずかな平地に人家が密集し豪雨により多量の土砂が流出し易い状態の場所が多くあることを意味している。

土石流危険渓流は地質的に見ると中央構造線、御荷鉾構造線、本宮断層に沿った地域に多く見られ、特に紀の川と有田川に狭まれた区域に多く集中している。

新

断層に沿った地域に多く見られ、特に紀の川と有田川に狭まれた区域に多く集中している。

(2) 地すべり

県下で土砂災害警戒区域（地すべり）は 567 区域指定され、また、地すべり防止区域は 167 箇所指定されている（令和６年４月１日現在）。この地すべり地帯を大別すると次のとおりである。

（略）

河川水系別　地すべり防止区域

（国土交通省）

砂防課

水　系	箇所	面積 ha
紀の川	45	803.47
新宮川	3	72.24
亀の川	3	69.34
日方川	1	10.80
加茂川	13	202.66
有田川	22	1,490.18
日高川	2	13.78
芳養川	3	24.37
左会津川	4	51.60
富田川	12	391.75
熊野川	1	5.51
他水系	5	35.50
その他	6	73.79
計	120	3,244.99

（略）

(3) 崩　　壊

旧

(2) 地すべり

県下の地すべり危険箇所は 595 箇所あり、そのうちで 166 箇所が地すべり防止区域に指定されている。この地すべり地帯を大別すると次のとおりである。

（略）

河川水系別　地すべり防止区域

（国土交通省）

砂防課

水　系	箇所	面積 ha
紀の川	45	803.47
新宮川	3	72.24
亀の川	3	69.34
日方川	1	0.80
加茂川	12	195.30
有田川	22	1,490.26
日高川	2	13.78
芳養川	3	24.37
左会津川	4	51.60
富田川	12	391.75
熊野川	1	5.51
他水系	5	35.50
その他	6	73.79
計	119	3,237.71

（略）

(3) 崩　　壊

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
県下で土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）は 15,811 区域、うち 15,544 区域が土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）に指定され、また、急傾斜地崩壊危険区域は 1,195 箇所指定されている。山地災害危険地区で崩壊の危険性のある箇所は 7,460 箇所、崩壊土砂流出の危険性のある箇所は 6,061 箇所存在している。（令和６年４月１日現在）
（略）

第４章　防災関係機関の実施責任と業務大綱
（略）
第２節　処理すべき事務又は業務の大綱
（略）
３　指定地方行政機関
<table>
<tr><th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>４近畿農政局</td><td>ア　農地、農業用施設の災害復旧及び災害防止事業の指導、助成
イ　土地改良機械の緊急貸付け、農作物等の病害虫防除指導、応急食糧、種子等の供給対策
ウ　農業関係被害情報の収集報告、被害農林漁業者等に対する融資対策</td></tr>
</table>
（略）
</td><td>
急傾斜地崩壊危険箇所は県下に 12,247 箇所あり、その内急傾斜地崩壊危険区域は 1,170 箇所である。また山地災害危険地区で崩壊の危険性のある箇所は 7,459 箇所、崩壊土砂流出の危険性のある箇所は 6,055 箇所存在している。
（略）

第４章　防災関係機関の実施責任と業務大綱
（略）
第２節　処理すべき事務又は業務の大綱
（略）
３　指定地方行政機関
<table>
<tr><th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>４近畿農政局</td><td>ア　農地、農業用施設の災害復旧及び災害防止事業の指示、助成
イ　土地改良機械の緊急貸付け、農作物等の病害虫防除指導、応急食糧、種子等の供給対策
ウ　農業関係被害情報の収集報告、被害農林漁業者等に対する融資対策</td></tr>
</table>
（略）
</td></tr>
<tr><td>
第２編　災害予防計画

第１章　河川防災計画
１　現　　況
（略）
</td><td>
第２編　災害予防計画

第１章　河川防災計画
１　現　　況
（略）
</td></tr>
</table>

新

区　　分	河　川　数	管理延長(km)	管　理　者
１級河川（大臣管理）	４	６５．５	国土交通省
１級河川（指定区間）	１３３	５４３．７	和 歌 山 県
小　　計	１３４	６０９．２	
２　級　河　川	３１７	１，４２２．０	和 歌 山 県
合　　計	４５１	２，０３１．２	

（R6.04.01 現在）

（略）

第２章　砂防防災計画

１　現　　況

県下で土砂災害警戒区域（土石流）は 5,504 区域、うち 4,753 区域が土砂災害特別警戒区域（土石流）に指定され、また、砂防指定地は 1,378 箇所指定されている（令和６年４月１日現在）。

（略）

３　事業計画

（略）

(2) 砂防事業

砂防設備の整備を計画的に進める。特に避難場所、地域防災拠点、要配慮者利用施設、ライフライン施設及び重要交通網の保全を重点的に行う。また、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。土砂・洪水氾濫による被害が想定される流域において、効果的な施設配置を検討し、対策を進める。

また、既存の砂防設備の機能及び性能を維持・確保するため、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、適切な維持管理に努める。

(3) 総合的な土石流対策

旧

区　　分	河　川　数	管理延長(km)	管　理　者
１級河川（大臣管理）	４	６５．５	国土交通省
１級河川（指定区間）	１３３	５４３．７	和 歌 山 県
小　　計	１３４	６０９．２	
２　級　河　川	３１７	１，４２２．０	和 歌 山 県
合　　計	４５１	２，０３１．２	

（R5.04.01 現在）

（略）

第２章　砂防防災計画

１　現　　況

県下には保全対象人家戸数５戸以上等の土石流危険渓流が 2,526 渓流存在している。また、砂防指定地は 1,366 箇所となっている。

※　土石流危険渓流は、砂防課のホームページ参照。

（略）

３　事業計画

（略）

(2) 砂防事業

砂防設備の整備を計画的に進める。特に避難場所、地域防災拠点及び要配慮者利用施設の保全を重点的に行う。また、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

(3) 総合的な土石流対策

新	旧
（略） イ　土砂災害警戒区域等の指定・公表 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査結果を速やかに公表する。また、関係市町村長の意見を聴いて、土石流災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。 ※　土砂災害警戒区域等は、資料編 04-04-00、砂防課ホームページ参照又は砂防課、当該振興局建設部若しくは当該市町村役場にて縦覧に供する。 ウ　雨量観測等 県は、土石流が発生するメカニズムを解析するための資料及び市町村が警戒避難に資する情報として、県内一円の雨量観測及び情報の蓄積等を実施する。また、雨量情報及び土砂災害警戒情報、並びにその補足情報として１kmメッシュ毎の危険度情報等を提供する。 ※　雨量観測箇所及び土砂災害警戒情報は、資料編 28-02-00、04-02-00 をそれぞれ参照 （略）	（略） イ　土砂災害警戒区域等の指定・公表 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査結果を速やかに公表する。また、関係市町村長の意見を聴いて、土石流災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。 ※　土砂災害警戒区域等は、資料編 04-04-00、砂防課ホームページ参照、もしくは砂防課、当該振興局建設部並びに当該市町村役場にて縦覧に供する。 ウ　雨量観測等 県は、土石流が発生するメカニズムを解析するための資料及び市町村が警戒避難に資する情報として、県内一円の雨量観測及び情報の蓄積等を実施する。また、雨量情報及び土砂災害警戒情報、並びにその補足情報として１kmメッシュ毎の危険度情報等を提供する。 ※　雨量観測箇所及び土砂災害警戒情報は、資料編 04-01-00、04-02-00 をそれぞれ参照 （略）
第３章　山地防災計画 **１　現　　況** 本県は県土の８割近くを険しい山々で覆われ、年間降水量も多いことから、山崩れや土石流等の山地災害が起こりやすくなっており、これまで多くの人命、財産が失われている。 このため、山地災害により人家や公共施設などに被害を及ぼすおそれのある地区については、山地災害危険地区に指定し、災害が起こらないよう防止対策を行うこととしている。 本県の山地災害危険地区のうち崩壊の危険性がある箇所は、7,460 箇所、土砂流出の危険性のある箇所は、6,061 箇所、存在している。	**第３章　山地防災計画** **１　現　　況** 本県は県土の８割近くを険しい山々で覆われ、年間降水量も多いことから、山崩れや土石流等の山地災害が起こりやすくなっており、これまで多くの人命、財産が失われている。 このため、山地災害により人家や公共施設などに被害を及ぼすおそれのある地区については、山地災害危険地区に指定し、災害が起こらないよう防止対策を行うこととしている。 本県の山地災害危険地区のうち崩壊の危険性がある箇所は、7,459 箇所、土砂流出の危険性のある箇所は、6,055 箇所、存在している。

新	旧
※　山地災害危険地区一覧表（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）は、資料編 05-01-01、05-01-02、05-02-01、05-02-02 を参照 （略） **３　事業計画** 山地災害危険地区のうち 2,319 箇所については既に着手済みであるが、その他の危険度の高いものについては、重点的に森林整備保全事業計画（計画期間：令和６年度～令和１０年度）により、計画的に実施する。 新生の荒廃危険箇所等についても詳細な現地調査を続け、治山事業が必要であると判断される場合は、順次治山事業を実施する。 さらに間伐等の遅れにより森林が荒廃し山地災害が発生する恐れのある箇所についても本数調整伐等を積極的に実施し、森林の持つ防災機能の強化を図る。 また、防災意識の普及のため、山地災害防止キャンペーン等の機会を通じ、パンフレットの配布等、情報提供の諸施策を実施する。 **第４章　地すべり防止計画** **１　現　　況** 県下で土砂災害警戒区域（地すべり）は 567 区域指定され、また、地すべり防止区域は 167 箇所指定されている（令和６年４月１日現在）。 （略） **３　事業計画** （略） (2) 地すべり対策事業 森林整備保全事業計画等に基づき、計画的な事業実施を行う。特に避難場所、地域防災拠点、要配慮者利用施設、ライフライン施設及び重要交通網の保全を重点的に行	※　山地災害危険箇所一覧表（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）は、資料編 05-01-01、05-01-02、05-02-01、05-02-02 を参照 （略） **３　事業計画** 山地災害危険地区のうち 2,312 箇所については既に着手済みであるが、その他の危険度の高いものについては、重点的に森林整備保全事業計画（計画期間：令和元年度～令和５年度）により、計画的に実施する。 新生の荒廃危険箇所等についても詳細な現地調査を続け、治山事業が必要であると判断される場合は、順次治山事業を実施する。 さらに間伐等の遅れにより森林が荒廃し山地災害が発生する恐れのある箇所についても本数調整伐等を積極的に実施し、森林の持つ防災機能の強化を図る。 また、防災意識の普及のため、山地災害防止キャンペーン等の機会を通じ、パンフレットの配布等、情報提供の諸施策を実施する。 **第４章　地すべり防止計画** **１　現　　況** 県下には地すべり危険箇所が 595 箇所（農村振興局所管 60 箇所、林野庁所管 40 箇所、国土交通省所管 495 箇所）存在し、うち 166 箇所（農村水産省所管 28 箇所、林野庁所管 19 箇所、国土交通省所管 120 箇所）が地すべり防止区域に指定されている。 ※　地すべり危険箇所は、資料編 06-01-00、06-02-00、もしくは砂防課のホームページ参照（林野庁及び国土交通省所管分） （略） **３　事業計画** （略） (2) 地すべり対策事業 森林整備保全事業計画等に基づき、計画的な事業実施を行う。特に避難場所、地域防災拠点及び要配慮者利用施設の保全を重点的に行う。

新	旧
う。 また、既存の地すべり防止施設の機能及び性能を維持・確保するため、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、適切な維持管理に努める。 (3) 総合的な地すべり対策 （略） イ　土砂災害警戒区域等の指定・公表 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査結果を速やかに公表する。また、関係市町村長の意見を聴いて、地すべり災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。 ※　土砂災害警戒区域等は、資料編 04-04-00、砂防課ホームページ参照又は砂防課、当該振興局建設部若しくは当該市町村役場にて縦覧に供する。 ウ　雨量観測等 県は、地すべりが発生するメカニズムを解析するための資料及び市町村が警戒避難に資する情報として、県下一円の雨量観測及び情報の蓄積等を実施する。 また雨量情報を提供する。 ※　雨量観測箇所は、資料編 28-02-00 を参照 （略）	(3) 総合的な地すべり対策 （略） イ　土砂災害警戒区域等の指定・公表 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査結果を速やかに公表する。また、関係市町村長の意見を聴いて、地すべり災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。土砂災害警戒区域（地すべり）は 567 区域となっている。（令和５年４月１日現在） ※　土砂災害警戒区域等は、資料編 04-05-00、06-03-00、砂防課ホームページ参照、もしくは砂防課、当該振興局建設部並びに当該市町村役場にて縦覧に供する。 ウ　雨量観測等 県は、地すべりが発生するメカニズムを解析するための資料及び市町村が警戒避難に資する情報として、県下一円の雨量観測及び情報の蓄積等を実施する。 また雨量情報を提供する。 ※　雨量観測箇所は、資料編 04-01-00 を参照 （略）
第５章　急傾斜地崩壊防止計画 **１　現　　況** 県下で土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）は 15,811 区域、うち 15,544 区域が土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）に指定され、また、急傾斜地崩壊危険区域は 1,195 箇所指定されている（令和６年４月１日現在）。	**第５章　急傾斜地崩壊防止計画** **１　現　　況** 県下には保全対象人家戸数５戸以上等の急傾斜地崩壊危険箇所が 3,144 箇所（自然がけ 2,988 箇所、人工がけ 156 箇所）存在している。また、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている箇所は 1,189 箇所となっている。 ※　急傾斜地崩壊危険箇所等は、砂防課のホームページ参照

新	旧
（略） **３　事業計画** （略） (2) 急傾斜地崩壊対策事業 急傾斜地崩壊防止施設の整備を計画的に進める。特に避難場所、地域防災拠点、要配慮者利用施設、ライフライン施設及び重要交通網の保全を重点的に行う。 また、既存の急傾斜地崩壊防止施設の機能及び性能を維持・確保するため、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、適切な維持管理に努める。 (3) 総合的ながけ崩れ対策 （略） イ　土砂災害警戒区域等の指定・公表 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査結果を速やかに公表する。また、関係市町村長の意見を聴いて、がけ崩れによる災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。 ※　土砂災害警戒区域等は、資料編 04-04-00、砂防課ホームページ参照又は砂防課、当該振興局建設部若しくは当該市町村役場にて縦覧に供する。 ウ　雨量観測等 県は、がけ崩れが発生するメカニズムを解析するための資料及び市町村が警戒避難に資する情報として、県内一円の雨量観測及び情報の蓄積等を実施する。また、雨量情報及び土砂災害警戒情報、並びにその補足情報として１kmメッシュ毎の危険度情報等を提供する。 ※　雨量観測箇所及び土砂災害警戒情報は、資料編 28-02-00、04-02-00 をそれぞれ参照 （略）	（略） **３　事業計画** （略） (2) 急傾斜地崩壊対策事業 急傾斜地崩壊防止施設の整備を計画的に進める。特に避難場所、地域防災拠点及び要配慮者利用施設の保全を重点的に行う。 (3) 総合的ながけ崩れ対策 （略） イ　土砂災害警戒区域等の指定・公表 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査結果を速やかに公表する。また、関係市町村長の意見を聴いて、がけ崩れによる災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）は 15,807 区域で、うち 15,809 区域が土砂災害特別区域（急傾斜地の崩壊）に指定されている。（令和５年４月１日現在） ※　土砂災害警戒区域等は、資料編 04-05-00、06-04-00、砂防課ホームページ参照、もしくは砂防課、当該振興局建設部並びに当該市町村役場にて縦覧に供する。 ウ　雨量観測等 県は、がけ崩れが発生するメカニズムを解析するための資料及び市町村が警戒避難に資する情報として、県内一円の雨量観測及び情報の蓄積等を実施する。また、雨量情報及び土砂災害警戒情報、並びにその補足情報として１kmメッシュ毎の危険度情報等を提供する。 ※　雨量観測箇所及び土砂災害警戒情報は、資料編 04-01-00、04-02-00 をそれぞれ参照 （略）

新

第６章　内水排除計画

１　現　況

県管理河川において、高潮対策及び河川の合流点の排水対策のため、次表のポンプ場及び排水機場を整備している。

ポンプ場・排水機場の現況　（令和6年4月現在　県河川課）

ポンプ場名	水系名	管理者	所在地		既設				
					配水管規模				
					ポンプ排水				
			市	町	口径（mm）	台	排水量（m3/S）	台	計（m3/S）
和歌川ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	塩屋	1,500 2,500	2 2	5.0 15.0	2 2	40.0
紀三井寺川ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	紀三井寺	1,500	2	5.0	2	10.0
杭ノ瀬川ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	杭ノ瀬	1,000 1,200 1,350	1	2.0×1 4.0×2	1	10.0
浮島川排水機場	新宮川	和歌山県	新宮市	緑ヶ丘	1,500	2	5.0	2	10.0
※高山川ポンプ場	有田川	和歌山県	有田市	野	700	5	1.0	4	4.0
※お仙谷川ポンプ場	有田川	和歌山県	有田市	糸我町西	700	2	1.0	2	2.0
※東裏川ポンプ場	日高川	和歌山県	美浜町	和田	700	4	1.0	4	4.0
津屋川ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	和歌浦中	1,000 1,800	1 1	2.0 6.5	1 1	8.5 （15）
七箇川ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	梶取	1,200	2	3.1	2	6.2 （35）
箕川ポンプ場	有田川	和歌山県	有田市	宮崎町	1,500	2	5.0	2	10.0
出合川ポンプ場	出合川	和歌山県	湯浅町	田	800	2	1.5	2	3.0
熊野川排水機場	熊野川	和歌山県	御坊市	塩屋町	700	2	1.0	2	2.0

※ 可搬式ポンプ

また、県内には、国際拠点港湾１、重要港湾１、地方港湾１３（うち避難港２）、計１５港湾がある。

このうち、市街地の浸水防止のため、高潮対策事業により排水機場を整備している港湾は次表のとおりである。

旧

第６章　内水排除計画

１　現　況

県管理河川において、高潮対策及び河川の合流点の排水対策のため、次表のポンプ場及び排水機場を整備している。

ポンプ場・排水機場の現況　（令和5年4月現在　県河川課）

ポンプ場名	水系名	管理者	所在地		既設				
					配水管規模				
					ポンプ排水				
			市	町	口径（mm）	台	排水量（m3/S）	台	計（m3/S）
和歌川ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	塩屋	1,500 2,500	2 2	5.0 15.0	2 2	40.0
紀三井寺川ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	紀三井寺	1,500	2	5.0	2	10.0
杭ノ瀬川ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	杭ノ瀬	1,000 1,200 1,350	1	2.0×1 4.0×2	1	10.0
浮島川排水機場	新宮川	和歌山県	新宮市	緑ヶ丘	1,500	2	5.0	2	10.0
※高山川ポンプ場	有田川	和歌山県	有田市	野	700	5	1.0	4	4.0
※お仙谷川ポンプ場	有田川	和歌山県	有田市	糸我町西	700	2	1.0	2	2.0
※東裏川ポンプ場	日高川	和歌山県	美浜町	和田	700	4	1.0	4	4.0
津屋川ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	和歌浦中	1,000 1,800	1 1	2.0 6.5	1 1	8.5 （15）
七箇川ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	梶取	1,200	2	3.1	2	6.2 （35）
箕川ポンプ場	有田川	和歌山県	有田市	宮崎町	1,500	2	5.0	2	10.0
出合川ポンプ場	出合川	和歌山県	湯浅町	田	800	2	1.5	2	3.0
熊野川排水機場	熊野川	和歌山県	御坊市	塩屋町	700	2	1.0	2	2.0

※ 可搬式ポンプ

また、県内には、国際拠点港湾１、重要港湾１、地方港湾１３（うち避難港２）、計１５港湾がある。

このうち、市街地の浸水防止のため、高潮対策事業により排水機場を整備している港湾は次表のとおりである。

新

（令和6年4月現在　県港湾空港振興課,県港湾漁

ポンプ場名	港湾名	管理者	所在地		既設			
					排水量			
			市	町	口径（mm）	排水量（m3/S）	台	計（m3/S）
黒江排水機場	和歌山下津港	和歌山県	海南市	船尾	1,350	3.80	2	10.00
					1,000	2.40	1	
内海排水機場	和歌山下津港	和歌山県	海南市	内海	1,800	6.30	3	18.90
方排水機場	和歌山下津港	和歌山県	海南市	下津方	1,000	2.50	2	5.00
湯浅広港排水機場	湯浅広港	和歌山県	湯浅町	湯浅	1,350	4.10	2	8.20
由良港排水機場	由良港	和歌山県	由良町	網代	900	1.50	2	3.00
文里排水機場	文里港	和歌山県	田辺市	神子浜	2,000	1.22	2	4.88
					2,000	1.22	2	

（略）

第７章　ため池防災計画

１　現　　況

県下には、約 5,000 箇所のため池があり、そのほとんどが明治以前に築造されていることから、年々堤体の浸食や漏水等の老朽化も進んでいる。

また、受益地の減少や農家の高齢化、後継者不足等により、ため池を適切に維持・管理していくことが困難な状況となってきている。

一方で、ため池周辺の開発により、大規模地震や台風、集中豪雨等によるため池堤体の決壊による下流への被害が心配されている。

ため池の老朽化や下流への影響度等を考慮し、地域防災上重要なため池を計画的に改修する必要がある。

現在、「決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下「防災重点農業用ため池」という。）が 1,914 箇所ある。

（略）

旧

（令和5年4月現在　県港湾空港振興課,県港湾漁港整備課）

ポンプ場名	港湾名	管理者	所在地		既設				備考
					排水量				
			市	町	口径（mm）	排水量（m3/S）	台	計（m3/S）	
黒江排水機場	和歌山下津港	和歌山県	海南市	船尾	1,350	3.80	2	10.00	委託管理海南市
					1,000	2.40	1		
内海排水機場	和歌山下津港	和歌山県	海南市	内海	1,800	6.30	3	18.90	委託管理海南市
方排水機場	和歌山下津港	和歌山県	海南市	下津方	1,000	2.50	2	5.00	委託管理海南市
湯浅広港排水機場	湯浅広港	和歌山県	湯浅町	湯浅	1,350	4.10	2	8.20	委託管理湯浅町
由良港排水機場	由良港	和歌山県	由良町	網代	900	1.50	2	3.00	委託管理由良町
文里排水機場	文里港	和歌山県	田辺市	神子浜	2,000	1.22	2	4.88	委託管理田辺市
					2,000	1.22	2		
跡之浦排水機場	文里港	和歌山県	田辺市	新庄	2,000	1.10	1	1.10	委託管理田辺市

（略）

第７章　ため池防災計画

１　現　　況

県下には、約 5,000 箇所のため池があり、そのほとんどが明治以前に築造されていることから、年々堤体の浸食や漏水等の老朽化も進んでいる。

また、受益地の減少や農家の高齢化、後継者不足等により、ため池を適切に維持・管理していくことが困難な状況となってきている。

一方で、ため池周辺の開発により、大規模地震や台風、集中豪雨等によるため池堤体の決壊による下流への被害が心配されている。

ため池の老朽化や下流への影響度等を考慮し、地域防災上重要なため池を計画的に改修する必要がある。

現在、「決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下「防災重点農業用ため池」という。）が 1,921 箇所ある。

（略）

新

第８章　海岸防災計画

（略）

３　事業計画

計画方針に基づき、令和６年度は以下の整備を実施する。

ア　高潮浸食事業　５箇所

イ　海岸堤防等老朽化対策緊急事業　９箇所

ウ　海岸保全施設整備事業（直轄）　１箇所

第９章　港湾防災計画

（略）

３　事業計画

（1）県土整備部

計画方針に基づき、令和６年度は次の施設整備を計画している。

港　名	地　区　名	整　備　内　容	備　　考
由良港	神谷地区	防波堤（北）	

（2）近畿地方整備局

港　　名	地　区　名	整備内容	備　　考
和歌山下津港	本港地区	防波堤(外)	

第 10 章　漁港・漁村防災計画

（略）

３　事業計画

計画方針に基づき、令和６年度は以下の整備を実施する。

旧

第８章　海岸防災計画

（略）

３　事業計画

計画方針に基づき、令和５年度は以下の整備を実施する。

ア　高潮浸食事業　３箇所

イ　海岸堤防等老朽化対策緊急事業　６箇所

ウ　海岸耐震対策緊急事業　１箇所

エ　海岸保全施設整備事業（直轄）　１箇所

第９章　港湾防災計画

（略）

３　事業計画

（1）県土整備部

計画方針に基づき、令和５年度は次の施設整備を計画している。

港　名	地　区　名	整　備　内　容	備　　考
由良港	神谷地区	防波堤（北）	

（2）近畿地方整備局

港　　名	地　区　名	整備内容	備　　考
和歌山下津港	本港地区	防波堤(外)	
和歌山下津港	北港地区	防波堤(南)	

第 10 章　漁港・漁村防災計画

（略）

３　事業計画

計画方針に基づき、令和５年度は以下の整備を実施する。

新

ア　津波・高潮危機管理対策緊急事業　１箇所
イ　海岸堤防老朽化等対策事業　２箇所
ウ　水産基盤整備事業　11 漁港

第 11 章　道路防災計画

１　現　　況

県内道路（高速道路、国道、県道）の現況は次表のとおりであり、山地が県土の７７％を占める地形、地勢条件から落石や地すべり等の危険が予想される箇所が数多く存在する。

種　　別	実 延 長(km)	改良済延長(km)	改 良 率(%)	舗装済延長(km)	舗 装 率(%)
高速道路	99.0	99.0	100	99.0	100
直轄国道	347.3	347.3	100	347.3	100
補助国道	714.5	494.4	69.2	523.6	73.3
県　　道	1,901.2	908.4	47.8	1,170.7	61.6
合　　計	3,062.0	1,849.1	60.4	2,140.6	69.9

「道路統計年報 2023:自転車道線（4 路線）を除く」　令和４年３月 31 日現在

２　計画方針

災害への備えとして、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港や港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を推進する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国、県および市町村が一般送配電事業者、電気通信事業者と連携を図り進めている無電柱化についても一層の推進を図る。

また、災害により、道路施設の被害が発生し、通行不能状態に至った場合を想定し

旧

ア　津波・高潮危機管理対策緊急事業　１箇所
イ　海岸堤防老朽化等対策事業　３箇所
ウ　水産基盤整備事業　11 漁港

第 11 章　道路防災計画

１　現　　況

県内道路（高速道路、国道、県道）の現況は次表のとおりであり、山地が県土の７７％を占める地形、地勢条件から落石や地すべり等の危険が予想される箇所が数多く存在する。

種　　別	実　延　長(km)	改良済延長(km)	改 良 率(%)	舗装済延長(km)	舗 装 率(%)
高速道路	99.0	99.0	100	99.0	100
直轄国道	347.3	347.3	100	347.3	100
補助国道	713.1	489.2	68.6	520.5	73.0
県　　道	1,894.9	902.0	47.6	1,164.0	61.4
合　　計	3,054.3	1,837.5	60.2	2,130.8	69.8

「道路統計年報 2022:自転車道線（4 路線）を除く」　令和３年３月 31 日現在

２　計画方針

災害への備えとして、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港や港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を推進する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国、県および市町村が一般送配電事業者、電気通信事業者と連携を図り進めている無電柱化についても一層の推進を図る。

また、豪雨等により、道路施設の被害が発生し、通行不能状態に至った場合を想定

新	旧
た危機管理体制の確立に向けて、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制（初動体制）の構築、関係各機関との情報交換体制・相互支援体制の充実等を図り、迅速かつ的確な対応の実現を目指す。	した危機管理体制の確立に向けて、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制（初動体制）の構築、関係各機関との情報交換体制・相互支援体制の充実等を図り、迅速かつ的確な対応の実現を目指す。
３　事業計画	**３　事業計画**
災害に強い道づくりを推進するため、高速道路等の幹線道路ネットワークの整備や、危険度が高い箇所（道路防災総点検結果情報等）をはじめ、緊急輸送ルート、孤立地域等の調査情報を元にプライオリティを定め、計画的に防災対策を実施する。	豪雨等による災害に強い道づくりを推進するため、高速道路等の幹線道路ネットワークの整備や、危険度が高い箇所（道路防災総点検結果情報等）をはじめ、緊急輸送ルート、孤立地域等の調査情報を元にプライオリティを定め、計画的に防災対策を実施する。
また、危機管理体制の実現に向けた各種調査、マニュアルの検討・策定、支援資機材の配備、訓練を実施する。	また、危機管理体制の実現に向けた各種調査、マニュアルの検討・策定、支援資機材の配備、訓練を実施する。
(1)災害に備えた道路ネットワークの構築	(1) 幹線道路ネットワークの整備
災害による被害発生時の円滑な救助・救援活動実施のため、命の道となる高速道路や緊急輸送道路のダブルネットワーク化など、道路ネットワークの整備を進めるとともに、緊急輸送道路等の防災・減災対策を推進する。	豪雨等による被害発生時の救助・救援活動等、命の道となる高速道路や直轄国道の整備促進、及び防災機能強化、県内主要幹線道路の整備を図る。
(2) 道路施設の被害情報収集体制の確立	(2) 道路施設の被害情報収集体制の確立
災害時にはヘリコプター利用も含め、道路や橋梁等、交通施設の被害状況を迅速に把握できる体制を構築し、初動期の被害情報収集に備える。	豪雨発生時にはヘリコプター利用も含め、道路や橋梁等、交通施設の被害状況を迅速に把握できる体制を構築し、初動期の被害情報収集に備える。
(3) 大迂回路や局地迂回路の選定	(3) 大迂回路や局地迂回路の選定
災害により、道路や橋梁等、交通施設の被害が発生した場合、通行不能箇所に対する大迂回路や局地迂回路を迅速に特定し、効果的な規制方法を選択できる体制を目指し、交通施設の基礎情報をはじめ、地形、各種区域、各種施設等の情報収集・整理に努める。	豪雨により、道路や橋梁等、交通施設の被害が発生した場合、通行不能箇所に対する大迂回路や局地迂回路を迅速に特定し、効果的な規制方法を選択できる体制を目指し、交通施設の基礎情報をはじめ、地形、各種区域、各種施設等の情報収集・整理に努める。
(4) アンダーパス対策等	（新設）
豪雨等の災害によりアンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進し事故防止に努める。 また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。	

新	旧
（5）他機関との情報交換体制の確立 災害により、道路や橋梁等、交通施設の被害が発生した場合の被害情報、通行の禁止または制限等の規制情報等、他機関との情報交換体制の確立を目指し、各種事前協議及び協定を行うと共に、通信手段の多ルート化に努める。 また、短期間の集中的な大雪が見込まれる場合には、幹線道路上の大規模な滞留発生を回避するため、関係機関と連携して必要な人材、資機材を確保して迅速な除雪等に努める。	（4）他機関との情報交換体制の確立 豪雨により、道路や橋梁等、交通施設の被害が発生した場合の被害情報、通行の禁止または制限等の規制情報等、他機関との情報交換体制の確立を目指し、各種事前協議及び協定を行うと共に、通信手段の多ルート化に努める。 また、短期間の集中的な大雪が見込まれる場合には、幹線道路上の大規模な滞留発生を回避するため、関係機関と連携して必要な人材、資機材を確保して迅速な除雪等に努める。
4　その他	**4　その他**
・「道の駅」防災利用に関する基本協定と「道の駅」の利用 今後発生が予想される南海トラフ地震・津波又は紀伊半島大水害に代表される豪雨・出水による大規模災害をはじめとする災害発生時において、迅速かつ的確な応急対策等を実施するため、関係機関が協働し、効率的かつ迅速な防災活動と啓発に努めることを目的に 2015 年から国、県及び道の駅がある市町村との間で基本協定を締結している。 また、国が広域的な防災拠点として重点的な支援をする「防災道の駅」に「道の駅すさみ」が選定されており、今後も国の追加指定の動きに併せた新たな「防災道の駅」の指定に向け市町村と連携し取り組む。「防災道の駅」以外の道の駅についても、災害時の一時避難場所として機能することを踏まえ、BCP の策定に合わせ事前の備えを進めていく。 ・災害発生時の道の駅の役割 ①道路情報、被災情報の提供 ②道路啓開に必要な活動拠点及び資機材等の運搬に係る中継場所として機能するよう防災拠点駐車場の指定を推進する。 ③道路利用者等の一時避難場所としての機能を考慮し、各駅の立地、ハザードを踏まえ、BCP 策定の中で支援物資等の必要な備え・ルールの策定を進める。	・「道の駅」防災利用に関する基本協定と「道の駅」の利用 今後発生が予想される南海トラフの巨大地震・津波又は紀伊半島大水害に代表される豪雨・出水による大規模災害をはじめとする災害発生時において、迅速かつ的確な応急対策等を実施するため、関係機関が協働し、効率的かつ迅速な防災活動と啓発に努めることを目的に基本協定を締結した。 道の駅では防災啓発活動を行うと共に、災害発生時は以下の防災活動に利用する ①道路に関する道路情報、被災情報の提供 ②道路啓開に必要な活動拠点及び資機材等の運搬に係る中継場所の提供 ③住民が避難・休憩するための場所を提供、支援物資の提供・保管
第 12 章　火災予防計画	**第 12 章　火災予防計画**

新	旧
（略） **３　事業計画** （略） （4）消防団組織の充実強化 消防団は、消火活動はもちろんのこと、大規模災害時の救助救出活動、災害防御活動など非常に重要な役割を果たしており、地域に密着した組織として、住民に対するきめ細かい予防活動、啓発活動等幅広い分野でも活躍している。 その一方で、住民の意識の希薄化や過疎地域における若年層の減少等の影響で、団員数の減少、高齢化の問題が生じており、消防団の充実強化を一層推進していくことが課題となっている。 このため、消防操法大会等の開催による地域住民の理解と認識を深めるとともに、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。また、今後も若年層への積極的な参加の促進と消防団活動の安全確保に努め、消防団の充実強化に取り組んでいく。 （略）	（略） **３　事業計画** （略） （4）消防団組織の充実強化 消防団は、消火活動はもちろんのこと、大規模災害時の救助救出活動、災害防御活動など非常に重要な役割を果たしており、地域に密着した組織として、住民に対するきめ細かい予防活動、啓発活動等幅広い分野でも活躍している。 その一方で、住民の意識の希薄化や過疎地域における若年層の減少等の影響で、団員数の減少、高齢化の問題が生じており、消防団の充実強化を一層推進していくことが課題となっている。 このため、消防操法大会等の開催による地域住民の理解と認識を深めるとともに、今後も若年層への積極的な参加の促進と消防団活動の安全確保に努め、消防団の充実強化に取り組んでいく。 （略）
第 19 章　文化財災害予防計画 （略） **２　計画方針** 県内には、歴史的に価値の高い文化財が未指定のものも含め数多く残されている。これら文化財を保存し、後世に伝えるためには、文化財の所在情報の充実等により、現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策を計画するとともに、施設の整備、文化財保護思想の普及・啓発及び指導の強化を推進しなければならない。 文化財の所有者又は管理者は、良好な状況のもとに、文化財の維持管理に当たるものとし、県教育委員会及び市町村文化財主管部局は勧告、助言、指導等を行うものとする。 なお、詳細については、令和３年３月策定の「和歌山県文化財保存活用大綱」及び	**第 19 章　文化財災害予防計画** （略） **２　計画方針** 県内には、歴史的に価値の高い文化財が未指定のものも含め数多く残されている。これら文化財を保存し、後世に伝えるためには、文化財の所在情報の充実等により、現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策を計画するとともに、施設の整備、文化財保護思想の普及・啓発及び指導の強化を推進しなければならない。 文化財の所有者又は管理者は、良好な状況のもとに、文化財の維持管理に当たるものとし、県教育委員会及び市町村文化財主管部局は勧告、助言、指導等を行うものとする。 なお、詳細については、令和３年３月策定の「和歌山県文化財保存活用大綱」及び別

新

令和５年11月策定の「和歌山県文化財災害対応マニュアル」によるものとする。

（略）

（6）防災設備の維持管理

指定文化財（建造物）の防災施設設置状況は次表のとおりであるが、老朽化した設備については、計画的に改修を行う。

指定文化財（建造物）の防災施設設置状況（令和6.4.1現在）

防災施設名	指定別	指定件数	防災施設設置済件数	設置率
警報設備	国	８３	８１	９８％
	県	４６	３２	７０％
消火設備	国	８３	７２	８７％
	県	４６	１８	３９％
避雷設備	国	８３	６０	７２％
	県	４６	１１	２４％

（注）１　国指定建造物86件のうち、石造物２件、収蔵庫へ収蔵中の１件を除く。

２　県指定建造物60件のうち、石造物13件、収蔵庫へ収蔵中の１件を除く。

（略）

第20章　危険物等災害予防計画

（略）

第５節　放射性物質事故災害予防計画

１　現　　況

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき、放射性同位元素等の使用の許可を受け、又は使用の届出をしている事業所は、令和6年３月31日現在県内に66事業所ある。

※　放射性同位元素等規制法の対象事業所一覧は、資料編22-01-00を参照

（略）

旧

に定める対応マニュアルによるものとする。

（略）

（6）防災設備の維持管理

指定文化財（建造物）の防災施設設置状況は次表のとおりであるが、老朽化した設備については、計画的に改修を行う。

指定文化財（建造物）の防災施設設置状況（令和5.4.1現在）

防災施設名	指定別	指定件数	防災施設設置済件数	設置率
警報設備	国	８２	８０	９８％
	県	４５	３２	７１％
消火設備	国	８２	７１	８６％
	県	４５	１８	４０％
避雷設備	国	８２	６０	７３％
	県	４５	１１	２４％

（注）１　国指定建造物85件のうち、石造物２件、収蔵庫へ収蔵中の１件を除く。

２　県指定建造物59件のうち、石造物13件、収蔵庫へ収蔵中の１件を除く。

（略）

第20章　危険物等災害予防計画

（略）

第５節　放射性物質事故災害予防計画

１　現　　況

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき、放射性同位元素等の使用の許可を受け、又は使用の届出をしている事業所は、令和5年３月31日現在県内に63事業所ある。

※　放射性同位元素等規制法の対象事業所一覧は、資料編22-01-00を参照

（略）

新

第 21 章　公共的施設災害予防計画

（略）

第２節　電力施設災害予防計画

（略）

３　関係機関との相互連携協力体制の構築

（1）自治体との協調

平常時には、地方防災会議等への参画、最低年１回の連絡窓口等の相互確認を実施し、また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

ア）地方防災会議等への参画

地方防災会議等には、委員及び幹事を推薦し参加させる。

また、地域防災計画の作成や被害想定の検討等に関し、必要な資料または情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合には、これに協力する。

（略）

第５節　鉄道施設災害予防計画

＜西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部和歌山支社＞

１　現　　況

種　　類	紀勢本線	和歌山線	阪 和 線	計
営業キロ（km）	204.0	52.1	26.4	282.5
橋りょう（箇所）	702	99	76	877
トンネル（箇所）	129	0	6	135
踏　　切（箇所）	213	131	45	389

（略）

旧

第 21 章　公共的施設災害予防計画

（略）

第２節　電力施設災害予防計画

（略）

３　関係機関との相互連携協力体制の構築

（1）自治体との協調

平常時には、地方防災会議等への参画、最低年１回の連絡窓口等の相互確認を実施し、また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

ア）地方防災会議等への参画

地方防災会議等には、委員及び幹事を推薦し参加させる。

また、地方防災計画の作成や被害想定の検討等に関し、必要な資料または情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合には、これに協力する。

（略）

第５節　鉄道施設災害予防計画

＜西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部和歌山支社＞

１　現　　況

種　　類	紀勢本線	和歌山線	阪 和 線	計
営業キロ（km）	204.0	52.1	26.4	282.5
橋りょう（箇所）	702	99	76	877
トンネル（箇所）	129	0	6	135
踏　　切（箇所）	214	131	45	390

（略）

新	旧
第 23 章　農林水産関係災害予防計画 （略） **２　事業計画** (1) 風水害予防対策 ア　農産物対策 （略） ⑥　施設栽培（野菜、花き、果樹） a　パイプハウス、ガラス等栽培施設の設計は、設置環境に応じ、最大風圧強度で設計することを基本としているが、設置年数等状況に応じて次の対策を講じる。 (ｱ) 防風垣（樹）、防風ネット等自然的防風機能の強化 (ｲ) 施設の倒壊防止のため、直パイプ等で４～５ｍ間隔に 45 度程度の角度で「すじかい」を入れる。 (ｳ) 施設部材の地中打ち込み部の補強及びパイプ継目の補強とともに押えバンドの固定強化 （略）	**第 23 章　農林水産関係災害予防計画** （略） **２　事業計画** (1) 風水害予防対策 ア　農産物対策 （略） ⑥　施設栽培（野菜、花き、果樹） a　パイプハウス、ガラス等栽培施設の設計は、設置環境に応じ、最大風圧強度で設計することを基本としているが、設置年数等状況に応じて次の対策を講じる。 (ｱ) 防風垣（樹）、防風ネット等自然的防風機能の強化 (ｲ) 施設の倒潰防止のため、直パイプ等で４～５ｍ間隔に 45 度程度の角度で「すじかい」を入れる。 (ｳ) 施設部材の地中打ち込み部の補強及びパイプ継目の補強とともに押えバンドの固定強化 （略）
第 24 章　気象業務整備計画 **１　現　　況** (1) 気象観測値等の把握状況 効果的な防災活動に資するためには気象等の実況値を即時的に入手し、適時適切な気象情報を提供することが重要である。 実況値の即時的把握のため、和歌山地方気象台では和歌山県内に降水量はほぼ 17km メッシュで、風向、風速、気温、湿度、日照はほぼ 21km メッシュで展開した地域気象観測所のオンラインシステムによって入手している。 （略）	**第 24 章　気象業務整備計画** **１　現　　況** (1) 気象観測値等の把握状況 効果的な防災活動に資するためには気象等の実況値を即時的に入手し、適時適切な気象情報を提供することが重要である。 実況値の即時的把握のため、和歌山地方気象台では和歌山県内に降水量はほぼ 17km メッシュで、風向、風速、気温、日照はほぼ 21km メッシュで展開した地域気象観測所のオンラインシステムによって入手している。 （略）

新	旧
第 25 章　防災救助施設等整備計画 **第１節　消防施設整備計画** **１　現　　況** 現在、県内 30 市町村のうち 29 市町村に常備消防機関が設置されており、消防本部数 17、消防署所数 48 となっている。（R5.4.1 現在） （略） **第３節　救助物資等備蓄計画** （略） **３　事業計画** （1）被服、寝具、その他生活必需品 被服、寝具、その他生活必需品（家庭動物の飼養に関する資材を含む）について、その耐用年数等にかんがみ、多量の備蓄を行うことは困難であることから、被災時において必要な物資は現地調達することを原則とし、県内大手流通業者を中心に、調達に関する協定を締結し、それらの輸送に関しての協定を(公社)和歌山県トラック協会と締結している。 また、県においては、併せて食物アレルギーに配慮した食料確保に努めるなど適当な備蓄物資の確保とこれらの管理を行うものとし、社会福祉施設等に協力を要請して県有施設以外の備蓄（ところてん方式）も行っていく。 （略） **第 26 章　防災行政無線整備計画** **１　防災行政無線の整備及び県民への防災情報の伝達** （1）和歌山県総合防災情報システム（県防災行政無線を含む）の整備 県民の生命、財産を災害から守るためには、災害対策基本法、災害救助法、気象業務法、水防法、消防組織法等の諸法令に基づいて県が行う予防、応急活動及び復旧・復興活動を有効に遂行できるような情報連絡体制を整備することが重要	**第 25 章　防災救助施設等整備計画** **第１節　消防施設整備計画** **１　現　　況** 現在、県内 30 市町村のうち 29 市町村に常備消防機関が設置されており、消防本部数 17、消防署所数 48 となっている。（R4.4.1 現在） （略） **第３節　救助物資等備蓄計画** （略） **３　事業計画** （1）被服、寝具、その他生活必需品 被服、寝具、その他生活必需品について、その耐用年数等にかんがみ、多量の備蓄を行うことは困難であることから、被災時において必要な物資は現地調達することを原則とし、県内大手流通業者を中心に、調達に関する協定を締結し、それらの輸送に関しての協定を(社)和歌山県トラック協会と締結している。 また、県においては、併せて食物アレルギーに配慮した食料確保に努めるなど適当な備蓄物資の確保とこれらの管理を行うものとし、社会福祉施設等に協力を要請して県有施設以外の備蓄（ところてん方式）も行っていく。 （略） **第 26 章　防災行政無線整備計画** **１　防災行政無線の整備** （1）和歌山県総合防災情報システム（県防災行政無線を含む）の整備 県民の生命、財産を災害から守るためには、災害対策基本法、災害救助法、気象業務法、水防法、消防組織法等の諸法令に基づいて県が行う予防、応急活動及び復旧・復興活動を有効に遂行できるような情報連絡体制を整備することが重要

新	旧
である。 特に県と市町村や消防本部等の防災関係機関との通信経路の確保は、気象情報の迅速な伝達、災害情報の的確な把握、状況に即応した応急救助の指示・要請等といった災害対策のあらゆる面において必要不可欠な要件であるが、災害時の一般公衆回線は寸断や等が発生するため、これに頼らない県独自の通信経路を整備する必要がある。 県では、このための通信システムとして和歌山県総合防災情報システムを整備し運用している。令和４年度からは一般財団法人自治体衛星通信機構が運営する第３世代地域衛星通信ネットワークによる衛星通信回線を導入し、県の情報通信基盤である「きのくにｅ-ねっと」による有線回線との２つの通信経路で、県庁と振興局等の出先機関、30 市町村、17 消防本部及び陸上自衛隊信太山駐屯地とを接続し、被害情報、支援情報及び映像情報等の各種災害情報及び防災情報を県内で一元化・共有化できる通信システムを構築するとともに、専用のファクシミリ及び電話で通信を確保している。 この他に、県では全県移動系防災行政無線を整備しており、公用車、漁業取締船及び防災ヘリに無線機を搭載するとともに、携帯型や可搬型の無線機を整備することにより、機動性と耐災害性を重視した通信手段を確保している。 （移設）	である。 特に県と市町村や消防本部との通信経路の確保は、気象情報の迅速な伝達、災害情報の的確な把握、状況に即応した応急救助の指示・要請等といった災害対策のあらゆる面において必要不可欠な要件であるが、災害時の一般公衆回線は寸断や等が発生するため、これに頼らない県独自の通信経路を整備する必要がある。 県では、このための通信システムとして和歌山県総合防災情報システムを整備し運用している。令和４年度からは一般財団法人自治体衛星通信機構が運営する第３世代地域衛星通信ネットワークによる衛星通信回線を導入し、県の情報通信基盤である「きのくにｅねっと」による有線回線との２つの通信経路で、県庁と振興局等の出先機関、30 市町村、17 消防本部及び陸上自衛隊信太山駐屯地とを接続し、被害情報、支援情報及び映像情報等の各種防災情報を県内で一元化・共有化できる通信システムを構築するとともに、専用のファクシミリ及び電話で通信を確保している。 この他に、県では全県移動系防災行政無線を整備しており、公用車、漁業取締船及び防災ヘリに無線機を搭載するとともに、携帯型や可搬型の無線機を整備することにより、機動性と耐災害性に優れた通信手段を確保している。 (2) 県から県民への情報伝達手段 県では、県民に直接災害情報を伝達する手段として、ポータルサイト「防災わかやま」、登録制メール「防災わかやまメール配信サービス」、X(Twitter)「防災わかやま X」、スマートフォンアプリ「和歌山県防災ナビ」及び携帯電話各社の「緊急速報メール」を運用しており、一人でも多く災害情報が行き渡るように努めている。
(2) 市町村防災行政無線の整備による通信確保と地域住民への防災情報の伝達 市町村防災行政無線は、地域住民に迅速かつ的確に防災情報や緊急地震速報等の気象情報を提供して住民の生命・財産の安全を守るために有効な情報伝達手段である。	(3) 市町村防災行政無線の整備による通信確保と地域住民への災害情報の伝達 市町村防災行政無線は、地域住民に迅速かつ的確に防災気象情報や緊急地震速報等の防災情報を提供して住民の生命・財産の安全を守るために有効な情報伝達手段である。

新	旧
市町村防災行政無線（同報系）は県内 30 市町村すべてで整備が行われているが、屋外拡声スピーカーの音声が暴風や豪雨時に著しく聞こえにくくなるため、地域住民が防災情報を受け取る機会を損なわないよう、戸別受信機の整備や防災報伝達手段の多様化・複数化の推進について助言していくこととする。 移動系の防災行政無線は、25 市町村で整備している。過去の災害では、一般の電話回線や携帯電話回線が被災したり停電等で使用できなくなって通信の確保に困難を極めており、機動性が高く耐災害性に優れた移動系防災行政無線の整備を助言していく。 また、災害時に孤立する可能性のある地域は、安否確認や被害情報の収集等が特に遅れがちとなるため、移動系防災行政無線機や衛星携帯電話の設置など、あらゆる手段を検討して地域特性に応じた方法によって通信を確保するよう助言していく。 （略）	市町村防災行政無線（同報系）は県内 30 市町村すべてで整備が行われているが、屋外拡声スピーカーの音声が暴風や豪雨時に著しく聞こえにくくなるため、地域住民が災害情報を受け取る機会を損なわないよう、戸別受信機の整備や災害報伝達手段の多様化・複数化の推進について助言していくこととする。 移動系の防災行政無線は、26 市町村で整備している。過去の災害では、一般の電話回線や携帯電話回線が被災したり停電等で使用できなくなって通信の確保に困難を極めており、機動性が高く耐災害性に優れた移動系防災行政無線の整備を助言していく。 また、災害時に孤立する可能性のある地域は、安否確認や被害情報の収集等が特に遅れがちとなるため、移動系防災行政無線機や衛星携帯電話の設置など、あらゆる手段を検討して地域特性に応じた方法によって通信を確保するよう助言していく。 （略）
第 29 章　防災知識普及計画 **1　計画方針** 県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等防災関係機関は、関係職員に対して防災教育を実施するとともに、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、企業などの多様な主体の関わりの中で、防災知識の普及に努め、災害予防及び防災体制の充実を図る。 またその際、障害者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や男女のニーズの違い等に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いについても配慮した防災教育、防災知識の普及に努めるとともに、災害発生後の避難所や仮設住宅等においては、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないための意識の普及、徹底を図るものとする。 **2　事業計画** （略）	**第 29 章　防災知識普及計画** **1　計画方針** 県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等防災関係機関は、関係職員に対して防災教育を実施するとともに、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、企業などの多様な主体の関わりの中で、防災知識の普及に努め、災害予防及び防災体制の充実を図る。 またその際、障害者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や男女のニーズの違い等に十分配慮した防災教育、防災知識の普及に努めるとともに、災害発生後の避難所や仮設住宅等においては、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないための意識の普及、徹底を図るものとする。 **2　事業計画** （略）

新	旧
(2) 一般住民に対する防災知識の普及 防災関係機関は、単独又は共同して、住民の災害時における心得等防災に関する知識の高揚を図るため、下記の媒体等の利用により防災知識の普及に努める。 ア　ラジオ、テレビ及び新聞の利用 イ　県ホームページ、広報誌、広報車の利用 ウ　パンフレットの利用 エ　映画、スライド等による普及 オ　講習会、講演会等の開催及び訓練の実施 カ　防災マップ、ハザードマップ、避難カード等の作成、住民への配布（市町村） キ　地震体験車の利用 ク　トイレカーやトイレトレーラー（以下「移動型トイレ車両」という。）、高付加価値コンテナ等による普及 ケ　県災害対応シミュレーションゲームの利用 コ　その他	(2) 一般住民に対する防災知識の普及 防災関係機関は、単独又は共同して、住民の災害時における心得等防災に関する知識の高揚を図るため、下記の媒体等の利用により防災知識の普及に努める。 ア　ラジオ、テレビ及び新聞の利用 イ　県ホームページ、広報誌、広報車の利用 ウ　パンフレットの利用 エ　映画、スライド等による普及 オ　講習会、講演会等の開催及び訓練の実施 カ　防災マップ、ハザードマップ、避難カード等の作成、住民への配布（市町村） キ　地震体験車の利用 （新設） ク　県災害対応シミュレーションゲームの利用 ケ　その他
(3) 普及の内容 防災知識の普及は、おおむね次の事項を中心に、その徹底を図る。 ア　防災気象に関する事項 イ　過去の主な被害事例 ウ　地域防災計画の概要 エ　防災予防の概要　　火災予防、台風時における家屋の事前補修他 オ　平常時の心得（準備） a　食糧、飲料水、携帯トイレ及びトイレットペーパー等の備蓄〔家庭においては消費しながらの備蓄（ところてん方式）を行い１週間分程度とする〕 b　非常持ち出し品の準備 c　避難路、避難場所及び所要時間の把握 d　災害時の家族内の連絡体制の確保 e　避難所運営の方法	(3) 普及の内容 防災知識の普及は、おおむね次の事項を中心に、その徹底を図る。 ア　防災気象に関する事項 イ　過去の主な被害事例 ウ　地域防災計画の概要 エ　防災予防の概要　　火災予防、台風時における家屋の事前補修他 オ　平常時の心得（準備） a　食糧、飲料水、携帯トイレ及びトイレットペーパー等の備蓄〔家庭においては消費しながらの備蓄（ところてん方式）を行い１週間分程度とする〕 b　非常持ち出し品の準備 c　避難路、避難場所及び所要時間の把握 d　災害時の家族内の連絡体制の確保 （新設）

新	旧
f　要配慮者の所在把握 g　石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの備蓄及び正しい活用方法の習得 h　家庭動物との同行避難の方法や受入れる避難所の場所、避難所での飼養についての準備（犬の登録・狂犬病予防注射接種等の法令遵守、しつけ、餌の備蓄等） i　正確な情報の入手方法(防災わかやまメール配信サービス、和歌山県防災ナビ) j　自動車へのこまめな満タン給油 (4) 災害教訓の伝承 県及び市町村は、過去に起こった大災害教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、「世界津波の日」の由来となった濱口梧陵の精神や災害に関する石碑・モニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝え、地震・津波防災意識の向上に努める。 （略）	e　要配慮者の所在把握 f　石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの備蓄及び正しい活用方法の習得 g　家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備（犬の登録・狂犬病予防注射接種等の法令遵守、しつけ、餌の備蓄等） h　正確な情報の入手方法(防災わかやまメール配信サービス、和歌山県防災ナビ) i　自動車へのこまめな満タン給油 (4) 災害教訓の伝承 県及び市町村は、過去に起こった大災害教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、「世界津波の日」の由来となった濱口梧陵の精神や災害に関する石碑・モニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝え、地震・津波防災意識の向上に努める。 （略）
第 31 章　災害時救急医療体制確保計画 （略） **2　計画内容** （略） (2) 実施の方法 ア　「災害拠点病院」の指定及び整備 災害医療支援機能を有し、24 時間対応可能な緊急体制を確保する災害拠点病院を県下２次医療圏域に指定整備することにより、災害時の医療を確保する。 イ　災害拠点病院の種類等	**第 31 章　災害時救急医療体制確保計画** （略） **2　計画内容** （略） (2) 実施の方法 ア　「災害拠点病院」の指定及び整備 災害医療支援機能を有し、24 時間対応可能な緊急体制を確保する災害拠点病院を県下２次医療圏域に指定整備することにより、災害時の医療を確保する。 イ　災害拠点病院の種類等

新	旧
①　和歌山県総合災害医療センター 　県内全域を対象とした災害時における医療救護等にあたるとともに、被災地域の後方支援や研修機能を有する県における災害時医療対策の中核施設。 ②　地域災害医療センター 　主として二次医療圏域内の災害時における医療救護等にあたる、圏域における災害医療対策の中核施設。 ※和歌山県災害拠点病院は、資料編 32-01-00 を参照 ウ　「災害拠点病院」の整備基準等 ①　病棟（病室、ＩＣＵ等）、救急診療に必要な診療棟（診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等）、災害時における患者の多数発生時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペース。 ②　診療に必要な施設等の耐震構造 ③　電気等のライフラインの維持機能 ④　原則として、病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。 　やむなく病院敷地内に確保が困難な場合は、病院近接地に非常時にも使用可能な離発着場を確保すること。 ⑤　被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材等。 エ　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の体制整備 　災害の急性期（概ね４８時間以内）に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の活動により、傷病者の救命率の向上や後遺症の減少が期待され、県内１１施設（県立医科大学附属病院、日本赤十字社和歌山医療センター、和歌山労災病院、公立那賀病院、橋本市民病院、有田市立病院、ひだか病院、紀南病院、南和歌山医療センター、白浜はまゆう病院及び新宮市立医療センター）が日本ＤＭＡＴ隊員養成研修を終了していることから、県内の運用体制の整備を図るものとする。 オ　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の体制整備	①　和歌山県総合災害医療センター 　県内全域を対象とした災害時における医療救護等にあたるとともに、被災地域の後方支援や研修機能を有する県における災害時医療対策の中核施設。 ②　地域災害医療センター 　主として二次医療圏域内の災害時における医療救護等にあたる、圏域における災害医療対策の中核施設。 ※和歌山県災害拠点病院は、資料編 32-01-00 を参照 ウ　「災害拠点病院」の整備基準等 ①　病棟（病室、ＩＣＵ等）、救急診療に必要な診療棟（診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等）、災害時における患者の多数発生時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペース。 ②　診療に必要な施設等の耐震構造 ③　電気等のライフラインの維持機能 ④　原則として、病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。 　やむなく病院敷地内に確保が困難な場合は、病院近接地に非常時にも使用可能な離発着場を確保すること。 ⑤　被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材等。 エ　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の体制整備 　災害の急性期（概ね４８時間以内）に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の活動により、傷病者の救命率の向上や後遺症の減少が期待され、県内１１施設（県立医科大学附属病院、日本赤十字社和歌山医療センター、和歌山労災病院、公立那賀病院、橋本市民病院、有田市立病院、ひだか病院、紀南病院、南和歌山医療センター、白浜はまゆう病院及び新宮市立医療センター）が日本ＤＭＡＴ隊員養成研修を終了していることから、県内の運用体制の整備を図るものとする。 オ　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の体制整備

新	旧
災害発生直後の急性期（概ね４８時間以内）から中長期に渡り、被災地の精神医療システムの機能補完や災害により新たに生じた精神的問題への対応を行う災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の体制整備を図る。	災害発生直後の急性期（概ね４８時間以内）から中長期に渡り、被災地の精神医療システムの機能補完や災害により新たに生じた精神的問題への対応を行う災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の体制整備を図る。
カ　日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）との連携 被災地における緊急栄養補給物資の支援など、状況に応じた栄養・食生活支援活動を通じ、被災地支援を行う日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）との連携に努める。	（新設）
キ　災害医療コーディネーターの配置 災害時の医療体制を迅速かつ的確に構築するため、救急及び透析医療に熟知している者をコーディネーターに委嘱し、災害医療本部に統括災害医療コーディネーターを、二次保健医療圏単位に地域災害医療コーディネーターを配置する。 和歌山県災害医療コーディネーター設置要綱は、資料編 46-14-00 を参照	カ　災害医療コーディネーターの配置 災害時の医療体制を迅速かつ的確に構築するため、救急及び透析医療に熟知している者をコーディネーターに委嘱し、災害医療本部に統括災害医療コーディネーターを、二次保健医療圏単位に地域災害医療コーディネーターを配置する。 和歌山県災害医療コーディネーター設置要綱は、資料編 46-14-00 を参照
ク　災害時小児周産期リエゾンの配置 災害時の医療体制を迅速かつ的確に構築するため、小児医療又は周産期医療に熟知している者を災害時小児周産期リエゾンに委嘱し、災害医療本部に配置する。 和歌山県災害時小児周産期リエゾン設置要綱は、資料編 46-14-01 を参照	キ　災害時小児周産期リエゾンの配置 災害時の医療体制を迅速かつ的確に構築するため、小児医療又は周産期医療に熟知している者を災害時小児周産期リエゾンに委嘱し、災害医療本部に配置する。 和歌山県災害時小児周産期リエゾン設置要綱は、資料編 46-14-01 を参照
ケ　災害支援ナースの派遣体制整備 災害発生時における看護ニーズに迅速に対応するため、災害支援ナースの所属施設との協定締結を促進する等、派遣体制の整備を図る。 ※災害支援ナースの派遣に関する協定は、資料編 46-18-00 を参照 ※災害支援ナースの派遣に関する協定の締結状況は、資料編 46-18-01 を参照	（新設）
（略）	（略）
第 32 章　避難行動要支援者対策計画	**第 32 章　避難行動要支援者対策計画**
（略）	（略）

新	旧
２　計画内容 （略） （7）その他 ア　医療保険制度（国民健康保険、後期高齢者医療）の事務処理対策 ①　保険医療機関等関係機関との連絡調整班の設置 ②　臨時医療保険相談所等の開設 a　被災時の一部負担金等について 災害の被災者にあっては、受診時の一部負担金及び入院時の食事に係る負担額の猶予について、関係機関の協力を得る。 b　被保険者証（マイナ保険証）等の取扱いについて 被災により被保険者証（マイナ保険証）等が消失している場合や提示不可能となっている場合等でも保険医療機関を受診できるよう、関係機関との連絡調整を行う。 c　保険料の納付について 保険料に係る納期限の延長や、免除について関係機関の協力を得る。 （略）	**２　計画内容** （略） （7）その他 ア　医療保険制度（国民健康保険、後期高齢者医療）の事務処理対策 ①　保険医療機関等関係機関との連絡調整班の設置 ②　臨時医療保険相談所等の開設 a　被災時の一部負担金等について 災害の被災者にあっては、受診時の一部負担金及び入院時の食事に係る負担額の猶予について、関係機関の協力を得る。 b　被保険者証等の再交付 被災者から被保険者証等の再交付申請があった場合、免許証等本人であることを確認のうえ、速やかに交付できるように関係機関の協力を得る。 c　保険料の納付について 保険料に係る納期限の延長や、免除について関係機関の協力を得る。 （略）
第 35 章　廃棄物処理にかかる防災体制の整備 （略） **２　事業計画** （1）災害時応急体制の整備 県及び市町村は、不測の事態に備え、大規模災害時の具体的な行動指針となる災害廃棄物処理計画に基づき、次のことを推進する。 ア　周辺の地方公共団体及び廃棄物関係団体等との災害時の相互協力体制を整備する。 イ　災害廃棄物等の仮置場の候補地の選定、広域的な処理計画等について検討を進める。	**第 35 章　廃棄物処理にかかる防災体制の整備** （略） **２　事業計画** （1）災害時応急体制の整備 県及び市町村は、不測の事態に備え、大規模災害時の具体的な行動指針となる災害廃棄物処理計画に基づき、次のことを推進する。 ア　周辺の地方公共団体及び廃棄物関係団体等との災害時の相互協力体制を整備する。 イ　災害廃棄物等の仮置場の候補地の選定、広域的な処理計画等について検討を進める。

新	旧
ウ　被災した家屋等の解体・撤去は、原則、所有者の責任において実施することになるが、市町村が災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋等の解体を実施することも想定し、発災時に速やかに対応できる体制を準備する。 （略）	（新設） （略）
第３編　　災害応急対策計画 **第１章　防災組織計画** **第１節　組織計画** （略） **２　和歌山県の組織** （略） （1）職員の警戒体制及び配備体制等 危機管理部長は、気象状況等に留意し、災害の発生が予想される場合、「職員の防災体制等措置要領」に基づき、県災害対策本部設置以前の体制として、次の基準による警戒体制及び配備体制を発令し、気象や水防等の情報収集及びその通報並びに被害状況等のとりまとめ、その他災害対策に関する連絡調整の万全を期するものとする。 配備体制が発令された場合においては、必要に応じ危機管理局、本庁関係課、各振興局との WEB 会議により、被害状況等の迅速な情報収集を実施するものとする。 なお、各振興局長は、警戒体制及び配備体制の発令の通報を受けたときは、直ちに管内各地方機関に連絡するとともに、当該体制に対応する警戒、配備その他必要な態勢をとり、災害対策の万全を期するものとする。	**第３編　　災害応急対策計画** **第１章　防災組織計画** **第１節　組織計画** （略） **２　和歌山県の組織** （略） （1）職員の警戒体制及び配備体制等 危機管理監は、気象状況等に留意し、災害の発生が予想される場合、「職員の防災体制等措置要領」に基づき、県災害対策本部設置以前の体制として、次の基準による警戒体制及び配備体制を発令し、気象や水防等の情報収集及びその通報並びに被害状況等のとりまとめ、その他災害対策に関する連絡調整の万全を期するものとする。 配備体制が発令された場合においては、必要に応じ危機管理局、本庁関係課、各振興局との WEB 会議により、被害状況等の迅速な情報収集を実施するものとする。 なお、各振興局長は、警戒体制及び配備体制の発令の通報を受けたときは、直ちに管内各地方機関に連絡するとともに、当該体制に対応する警戒、配備その他必要な態勢をとり、災害対策の万全を期するものとする。

新

ア　発令の基準（地震・津波に対する基準は、地震・津波災害対策編に記載）

区　　分	基　　準	動員配備人員
危機管理部による情報収集体制	①　暴風、波浪、暴風雪又は大雪のいずれかの警報が発表されたとき。 ②　「線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ」が県内に発表されたとき。	危機管理部の必要人員
警戒体制	①　大雨、洪水又は高潮のいずれかの警報が発表されたとき。 ②　水防配備態勢１号が発令されたとき。 ③　危機管理部長が必要と認めたとき。（台風接近のため厳重な警戒が必要なとき。）	関係各課室の必要人員
配備体制	①　暴風かつ大雨警報が発表されたとき。 ②　高潮特別警報が発表されたとき。 ③　水防配備態勢２号が発令されたとき。 ④　「顕著な大雨に関する気象情報」が県内に発表されたとき。 ⑤　危機管理部長が必要と認めたとき。（台風又は線状降水帯等により重大な災害が発生する恐れがあると認められるとき。）	

旧

ア　発令の基準（地震・津波に対する基準は、地震・津波災害対策編に記載）

区　　分	基　　準	動員配備人員
危機管理局による情報収集体制	①　暴風、波浪、暴風雪又は大雪のいずれかの警報が発表されたとき。 ②　「線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ」が県内に発表されたとき。	危機管理局の必要人員
警戒体制	①　大雨、洪水又は高潮のいずれかの警報が発表されたとき。 ②　水防配備態勢１号が発令されたとき。 ③　危機管理監が必要と認めたとき。（台風接近のため厳重な警戒が必要なとき。）	関係各課室の必要人員
配備体制	①　暴風かつ大雨警報が発表されたとき。 ②　高潮特別警報が発表されたとき。 ③　水防配備態勢２号が発令されたとき。 ④　「顕著な大雨に関する気象情報」が県内に発表されたとき。 ⑤　危機管理監が必要と認めたとき。（台風又は線状降水帯等により重大な災害が発生する恐れがあると認められるとき。）	

新

イ　指令系統

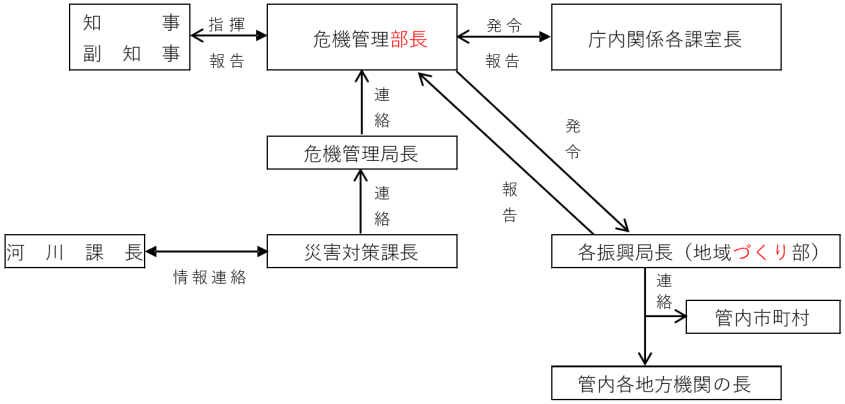

a　各課（室）長、各振興局長及び各地方機関の長は、常に職員の非常招集に関する連絡体制を整えておかなければならない。

b　危機管理部長は、必要な担当課室の範囲を増減することができる。

c　警戒体制及び配備体制に必要な人員は、関係各課（室）長の裁量によるものとする。

d　電話交換員の配置について、災害対策課長は管財課長と協議する。

e　関係各課（室）長は、警戒体制及び配備体制の人員について、危機管理部長に速やかに報告しなければならない。

f　各振興局及び各地方機関は、警戒体制及び配備体制の発令の通報を受けたときは、本庁に準じて警戒、配備その他必要な態勢をとらなければならない。

g　各振興局長は、警戒体制及び配備体制の人員について、管内地方機関の分を取りまとめのうえ、危機管理部長に速やかに報告しなければならない。

h　警戒体制及び配備体制を解除した場合も、上記指令系統により伝達す

旧

イ　指令系統

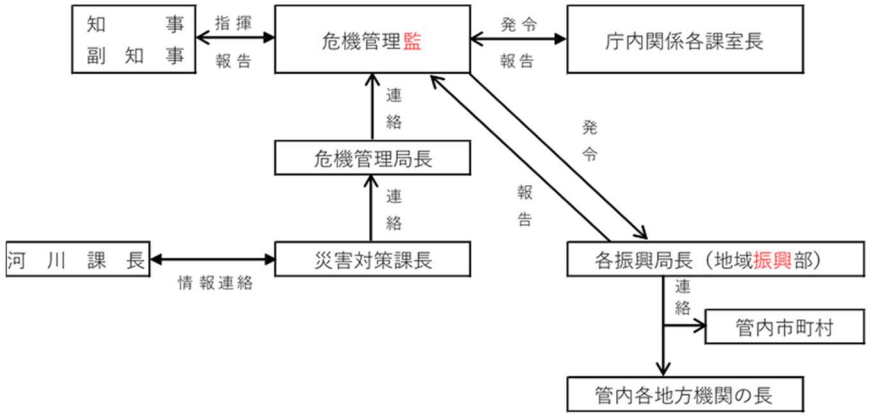

a　各課（室）長、各振興局長及び各地方機関の長は、常に職員の非常招集に関する連絡体制を整えておかなければならない。

b　危機管理監は、必要な担当課室の範囲を増減することができる。

c　警戒体制及び配備体制に必要な人員は、関係各課（室）長の裁量によるものとする。

d　電話交換員の配置について、災害対策課長は管財課長と協議する。

e　関係各課（室）長は、警戒体制及び配備体制の人員について、危機管理監に速やかに報告しなければならない。

f　各振興局及び各地方機関は、警戒体制及び配備体制の発令の通報を受けたときは、本庁に準じて警戒、配備その他必要な態勢をとらなければならない。

g　各振興局長は、警戒体制及び配備体制の人員について、管内地方機関の分を取りまとめのうえ、危機管理監に速やかに報告しなければならない。

h　警戒体制及び配備体制を解除した場合も、上記指令系統により伝達する。

新	旧
る。 ｉ　警戒体制及び配備体制以前の体制として、下記の場合は、危機管理局において対応し、被害情報等の収集に当たるものとする。 (ｱ) 暴風、波浪、暴風雪又は大雪のいずれかの警報が発表されたとき。 (ｲ) 「線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ」が県内に発表されたとき。 (2) 和歌山県災害対策本部 県内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、知事の指揮を受けて「和歌山県災害対策本部」を設置する。 ただし、知事の指揮を受けることができない場合は、副知事、危機管理部長の順位により指揮を受けるものとする。 なお、この際、法令等に基づき他に設置されている「和歌山県水防本部」、「和歌山県教育委員会事務局職員（本庁各課）防災体制」、「和歌山県警察災害警備本部」を、それぞれ県災害対策本部の中の県土整備部、教育部、警察部として、組織の一元化を図る。 また、県災害対策本部を設置したとき及び廃止したときは、その旨を直ちに告示する。 (略) イ　組織編成 県災害対策本部の組織編成は、「和歌山県災害対策本部条例」及び「和歌山県災害対策本部規則」並びに本計画の定めるところによるものとする。 (略)	ｉ　警戒体制及び配備体制以前の体制として、下記の場合は、危機管理局において対応し、被害情報等の収集に当たるものとする。 (ｱ) 暴風、波浪、暴風雪又は大雪のいずれかの警報が発表されたとき。 (ｲ) 「線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ」が県内に発表されたとき。 (2) 和歌山県災害対策本部 県内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、知事の指揮を受けて「和歌山県災害対策本部」を設置する。 ただし、知事の指揮を受けることができない場合は、副知事、危機管理監の順位により指揮を受けるものとする。 なお、この際、法令等に基づき他に設置されている「和歌山県水防本部」、「和歌山県教育委員会事務局職員（本庁各課）防災体制」、「和歌山県警察災害警備本部」を、それぞれ県災害対策本部の中の県土整備部、教育部、警察部として、組織の一元化を図る。 また、県災害対策本部を設置したとき及び廃止したときは、その旨を直ちに告示する。 (略) イ　組織編成 県災害対策本部の組織編成は、「和歌山県災害対策本部条例」及び「和歌山県災害対策本部規則」並びに本計画の定めるところによるものとする。 (略)

新

② 組　織

a　本部組織

本　部　会　議

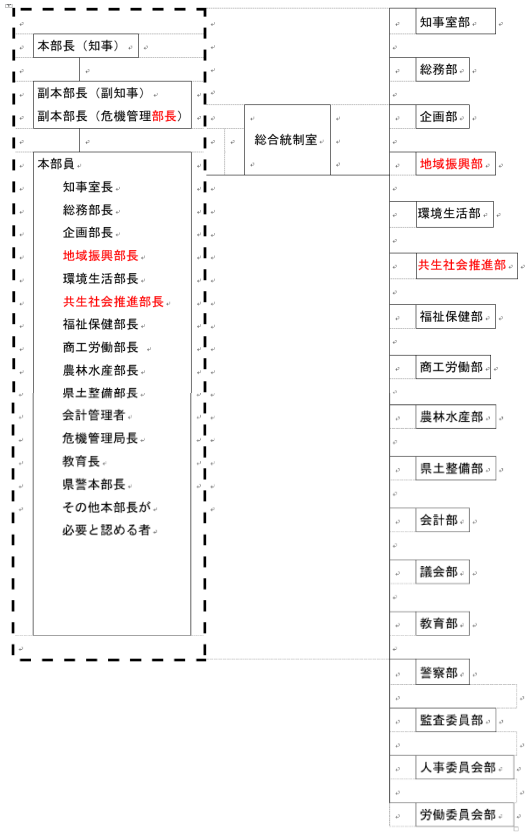

b　指揮命令系統の確立

本部長に事故があるときは、副知事、危機管理部長の順位により、和歌山県災害対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）が指揮をとる。

ただし、副知事及び危機管理部長に事故があるときは、危機管理局長を副本部長に充てる。

（略）

旧

② 組　織

a　本部組織

本　部　会　議

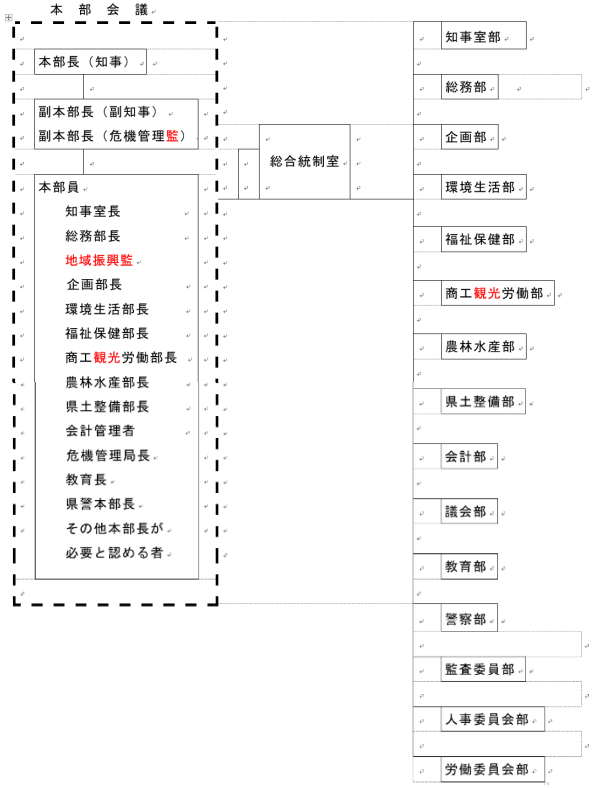

b　指揮命令系統の確立

本部長に事故があるときは、副知事、危機管理監の順位により、和歌山県災害対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）が指揮をとる。

ただし、副知事及び危機管理監に事故があるときは、危機管理局長を副本部長に充てる。

（略）

新	旧
f　災害対策本部会議配席計画表	f　災害対策本部会議配席計画表

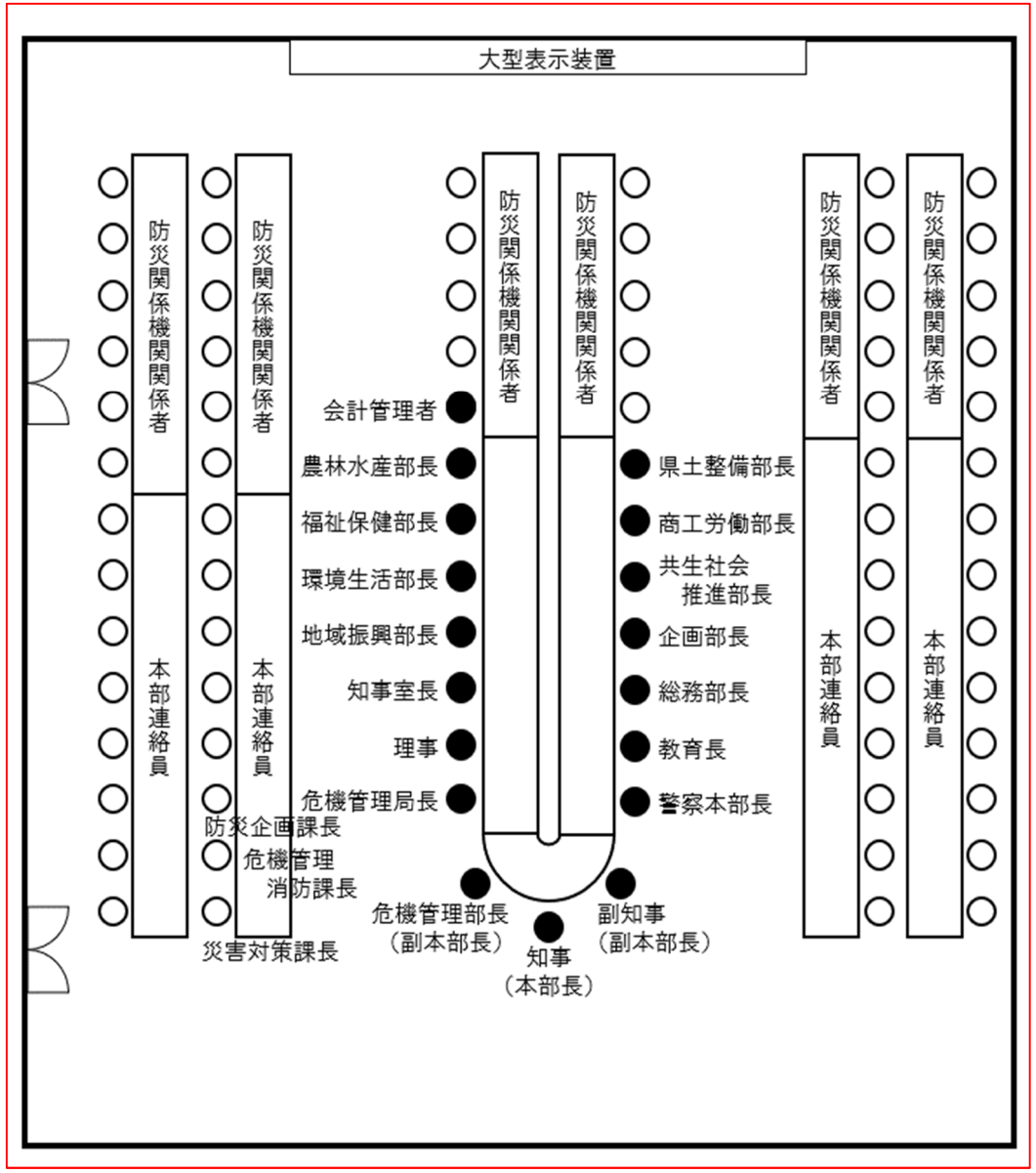

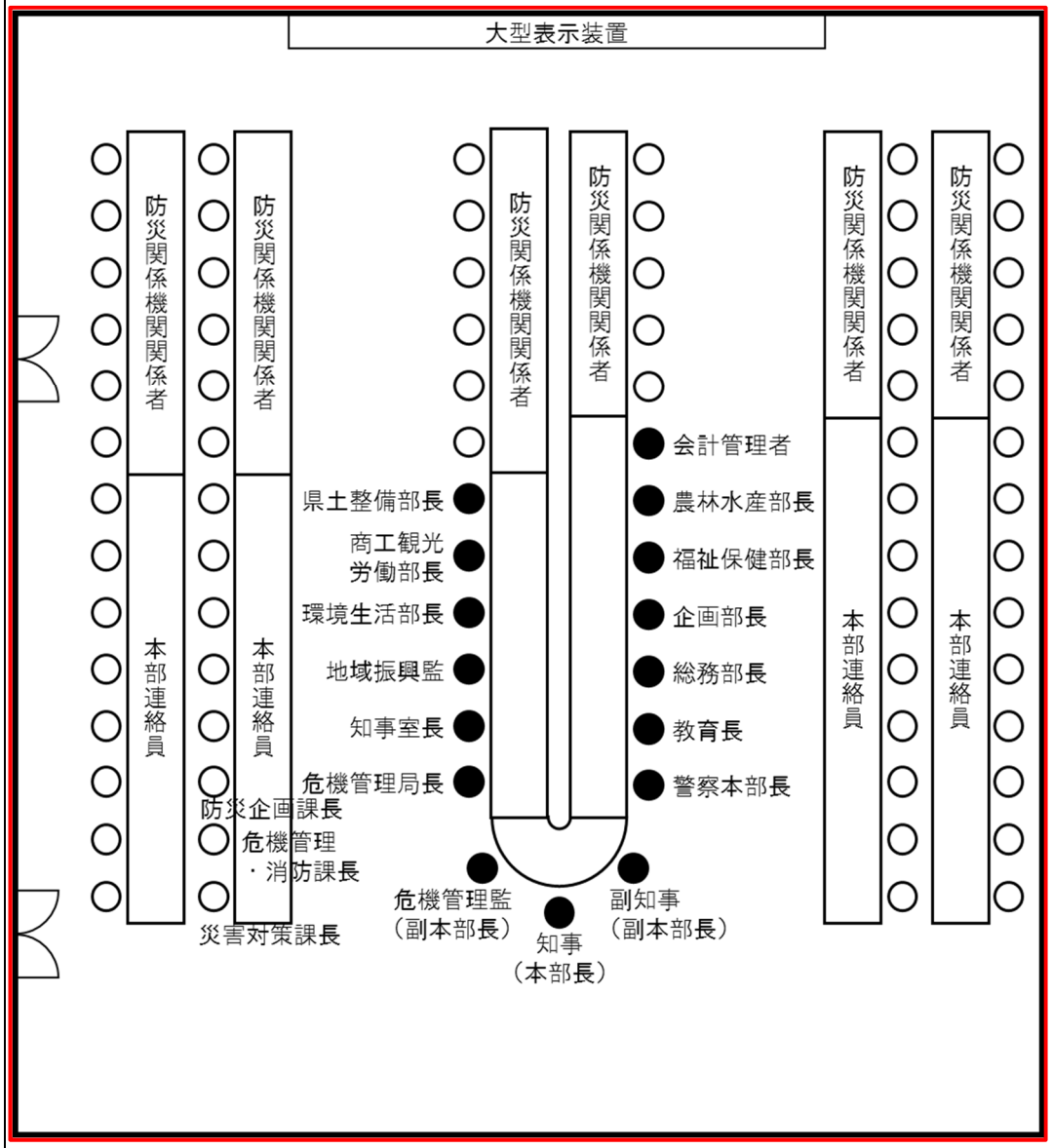

新

g　支部組織

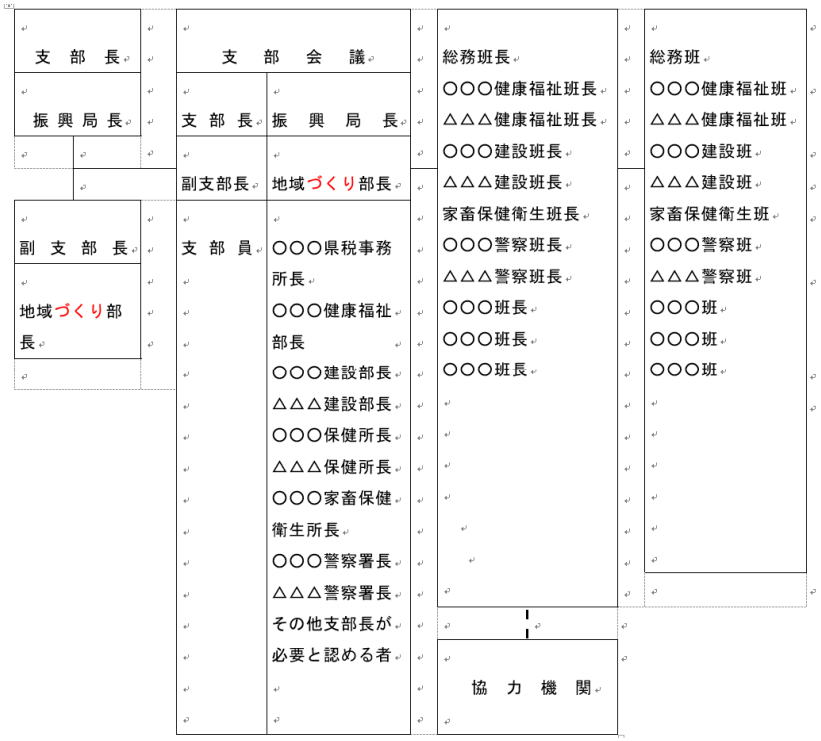

③　編成及び事務分掌

a　本　　部

本部に、総合統制室及び部を設け、総合統制室に室長、副室長及び室員を、各部に部長、副部長、班長及び班員を置き、必要に応じて部長付及び副班長を置く。なお、各部の班のうち、指定する班（主管課等を含む班）を幹事班とする。

（略）

(ｳ) 本部連絡員

○　総合統制室に本部連絡員を置く。

○　本部連絡員は、本部会議の決定事項等について、各部及び各班の連絡事務を処理する。

旧

g　支部組織

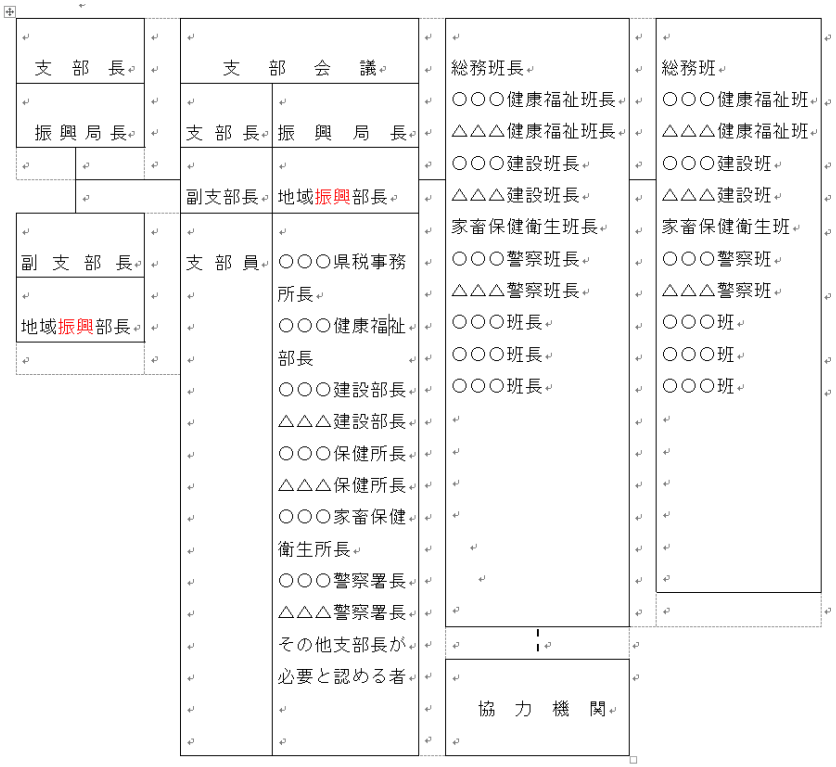

③　編成及び事務分掌

a　本　　部

本部に、総合統制室及び部を設け、総合統制室に室長、副室長及び室員を、各部に部長、副部長、班長及び班員を置き、必要に応じて部長付及び副班長を置く。なお、各部の班のうち、指定する班（主管課等を含む班）を幹事班とする。

（略）

(ｳ) 本部連絡員

○　総合統制室に本部連絡員を置く。

○　本部連絡員は、本部会議の決定事項等について、各部及び各班の連絡事務を処理する。

新

○　本部連絡員は、次に掲げる部の職員で当該部長の指名する者をもつて充てる。この場合において、部長は、幹事班（警察部にあつては派遣班）の職員を１名以上指名するものとする。

知事室部
総務部
企画部
地域振興部
環境生活部
共生社会推進部
福祉保健部
商工労働部
農林水産部
県土整備部
会計部
議会部
教育部
警察部

（略）

(ｸ) 編成及び事務分掌

各班の編成及び事務分掌の概略については別表に示すとおりであって、この表で分掌されていない災害応急対策の分担は、本部会議あるいは本部総合統制室においてその都度定めるものとする。

和歌山県災害対策本部総合統制室の編成及び事務分掌

室　名	室　長 副室長	事務分担者 （室員）	事　　務　　分　　掌
総合統	（室長）	危機管理消防課員	1　災害対策本部の設置及び本部会

旧

○　本部連絡員は、次に掲げる部の職員で当該部長の指名する者をもつて充てる。この場合において、部長は、幹事班（警察部にあつては派遣班）の職員を１名以上指名するものとする。

知事室部
総務部
企画部
環境生活部
福祉保健部
商工観光労働部
農林水産部
県土整備部
会計部
議会部
教育部
警察部

（略）

(ｸ) 編成及び事務分掌

各班の編成及び事務分掌の概略については別表に示すとおりであって、この表で分掌されていない災害応急対策の分担は、本部会議あるいは本部総合統制室においてその都度定めるものとする。

和歌山県災害対策本部総合統制室の編成及び事務分掌

室　名	室　長 副室長	事務分担者 （室員）	事　　務　　分　　掌
総合統	（室長）	危機管理消防課員	1　災害対策本部の設置及び本部会

新				旧			
制室	危機管理部長 （副室長） 危機管理局長	防災企画課員 災害対策課員 広報課員 人事課員 市町村課員 総合交通政策課員 デジタル社会推進課員 県民生活課員 生活衛生課員 社会福祉課員 医務課員 商工振興課員 成長産業推進課員 道路保全課員 議会事務局員 監査委員事務局員 人事委員会事務局員 労働委員会事務局員 室長が必要に応じ指名した部の職員	議の運営に関すること。 2　現地災害対策本部の設置に関すること。 3　県防災会議の運営に関すること。 4　国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること。 5　総合統制室職員の動員、要員の確保及び安否の取りまとめに関すること。 6　被害状況及び災害応急対策実施状況等に関する情報の収集、記録及び伝達に関すること。 7　地震・津波情報及び気象情報等の受領及び伝達に関すること。 8　県防災行政無線等の管理及び運用に関すること。 9　防災関連システム等の管理及び運用に関すること。 10　自衛隊の派遣要請、受入及び活動調整に関すること。 11　緊急消防援助隊の派遣要請、受入及び活動調整に関すること。 12　海上保安庁の派遣要請、受入及び活動調整に関すること。 13　応援協定に基づく要請に関すること。	制室	危機管理監 （副室長） 危機管理局長	防災企画課員 災害対策課員 広報課員 人事課員 市町村課員 総合交通政策課員 デジタル社会推進課員 県民生活課員 生活衛生課員 福祉保健総務課員 医務課員 商工振興課員 産業技術政策課員 道路保全課員 議会事務局員 監査委員事務局員 人事委員会事務局員 労働委員会事務局員 室長が必要に応じ指名した部の職員	議の運営に関すること。 2　現地災害対策本部の設置に関すること。 3　県防災会議の運営に関すること。 4　国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること。 5　総合統制室職員の動員、要員の確保及び安否の取りまとめに関すること。 6　被害状況及び災害応急対策実施状況等に関する情報の収集、記録及び伝達に関すること。 7　地震・津波情報及び気象情報等の受領及び伝達に関すること。 8　県防災行政無線等の管理及び運用に関すること。 9　防災関連システム等の管理及び運用に関すること。 10　自衛隊の派遣要請、受入及び活動調整に関すること。 11　緊急消防援助隊の派遣要請、受入及び活動調整に関すること。 12　海上保安庁の派遣要請、受入及び活動調整に関すること。 13　応援協定に基づく要請に関すること。

新				旧			
			14　防災ボランティアの要請に関すること。 15　総合輸送ルート（陸・海・空路）の設定に関すること。 16　応援ヘリコプターの要請、受入及び活動調整に関すること。 17　県防災ヘリコプターの運航管理に関すること。 18　火薬類、高圧ガス及び危険物等の災害応急対策に関すること。 19　燃料供給施設に係る被害状況の収集並びに燃料需要の取りまとめ及び燃料供給に係る災害応急対策に関すること。 20　電気、通信、上水道、都市ガス等に係る被害状況の収集及び災害応急対策に関すること。 21　停電及び通信障害の情報に係る問い合わせの対応に関すること。 22　石油コンビナート等事業所の災害応急対策に関すること。 23　報道機関との連絡調整に関すること。 24　安否不明者の氏名等の公表に関すること 25　各種報道媒体を活用した災害広報に関すること。				14　防災ボランティアの要請に関すること。 15　総合輸送ルート（陸・海・空路）の設定に関すること。 16　応援ヘリコプターの要請、受入及び活動調整に関すること。 17　県防災ヘリコプターの運航管理に関すること。 18　火薬類、高圧ガス及び危険物等の災害応急対策に関すること。 19　燃料供給施設に係る被害状況の収集並びに燃料需要の取りまとめ及び燃料供給に係る災害応急対策に関すること。 20　電気、通信、上水道、都市ガス等に係る被害状況の収集及び災害応急対策に関すること。 21　停電及び通信障害の情報に係る問い合わせの対応に関すること。 22　石油コンビナート等事業所の災害応急対策に関すること。 23　報道機関との連絡調整に関すること。 24　安否不明者の氏名等の公表に関すること 25　各種報道媒体を活用した災害広報に関すること。

新				旧			
			26　災害、救援等の情報に係る問い合わせの対応に関すること。 27　災害及び復興の記録に関すること。 28　被災地の調査に関すること。 29　孤立集落の支援に関すること。 30　職員の配置に係る調整に関すること。 31　災害救助物資の調達及び供給に関すること。 32　救援物資の輸送に関すること。 33　初動時の緊急医療体制の確立に関すること。 34　医療救護活動の実施に関すること。 35　交通の規制、運行等に関する情報の収集、記録及び伝達に関すること。 36　緊急輸送道路の確保に係る情報の収集、記録及び伝達に関すること。 37　災害時緊急支援要員の派遣及び活動調整に関すること。 38　その他必要なこと。				26　災害、救援等の情報に係る問い合わせの対応に関すること。 27　災害及び復興の記録に関すること。 28　被災地の調査に関すること。 29　孤立集落の支援に関すること。 30　職員の配置に係る調整に関すること。 31　災害救助物資の調達及び供給に関すること。 32　救援物資の輸送に関すること。 33　初動時の緊急医療体制の確立に関すること。 34　医療救護活動の実施に関すること。 35　交通の規制、運行等に関する情報の収集、記録及び伝達に関すること。 36　緊急輸送道路の確保に係る情報の収集、記録及び伝達に関すること。 37　災害時緊急支援要員の派遣及び活動調整に関すること。 38　その他必要なこと。

和歌山県災害対策本部各部の編成及び事務分掌

	部　長		事務分担者	

和歌山県災害対策本部各部の編成及び事務分掌

	部　長		事務分担者	

新

部　名	副部長 部長付	班　名	班長、 副班長	班　員	事　務　分　掌
知事室部	(部長) 知事室長 (副部長) 広報課長	(幹事班) 広報班	(班長) 広報課 副課長	広報課 員	1　各部幹事班共通業務に関すること。 2　各班共通業務に関すること。 3　各種媒体を活用した災害広報に関すること。 4　報道局等の被災状況に関すること。 5　災害及び復興の記録誌に関すること。 6　その他必要なこと。
		秘書班	(班長) 秘書課 長 (副班 長) 万博推 進課長	秘書課 員 万博推 進課員	1　各班共通業務に関すること。 2　本部長及び副本部長の秘書に関すること。 3　各種陳情の応援及び被災地の視察に関すること。 4　その他必要なこと。
総務部	(部長) 総務部長 (副部長) 総務管理 局長 行政企画 局長	(幹事班) 総務班	(班長) 総務課 長 (副班 長) 総務課 副課長	総務課 員	1　各部幹事班共通業務に関すること。 2　各班共通業務に関すること。 3　その他必要なこと。
		人事職員 班	(班長) 人事課 長 (副班 長) 職員厚 生室長 考査課 長 行政管 理課長	人事課 員 職員厚 生室員 考査課 員 行政管 理課員	1　各班共通業務に関すること。 2　職員の動員に関すること。 3　職員の派遣要請に関すること (災害対策基本法に基づくものを除く。)。 4　職員の配置等、人的措置に関すること。 5　職員の安否状況調査に関すること。 6　職員の救援に関すること 7　職員の公務災害補償に関すること。

旧

部　名	副部長 部長付	班　名	班長、 副班長	班　員	事　務　分　掌
知事室部	(部長) 知事室長 (副部長) 広報課長	(幹事班) 広報班	(班長) 広報課 副課長	広報課 員	1　各部幹事班共通業務に関すること。 2　各班共通業務に関すること。 3　各種媒体を活用した災害広報に関すること。 4　報道局等の被災状況に関すること。 5　災害及び復興の記録誌に関すること。 6　その他必要なこと。
		秘書班	(班長) 秘書課 長 (副班 長) 政策審 議課長	秘書課 員 政策審 議課員	1　各班共通業務に関すること。 2　本部長及び副本部長の秘書に関すること。 3　各種陳情の応援及び被災地の視察に関すること。 4　その他必要なこと。
総務部	(部長) 総務部長 (副部長) 総務管理 局長 行政企画 局長 (部長付) 監察査察 監 (和歌山 県行政組 織規則 (昭和63 年和歌山 県規則第 19号。 以下この 表におい	(幹事班) 総務班	(班長) 総務課 長 (副班 長) 総務課 副課長	総務課 員	1　各部幹事班共通業務に関すること。 2　各班共通業務に関すること。 3　その他必要なこと。
		人事職員 班	(班長) 人事課 長 (副班 長) 監察査 察課長 職員厚 生室長 行政管 理課長	人事課 員 監察査 察課員 職員厚 生室員 行政管 理課員	1　各班共通業務に関すること。 2　職員の動員に関すること。 3　職員の派遣要請に関すること (災害対策基本法に基づくものを除く。)。 4　職員の配置等、人的措置に関すること。 5　職員の安否状況調査に関すること。 6　職員の救援に関すること 7　職員の公務災害補償に関すること。

新						旧					
					8　長期従事職員に係る対応に関すること。 9　その他必要なこと。		て「行政組織規則」という。)第５条の表に掲げる監察査察課に属する参事に限る。）て「行政組織規則」という。)第５条の表に掲げる監察査察課に属する参事に限る。)				8　長期従事職員に係る対応に関すること。 9　その他必要なこと。
		財政班	（班長） 財政課長 （副班長） 財政課副課長	財政課員	1　各班共通業務に関すること。 2　災害対策に係る予算措置に関すること。 3　その他必要なこと。			財政班	（班長） 財政課長 （副班長） 財政課副課長	財政課員	1　各班共通業務に関すること。 2　災害対策に係る予算措置に関すること。 3　その他必要なこと。
		税務班	（班長） 税務課長 （副班長） 税務課副課長	税務課員	1　各班共通業務に関すること。 2　災害時の県税の徴収猶予、減免等に関すること。 3　県税関係システムの応急復旧対策に関すること。 4　その他必要なこと。			税務班	（班長） 税務課長 （副班長） 税務課副課長	税務課員	1　各班共通業務に関すること。 2　災害時の県税の徴収猶予、減免等に関すること。 3　県税関係システムの応急復旧対策に関すること。 4　その他必要なこと。
		市町村班	（班長） 市町村課長 （副班長） 市町村課副課長	市町村課員	1　各班共通業務に関すること。 2　市町村行政の応援に関すること。 3　市町村応急復旧資金のあっせんに関すること。 4　その他必要なこと。			市町村班	（班長） 市町村課長 （副班長） 市町村課副課長	市町村課員	1　各班共通業務に関すること。 2　市町村行政の応援に関すること。 3　市町村応急復旧資金のあっせんに関すること。 4　その他必要なこと。
		管財公共建築班	（班長） 管財課長 （副班長） 管財課副課長	管財課員 公共建築課員	1　各班共通業務に関すること。 2　本庁舎管理に係る災害応急対策に関すること。 3　本庁舎設備に係る災害応急対策に関すること。 4　庁舎内への出入り者への対応及び調整に関すること。 5　自衛消防隊の活動状況の把握に関すること。 6　各総合庁舎の被害及び災害応急対策の情報収集に関すること。 7　県有未利用地の災害応急対策への活用に関すること。			管財公共建築班	（班長） 管財課長 （副班長） 管財課副課長	管財課員 公共建築課員	1　各班共通業務に関すること。 2　本庁舎管理に係る災害応急対策に関すること。 3　本庁舎設備に係る災害応急対策に関すること。 4　庁舎内への出入り者への対応及び調整に関すること。 5　自衛消防隊の活動状況の把握に関すること。 6　各総合庁舎の被害及び災害応急対策の情報収集に関すること。 7　県有未利用地の災害応急対策への活用に関すること。

新						旧					
					8　その他必要なこと。						8　その他必要なこと。
		情報基盤班	（班長） 情報基盤課長 （副班長） 行政企画課長	情報基盤課員 行政企画課員	1　各班共通業務に関すること。 2　行政情報システム等の応急復旧に関すること。 3　県行政情報通信ネットワーク			情報基盤班	（班長） 情報基盤課長 （副班長） 行政企画課長	情報基盤課員 行政企画課員	1　各班共通業務に関すること。 2　行政情報システム等の応急復旧に関すること。 3　県行政情報通信ネットワーク
		財政班	（班長） 財政課長 （副班長） 財政課副課長	財政課員	1　各班共通業務に関すること。 2　災害対策に係る予算措置に関すること。 3　その他必要なこと。			財政班	（班長） 財政課長 （副班長） 財政課副課長	財政課員	1　各班共通業務に関すること。 2　災害対策に係る予算措置に関すること。 3　その他必要なこと。
		税務班	（班長） 税務課長 （副班長） 税務課副課長	税務課員	1　各班共通業務に関すること。 2　災害時の県税の徴収猶予、減免等に関すること。 3　県税関係システムの応急復旧対策に関すること。 4　その他必要なこと。			税務班	（班長） 税務課長 （副班長） 税務課副課長	税務課員	1　各班共通業務に関すること。 2　災害時の県税の徴収猶予、減免等に関すること。 3　県税関係システムの応急復旧対策に関すること。 4　その他必要なこと。
		市町村班	（班長） 市町村課長 （副班長） 市町村課副課長	市町村課員	1　各班共通業務に関すること。 2　市町村行政の応援に関すること。 3　市町村応急復旧資金のあっせんに関すること。 4　その他必要なこと。			市町村班	（班長） 市町村課長 （副班長） 市町村課副課長	市町村課員	1　各班共通業務に関すること。 2　市町村行政の応援に関すること。 3　市町村応急復旧資金のあっせんに関すること。 4　その他必要なこと。
		管財公共建築班	（班長） 管財課長 （副班長） 管財課副課長	管財課員 公共建築課員	1　各班共通業務に関すること。 2　本庁舎管理に係る災害応急対策に関すること。 3　本庁舎設備に係る災害応急対策に関すること。 4　庁舎内への出入り者への対応及び調整に関すること。 5　自衛消防隊の活動状況の把握に関			管財公共建築班	（班長） 管財課長 （副班長） 管財課副課長	管財課員 公共建築課員	1　各班共通業務に関すること。 2　本庁舎管理に係る災害応急対策に関すること。 3　本庁舎設備に係る災害応急対策に関すること。 4　庁舎内への出入り者への対応及び調整に関すること。 5　自衛消防隊の活動状況の把握に関

新					
					すること。 6　各総合庁舎の被害及び災害応急対策の情報収集に関すること。 7　県有未利用地の災害応急対策への活用に関すること。 8　その他必要なこと。
		情報基盤班	（班長） 情報基盤課長 （副班長） 行政企画課長	情報基盤課員 行政企画課員	1　各班共通業務に関すること。 2　行政情報システム等の応急復旧に関すること。 3　県行政情報通信ネットワークシステムの応急復旧に関すること。 4　その他必要なこと。
企画部	（部長） 企画部長 （副部長） 企画政策局長 （部長付） 国際担当参事	（幹事班） 企画班	（班長） 企画課長 （副班長） 地域プロジェクト対策室長 調査統計課長	企画課員 地域プロジェクト対策室員 調査統計課員	1　各部幹事班共通業務に関すること。 2　各班共通業務に関すること。 3　和歌山県土地開発公社管理施設の被災及び周辺被害に関すること。 4　その他必要なこと。
		文化学術班	（班長） 文化学術課長 （副班長） 文化学術課副課長	文化学術課員	1　各班共通業務に関すること。 2　私立学校等の被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること。 3　その他必要なこと。
		国際班	（班長） 国際課長 （副班	国際課員	1　各班共通業務に関すること。 2　海外からの災害支援等に係る問い合わせ対応に関すること。 3　外国人の被災者に関する災害情報

旧					
					すること。 6　各総合庁舎の被害及び災害応急対策の情報収集に関すること。 7　県有未利用地の災害応急対策への活用に関すること。 8　その他必要なこと。
		情報基盤班	（班長） 情報基盤課長 （副班長） 行政企画課長	情報基盤課員 行政企画課員	1　各班共通業務に関すること。 2　行政情報システム等の応急復旧に関すること。 3　県行政情報通信ネットワークシステムの応急復旧に関すること。 4　その他必要なこと。
企画部	（部長） 企画部長 （副部長） 企画政策局長 地域振興局長 人権局長 （部長付） 地域振興監 国際担当参事	（幹事班） 企画総務班	（班長） 企画総務課長 （副班長） 地域プロジェクト対策室長 調査統計課長 人権政策課長 人権施策推進課長	企画総務課員 地域プロジェクト対策室員 調査統計課員 人権政策課員 人権施策推進課員	1　各部幹事班共通業務に関すること。 2　各班共通業務に関すること。 3　和歌山県土地開発公社管理施設の被災及び周辺被害に関すること。 4　その他必要なこと。
		文化学術班	（班長） 文化学術課長 （副班長） 文化学術課副課長	文化学術課員	1　各班共通業務に関すること。 2　私立学校等の被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること。 3　その他必要なこと。
		国際班	（班長） 国際課長 （副班	国際課員	1　各班共通業務に関すること。 2　海外からの災害支援等に係る問い合わせ対応に関すること。 3　外国人の被災者に関する災害情報

新						旧					
			長） 国際課副課長		対応に関すること。 4　その他必要なこと。				長） 国際課副課長		対応に関すること。 4　その他必要なこと。
		（移設）	（移設）	（移設）	（移設）			デジタル社会推進班	（班長） デジタル社会推進課長 （副班長） デジタル社会推進課副課長	デジタル社会推進課員	1　各班共通業務に関すること。 2　通信の被害状況及び復旧状況に関する情報の収集、記録及び伝達に関すること。 3　通信関係事業者への情報提供に関すること。 4　臨時公衆電話の設置要請及び衛星携帯電話等の手配に関すること。 5　その他必要なこと。
		（移設）	（移設）	（移設）	（移設）			総合交通政策班	（班長） 総合交通政策課長 （副班長） 地域政策課長 移住定住推進課長	総合交通政策課員 地域政策課員 移住定住推進課員 福祉保健総務課員 資源管理課員	1　各班共通業務に関すること。 2　公共交通機関（鉄道、バス、フェリー等）の運行等に関する情報の収集、記録及び伝達に関すること。 3　公共交通機関（鉄道、バス、フェリー等）及び関西国際空港の被害情報の収集、その他災害応急対策に関すること。 4　人員及び物資の輸送に係る総合的な調整に関すること。 5　その他必要なこと。
		スポーツ班	（班長） スポーツ課長 （副班長） スポーツ課副課長	スポーツ課員	1　各班共通業務に関すること。 2　社会体育施設の被害状況等の調査、災害応急対策及び避難所等の提供に関すること。 3　その他必要なこと。			（移設）	（移設）	（移設）	（移設）
地域振興部	（部長） 地域振興部長 （副部長） 地域政策	（幹事班） 地域振興班	（班長） 地域振興課長 （副班長）	地域振興課員	1　各部幹事班共通業務に関すること。 2　各班共通業務に関すること。 3　その他必要なこと。	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

新						旧					
	局長 観光局長		地域振興課副課長								
		総合交通政策班	(班長) 総合交通政策課長 (副班長) 総合交通政策課副課長	総合交通政策課員 社会福祉課員 資源管理課員	1　各班共通業務に関すること。 2　公共交通機関(鉄道、バス、フェリー等)の運行等に関する情報の収集、記録及び伝達に関すること。 3　公共交通機関(鉄道、バス、フェリー等)及び関西国際空港の被害情報の収集、その他災害応急対策に関すること。 4　人員及び物資の輸送に係る総合的な調整に関すること。 5　その他必要なこと。			(移設)	(移設)	(移設)	(移設)
		デジタル社会推進班	(班長) デジタル社会推進課長 (副班長) デジタル社会推進課副課長	デジタル社会推進課員	1　各班共通業務に関すること。 2　通信の被害状況及び復旧状況に関する情報の収集、記録及び伝達に関すること。 3　通信関係事業者への情報提供に関すること。 4　臨時公衆電話の設置要請及び衛星携帯電話等の手配に関すること。 5　その他必要なこと。			(移設)	(移設)	(移設)	(移設)
		観光班	(班長) 観光振興課長 (副班長) 観光交流課長 ジオパーク室長	観光振興課員 観光交流課員 ジオパーク室員	1　各班共通業務に関すること。 2　観光施設の被害調査に関すること。 3　宿泊施設への避難者の受入れに関すること。 4　南紀熊野ジオパークセンターの被害状況の把握及び応急対策に関すること。 5　その他必要なこと。			(移設)	(移設)	(移設)	(移設)
環境生活部	(部長) 環境生活部長 (副部長) 環境政策	(幹事班) 脱炭素政策班	(班長) 脱炭素政策課長 (副班	脱炭素政策課員 自然環境課員	1　各部幹事班共通業務に関すること。 2　各班共通業務に関すること。 3　環境衛生研究センターの被害状況の把握及び応急対策に関すること。	環境生活部	(部長) 環境生活部長 (副部長) 環境政策	(幹事班) 環境生活総務班	(班長) 環境生活総務課長 (副班	環境生活総務課員 自然環境室員	1　各部幹事班共通業務に関すること。 2　各班共通業務に関すること。 3　環境衛生研究センターの被害状況の把握及び応急対策に関すること。

新						旧					
	局長 生活局長		長） 自然環境課長		4　自然公園等施設の被害状況の把握に関すること。 5　その他必要なこと。		局長 県民局長 （部長付） 生活安全参事 食品安全参事（行政組織規則第７条第１項の表に掲げる環境生活部に属する参事に限る。）		長） 自然環境室長 ジオパーク室長	ジオパーク室員	4　自然公園等施設の被害状況の把握に関すること。 5　南紀熊野ジオパークセンターの被害状況の把握及び応急対策に関すること。 6　その他必要なこと。
		環境班	（班長） 循環型社会推進課長 （副班長） 環境管理課長 廃棄物指導室長	循環型社会推進課員 環境管理課員 廃棄物指導室員	1　各班共通業務に関すること。 2　廃棄物処理に係る市町村被害状況の情報収集に関すること。 3　廃棄物処理に係る応援に関すること。 4　「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づく市町村からの応援要請に対する連絡体制に関すること。 5　災害時における大気・水質等環境対策に関すること。 6　その他必要なこと。			環境班	（班長） 循環型社会推進課長 （副班長） 環境管理課長 廃棄物指導室長	循環型社会推進課員 環境管理課員 廃棄物指導室員	1　各班共通業務に関すること。 2　廃棄物処理に係る市町村被害状況の情報収集に関すること。 3　廃棄物処理に係る応援に関すること。 4　「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づく市町村からの応援要請に対する連絡体制に関すること。 5　災害時における大気・水質等環境対策に関すること。 6　その他必要なこと。
		県民生活班	（班長） 県民生活課長 （副班長） 県民生活課副課長	県民生活課員	1　各班共通業務に関すること。 2　生活関連物資の価格需給動向の調査に関すること。 3　県民相談に関すること。 4　ボランティア活動の総合調整窓口の設置に関すること。 5　ＮＰＯサポートセンターの被害状況の把握に関すること。 6　その他必要なこと。			県民生活班	（班長） 県民生活課長 （副班長） 県民活動団体室長	県民生活課員 県民活動団体室員	1　各班共通業務に関すること。 2　生活関連物資の価格需給動向の調査に関すること。 3　県民相談に関すること。 4　ボランティア活動の総合調整窓口の設置に関すること。 5　ＮＰＯサポートセンターの被害状況の把握に関すること。 6　その他必要なこと。
		（削除）	（削除）	（削除）	（削除）			青少年・男女共同参画班	（班長） 青少年・男女共同参画課長 （副班長） 青少年・男女共同参画課副課長	青少年・男女共同参画課員	1　各班共通業務に関すること。 2　各青少年の家の被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。 3　男女共同参画センターの被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。 4　その他必要なこと。

新						旧					
		生活衛生班	（班長） 生活衛生課長 （副班長） 生活衛生課副課長	生活衛生課員	1　各班共通業務に関すること。 2　水道用水の供給に関すること。 3　食品衛生の確保に関すること。 4　火葬施設の被害状況の把握及び広域火葬の支援に関すること。 5　動物愛護センターの被害状況の把握及び応急対策に関すること。 6　動物の保護及び管理に関すること。 7　その他必要なこと。			食品・生活衛生班	（班長） 食品・生活衛生課長 （副班長） 食品・生活衛生課副課長	食品・生活衛生課員	1　各班共通業務に関すること。 2　水道用水の供給に関すること。 3　食品衛生の確保に関すること。 4　火葬施設の被害状況の把握及び広域火葬の支援に関すること。 5　動物愛護センターの被害状況の把握及び応急対策に関すること。 6　動物の保護及び管理に関すること。 7　その他必要なこと。
共生社会推進部	（部長） 共生社会推進部長 （副部長） 人権局長 こども家庭局長	（幹事班） 人権政策班	（班長） 人権政策課長 （副班長） 人権施策推進課長	人権政策課員 人権施策推進課員	1　各部幹事班共通業務に関すること。 2　各班共通業務に関すること。 3　その他必要なこと。	（新設）	（新設）	（移設）	（移設）	（移設）	（移設）
		こども支援班	（班長） こども未来課長 （副班長） こども支援課長 多様な生き方支援課長	こども未来課員 こども支援課員 多様な生き方支援課員	1　各班共通業務に関すること。 2　児童福祉施設入所児童等の保護に関すること。 3　被災母子家庭相談・支援に関すること。 4　保育所被害状況等の調査に関すること。 5　各青少年の家の被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。 6　ジェンダー平等推進センターの被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。 7　その他必要なこと。			（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
福祉保健部	（部長） 福祉保健部長 （副部長） 技監（行政組織規則第６条	（幹事班） 社会福祉班	（班長） 社会福祉課長 （副班長） 社会福祉課副	社会福祉課員 長寿社会課員 介護サービス指導課	1　各部幹事班共通業務に関すること。 2　各班共通業務に関すること。 3　災害救助法（昭和22年法律第118号）に関すること。 4　被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に関すること。	福祉保健部	（部長） 福祉保健部長 （副部長） 技監（行政組織規則第６条	（幹事班） 福祉保健総務班	（班長） 福祉保健総務課長 （副班長） 福祉保	福祉保健総務課員 子ども未来課員 長寿社	1　各部幹事班共通業務に関すること。 2　各班共通業務に関すること。 3　災害救助法（昭和22年法律第118号）に関すること。 4　被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に関すること。

新						旧					
	の表に掲げる福祉保健部に属する技監をいう。） 福祉保健政策局長 健康局長		課長	員 障害福祉課員 こころの健康推進課員 健康推進課員 国民健康保険課員	5　食糧・生活必需品の確保に関すること。 6　その他必要なこと。		の表に掲げる福祉保健部に属する技監をいう。） 福祉保健政策局長 健康局長		健総務課副課長	会課員 障害福祉課員 健康推進課員 国民健康保険課員 介護サービス指導室員	5　食糧・生活必需品の確保に関すること。 6　その他必要なこと。
		（新設）	（移設）	（移設）	（移設）			子ども支援班	（班長） 子ども未来課長 （副班長） 子ども未来課副課長	子ども未来課員	1　各班共通業務に関すること。 2　児童福祉施設入所児童等の保護に関すること。 3　被災母子家庭相談・支援に関すること。 4　保育所被害状況等の調査に関すること。 5　その他必要なこと。
		高齢者支援班	（班長） 介護サービス指導課長 （副班長） 長寿社会課長	長寿社会課員 介護サービス指導課員	1　各班共通業務に関すること。 2　高齢者に係る被災状況の情報収集に関すること。 3　老人福祉施設等に係る被害情報の収集に関すること。 4　高齢者の支援要請及び救援依頼に関すること。 5　その他必要なこと。			高齢者支援班	（班長） 長寿社会課長 （副班長） 介護サービス指導室長	長寿社会課員 介護サービス指導室員	1　各班共通業務に関すること。 2　高齢者に係る被災状況の情報収集に関すること。 3　老人福祉施設等に係る被害情報の収集に関すること。 4　高齢者の支援要請及び救援依頼に関すること。 5　その他必要なこと。
		障害児者支援班	（班長） 障害福祉課長 （副班長） こころの健康推進課長	障害福祉課員 こころの健康推進課員 医務課員	1　各班共通業務に関すること。 2　障害児者施設の被災状況の情報収集に関すること。 3　在宅障害児者の被災状況の情報収集に関すること。 4　こころのケア・サポートに関すること。 5　その他必要なこと。			障害児者支援班	（班長） 障害福祉課長 （副班長）	障害福祉課員 医務課員	1　各班共通業務に関すること。 2　障害児者施設の被災状況の情報収集に関すること。 3　在宅障害児者の被災状況の情報収集に関すること。 4　こころのケア・サポートに関すること。 5　その他必要なこと。

新						旧					
		医務班	（班長） 医務課長	医務課員	1　各班共通業務に関すること。 2　医療救護及び助産に関すること。 3　医療機関等との連絡に関すること。 4　保健師活動に関すること。 5　その他必要なこと。			医務班	（班長） 医務課長	医務課員	1　各班共通業務に関すること。 2　医療救護及び助産に関すること。 3　医療機関等との連絡に関すること。 4　保健師活動に関すること。 5　その他必要なこと。
		健康推進班	（班長） 健康推進課長 （副班長） 国民健康保険課長	健康推進課員 国民健康保険課員	1　各班共通業務に関すること。 2　在宅重症難病患者の被災状況調査及び支援に関すること。 3　感染症予防に関すること。 4　防疫用薬品の確保に関すること。 5　母子保健関連情報の提供に関すること。 6　医療保険制度に関すること。 7　その他必要なこと。			健康推進班	（班長） 健康推進課長 （副班長） 国民健康保険課長	健康推進課員 国民健康保険課員	1　各班共通業務に関すること。 2　在宅重症難病患者の被災状況調査及び支援に関すること。 3　感染症予防に関すること。 4　防疫用薬品の確保に関すること。 5　母子保健関連情報の提供に関すること。 6　医療保険制度に関すること。 7　その他必要なこと。
		薬務班	（班長） 薬務課長 （副班長） 薬務課副課長	薬務課員	1　各班共通業務に関すること。 2　医薬品等の確保及び供給に関すること。 3　毒物劇物による災害応急対策に関すること。 4　その他必要なこと。			薬務班	（班長） 薬務課長 （副班長） 薬務課副課長	薬務課員	1　各班共通業務に関すること。 2　医薬品等の確保及び供給に関すること。 3　毒物劇物による災害応急対策に関すること。 4　その他必要なこと。
商工労働部	（部長） 商工労働部長 （副部長） 商工労働政策局長 企業政策局長	（幹事班） 商工企画班	（班長） 商工企画課長 （副班長） 商工振興課長 償還指導室長	商工企画課員 商工振興課員 償還指導室員	1　各部幹事班共通業務に関すること。 2　各班共通業務に関すること。 3　経済関係被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること。 4　中小企業者災害復旧関連融資対策に関すること。 5　中小企業者災害復旧高度化融資対策に関すること。 6　店舗等の被害調査に関すること。 7　その他必要なこと。	商工観光労働部	（部長） 商工観光労働部長 （副部長） 商工労働政策局長 企業政策局長 観光局長（部長付） 労働政策参事	（幹事班） 商工観光労働総務班	（班長） 商工観光労働総務課長 （副班長） 万博推進課長 商工振興課長 償還指導室長	商工観光労働総務課員 万博推進課員 商工振興課員 償還指導室員	1　各部幹事班共通業務に関すること。 2　各班共通業務に関すること。 3　経済関係被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること。 4　中小企業者災害復旧関連融資対策に関すること。 5　中小企業者災害復旧高度化融資対策に関すること。 6　店舗等の被害調査に関すること。 7　その他必要なこと。
		公営企業班	（班長） 公営企業課長	公営企業課員	1　各班共通業務に関すること。 2　公営企業関係施設（工業用水道）の被害調査及び災害応急対策に関する			公営企業班	（班長） 公営企業課長	公営企業課員	1　各班共通業務に関すること。 2　公営企業関係施設（工業用水道）の被害調査及び災害応急対策に関する

新						旧					
			（副班長） 公営企業課副課長		こと。 3　公営企業関係施設（土地）の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4　災害緊急支出に関すること。 5　その他必要なこと。				（副班長） 公営企業課副課長		こと。 3　公営企業関係施設（土地）の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4　災害緊急支出に関すること。 5　その他必要なこと。
		労働班	（班長） 労働政策課長 （副班長） 労働政策課副課長	労働政策課員	1　各班共通業務に関すること。 2　被災者への雇用対策に関すること。 3　産業技術専門学院に係る被害対策に関すること。 4　その他必要なこと。			労働班	（班長） 労働政策課長 （副班長） 労働政策課副課長	労働政策課員	1　各班共通業務に関すること。 2　被災者への雇用対策に関すること。 3　産業技術専門学院に係る被害対策に関すること。 4　その他必要なこと。
		企業政策班	（班長） 企業振興課長 （副班長） 成長産業推進課長 企業立地課長	企業振興課員 成長産業推進課員 企業立地課員	1　各班共通業務に関すること。 2　工場等の被害調査に関すること。 3　その他必要なこと。			企業政策班	（班長） 企業振興課長 （副班長） 産業技術政策課長 企業立地課長 サービス産業立地室長	企業振興課員 産業技術政策課員 企業立地課員 サービス産業立地室員	1　各班共通業務に関すること。 2　工場等の被害調査に関すること。 3　その他必要なこと。
		（移設）	（移設）	（移設）	（移設）			観光班	（班長） 観光振興課長 （副班長） 観光交	観光振興課員 観光交流課員	1　各班共通業務に関すること。 2　観光施設の被害調査に関すること。 3　宿泊施設への避難者の受入れに関すること。 4　その他必要なこと。

新						旧					
									流課長		
農林水産部	(部長) 農林水産部長 (副部長) 農林水産政策局長 農業生産局長 森林・林業局長 水産局長	(幹事班) 農林水産振興班	(班長) 農林水産振興課長 (副班長) 研究推進課長 食品流通課長 里地里山振興室長	農林水産振興課員 研究推進課員 食品流通課員 里地里山振興室員	1　各部幹事班共通業務に関すること。 2　各班共通業務に関すること。 3　農林水産関係被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること。 4　国有農地等の災害状況調査及び災害応急対策に関すること。 5　その他必要なこと。	農林水産部	(部長) 農林水産部長 (副部長) 農林水産政策局長 農業生産局長 森林・林業局長 水産局長	(幹事班) 農林水産総務班	(班長) 農林水産総務課長 (副班長) 食品流通課長 研究推進室長 里地・里山振興室長	農林水産総務課員 食品流通課員 研究推進室員 里地・里山振興室員	1　各部幹事班共通業務に関すること。 2　各班共通業務に関すること。 3　農林水産関係被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること。 4　国有農地等の災害状況調査及び災害応急対策に関すること。 5　その他必要なこと。
		農業農村整備班	(班長) 農業農村整備課長 (副班長) 農業農村整備課副課長	農業農村整備課員	1　各班共通業務に関すること。 2　農地及び農業用施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3　小匠防災ため池の災害応急対策に関すること。 4　海岸保全区域の被害調査及び災害応急対策に関すること。 5　地すべり等防止区域の被害調査及び災害応急対策に関すること。 6　その他必要なこと。			農業農村整備班	(班長) 農業農村整備課長 (副班長) 農業農村整備課副課長	農業農村整備課員	1　各班共通業務に関すること。 2　農地及び農業用施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3　小匠防災ため池の災害応急対策に関すること。 4　海岸保全区域の被害調査及び災害応急対策に関すること。 5　地すべり等防止区域の被害調査及び災害応急対策に関すること。 6　その他必要なこと。
		果樹園芸班	(班長) 果樹園芸課長 (副班長) 鳥獣害対策課長	果樹園芸課員 鳥獣害対策課員	1　各班共通業務に関すること。 2　災害救助に必要な米穀（市町村において不足した場合）の調達に関すること。 3　水稲、野菜、果樹等の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4　災害応急対策用種苗の確保に関すること。 5　その他必要なこと。			果樹園芸班	(班長) 果樹園芸課長 (副班長) 農業環境・鳥獣害対策室長	果樹園芸課員 農業環境・鳥獣害対策室員	1　各班共通業務に関すること。 2　災害救助に必要な米穀（市町村において不足した場合）の調達に関すること。 3　水稲、野菜、果樹等の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4　災害応急対策用種苗の確保に関すること。 5　その他必要なこと。
		畜産班	(班長) 畜産課長 (副班長)	畜産課員	1　各班共通業務に関すること。 2　家畜等被害調査・応急対策に関すること。 3　家畜及び家きんの防疫に関すること。			畜産班	(班長) 畜産課長 (副班長)	畜産課員	1　各班共通業務に関すること。 2　家畜等被害調査・応急対策に関すること。 3　家畜及び家きんの防疫に関すること。

新						旧					
			畜産課副課長		4　家畜飼料の確保対策に関すること。 5　その他必要なこと。				畜産課副課長		4　家畜飼料の確保対策に関すること。 5　その他必要なこと。
		経営支援班	（班長）経営支援課長（副班長）経営支援課副課長	経営支援課員	1　各班共通業務に関すること。 2　農業協同組合施設等の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3　被災農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。 4　災害に伴う農業共済に関すること。 5　その他必要なこと。			経営支援班	（班長）経営支援課長（副班長）経営支援課副課長	経営支援課員	1　各班共通業務に関すること。 2　農業協同組合施設等の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3　被災農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。 4　災害に伴う農業共済に関すること。 5　その他必要なこと。
		林業班	（班長）林業振興課長（副班長）森林整備課長全国育樹祭推進室長	林業振興課員森林整備課員全国育樹祭推進室員	1　各班共通業務に関すること。 2　林道の被害状況調査に関すること。 3　原木市場、製材工場等の被害状況調査に関すること。 4　被害林業者等への貸付手続の審査及び指導に関すること。 5　林業団体に対する災害応急対策の応援協力要請に関すること。 6　山地災害地及び治山施設の被害状況調査及び災害応急対策に関すること。 7　県立植物公園及び県立森林公園の被害状況調査及び災害応急対策に関すること。 8　林産物（民有林の森林）の被害状況調査に関すること。 9　林産物搬出施設等の被害状況調査に関すること。 10　特用林産物の被害状況調査に関すること。 11　その他必要なこと。			林業班	（班長）林業振興課長（副班長）森林整備課長	林業振興課員森林整備課員	1　各班共通業務に関すること。 2　林道の被害状況調査に関すること。 3　原木市場、製材工場等の被害状況調査に関すること。 4　被害林業者等への貸付手続の審査及び指導に関すること。 5　林業団体に対する災害応急対策の応援協力要請に関すること。 6　山地災害地及び治山施設の被害状況調査及び災害応急対策に関すること。 7　県立植物公園及び県立森林公園の被害状況調査及び災害応急対策に関すること。 8　林産物（民有林の森林）の被害状況調査に関すること。 9　林産物搬出施設等の被害状況調査に関すること。 10　特用林産物の被害状況調査に関すること。 11　その他必要なこと。
		水産振興班	（班長）水産振興課長（副班長）資源管理課長	水産振興課員資源管理課員	1　各班共通業務に関すること。 2　養殖魚介類及び水産業施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3　漁業取締船による緊急輸送活動に関すること。 4　被災漁業者等に対する融資に関すること。			水産振興班	（班長）水産振興課長（副班長）資源管理課長	水産振興課員資源管理課員	1　各班共通業務に関すること。 2　養殖魚介類及び水産業施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3　漁業取締船による緊急輸送活動に関すること。 4　被災漁業者等に対する融資に関すること。

新					
					5　その他必要なこと。
県土整備部	(部長) 県土整備部長 (副部長) 技監（行政組織規則第６条の表に掲げる県土整備部に属する技監をいう。） 県土整備政策局長 道路局長 河川・下水道局長 都市住宅局長 港湾空港局長	(幹事班) 県土整備政策班	(班長) 県土整備政策課長 （副班長） 技術調査課長 検査･技術支援課長 用地対策課長	県土整備政策課員 技術調査課員 検査･技術支援課員 用地対策課員	1　各部幹事班共通業務に関すること。 2　各班共通業務に関すること。 3　災害応急復旧工事等に必要な建設機械及び資材の調達及び建設業者の確保に関すること。 4　その他必要なこと。
		道路班	(班長) 道路保全課長 （副班長） 道路政策課長 道路建設課長 高速道路推進室長	道路政策課員 道路保全課員 道路建設課員 高速道路推進室員	1　各班共通業務に関すること。 2　県管理の道路の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3　国（直轄）、西日本高速道路株式会社等が管理する道路の情報収集に関すること。 4　緊急輸送道路の確保に関すること。 5　その他必要なこと。
		河川班	(班長) 河川課長 （副班長） 河川課副課長	河川課員	1　各班共通業務に関すること。 2　土木関係被害状況の調査、情報収集及び災害応急対策の取りまとめに関すること。 3　河川施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4　七川ダム、二川ダム、椿山ダム、広川ダム及び切目川ダム関係の被害調査及び災害応急対策に関すること。 5　水防業務に関すること。 6　その他必要なこと。
		砂防班	(班長) 砂防課	砂防課員	1　各班共通業務に関すること。 2　斜面崩壊状況調査、砂防関係施設

旧					
					5　その他必要なこと。
県土整備部	(部長) 県土整備部長 (副部長) 技監（行政組織規則第６条の表に掲げる県土整備部に属する技監をいう。） 県土整備政策局長 道路局長 河川・下水道局長 都市住宅局長 港湾空港局長	(幹事班) 県土整備総務班	(班長) 県土整備総務課長 （副班長） 技術調査課長 用地対策課長 検査･技術支援課長	県土整備総務課員 技術調査課員 用地対策課員 検査･技術支援課員	1　各部幹事班共通業務に関すること。 2　各班共通業務に関すること。 3　災害応急復旧工事等に必要な建設機械及び資材の調達及び建設業者の確保に関すること。 4　その他必要なこと。
		道路班	(班長) 道路保全課長 （副班長） 道路政策課長 道路建設課長 高速道路推進室長	道路政策課員 道路保全課員 道路建設課員 高速道路推進室員	1　各班共通業務に関すること。 2　県管理の道路の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3　国（直轄）、西日本高速道路株式会社等が管理する道路の情報収集に関すること。 4　緊急輸送道路の確保に関すること。 5　その他必要なこと。
		河川班	(班長) 河川課長 （副班長） 河川課副課長	河川課員	1　各班共通業務に関すること。 2　土木関係被害状況の調査、情報収集及び災害応急対策の取りまとめに関すること。 3　河川施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4　七川ダム、二川ダム、椿山ダム、広川ダム及び切目川ダム関係の被害調査及び災害応急対策に関すること。 5　水防業務に関すること。 6　その他必要なこと。
		砂防班	(班長) 砂防課	砂防課員	1　各班共通業務に関すること。 2　斜面崩壊状況調査、砂防関係施設

新						旧					
			長 （副班長） 砂防課副課長		被害状況調査及び災害応急対策に関すること。 3　情報基盤整備機器の点検に関すること。 4　その他必要なこと。				長 （副班長） 砂防課副課長		被害状況調査及び災害応急対策に関すること。 3　情報基盤整備機器の点検に関すること。 4　その他必要なこと。
		下水道班	（班長） 下水道課長 （副班長） 下水道課副課	下水道課員	1　各班共通業務に関すること。 2　下水道等施設災害応急対策に関すること。 3　その他必要なこと。			下水道班	（班長） 下水道課長 （副班長） 下水道課副課	下水道課員	1　各班共通業務に関すること。 2　下水道等施設災害応急対策に関すること。 3　その他必要なこと。
		建築住宅班	（班長） 建築住宅課長 （副班長） 都市政策課長 公共建築課長 盛土対策室長	建築住宅課員 都市政策課員 公共建築課員 盛土対策室員	1　各班共通業務に関すること。 2　滅失・損壊した建築物の統計及び報告に関すること。 3　応急仮設住宅建設等に関すること。 4　県営住宅の復旧に関すること。 5　被災者入居用の公営住宅の空き家状況調査及び提供に関すること。 6　市町村営住宅の被害状況調査・報告に関すること。 7　都市公園の被害調査及び被害応急対策に関すること。 8　被災者の住宅支援に関すること。 9　被災建築物の応急危険度判定に関すること。 10　被災宅地の危険度判定に関すること。 11　工事中の県有建築物等の被災状況調査・応急処置に関すること。 12　その他必要なこと。			建築住宅班	（班長） 建築住宅課長 （副班長） 都市政策課長 公共建築課長	建築住宅課員 都市政策課員 公共建築課員	1　各班共通業務に関すること。 2　滅失・損壊した建築物の統計及び報告に関すること。 3　応急仮設住宅建設等に関すること。 4　県営住宅の復旧に関すること。 5　被災者入居用の公営住宅の空き家状況調査及び提供に関すること。 6　市町村営住宅の被害状況調査・報告に関すること。 7　都市公園の被害調査及び被害応急対策に関すること。 8　被災者の住宅支援に関すること。 9　被災建築物の応急危険度判定に関すること。 10　被災宅地の危険度判定に関すること。 11　工事中の県有建築物等の被災状況調査・応急処置に関すること。 12　その他必要なこと。
		港湾空港班	班長） 港湾漁港整備課長 （副班長） 港湾空	港湾漁港整備課員 港湾空港振興課員 津波堤	1　各班共通業務に関すること。 2　港湾、漁港及び海岸施設の被害調査及び応急対策検討に関すること。 3　港湾及び漁港における緊急輸送拠点機能の確保に関すること。 4　南紀白浜空港の被害調査及び応急			港湾空港班	班長） 港湾漁港整備課長 （副班長） 港湾空	港湾漁港整備課員 港湾空港振興課員 津波堤	1　各班共通業務に関すること。 2　港湾、漁港及び海岸施設の被害調査及び応急対策検討に関すること。 3　港湾及び漁港における緊急輸送拠点機能の確保に関すること。 4　南紀白浜空港の被害調査及び応急

新						旧					
			港振興課長 津波堤防整備室長	防整備室員	対策検討に関すること。 5　南紀白浜空港における緊急輸送拠点機能の確保に関すること 6　その他必要なこと。				港振興課長 津波堤防整備室長	防整備室員	対策検討に関すること。 5　南紀白浜空港における緊急輸送拠点機能の確保に関すること 6　その他必要なこと。
会計部	(部長) 会計管理者 (副部長) 会計局長	(幹事班) 会計班	(班長) 会計課長 (副班長) 会計課副課長	会計課員	1　各部幹事班共通業務に関すること。 2　各班共通業務に関すること。 3　災害時の出納事務に関すること。 4　財務会計システムの被災状況の情報収集及び応急復旧対策に関すること。 5　指定金融機関等の営業状況の情報収集に関すること。 6　その他必要なこと。	会計部	(部長) 会計管理者 (副部長) 会計局長	(幹事班) 会計班	(班長) 会計課長 (副班長) 会計課副課長	会計課員	1　各部幹事班共通業務に関すること。 2　各班共通業務に関すること。 3　災害時の出納事務に関すること。 4　財務会計システムの被災状況の情報収集及び応急復旧対策に関すること。 5　指定金融機関等の営業状況の情報収集に関すること。 6　その他必要なこと。
		総務事務集中班	(班長) 総務事務集中課長 (副班長) 総務事務集中課副課長	総務事務集中課員	1　各班共通業務に関すること。 2　災害応急対策用物品の購入及び燃料の緊急調達に関すること。 3　その他必要なこと。			総務事務集中班	(班長) 総務事務集中課長 (副班長) 総務事務集中課副課長	総務事務集中課員	1　各班共通業務に関すること。 2　災害応急対策用物品の購入及び燃料の緊急調達に関すること。 3　その他必要なこと。
議会部	(部長) 議会事務局長 (副部長) 議会事務局次長	(幹事班) 議会総務班	(班長) 総務課長 (副班長) 総務課副課長 秘書広報室長	総務課員 秘書広報室員	1　各部幹事班共通業務に関すること。 2　各班共通業務に関すること。3 議員との連絡に関すること。 4　その他必要なこと。	議会部	(部長) 議会事務局長 (副部長) 議会事務局次長	(幹事班) 議会総務班	(班長) 総務課長 (副班長) 総務課副課長 秘書広報室長	総務課員 秘書広報室員	1　各部幹事班共通業務に関すること。 2　各班共通業務に関すること。3 議員との連絡に関すること。 4　その他必要なこと。
		議事班	(班長) 議事課長 (副班長) 議事課副課長	議事課員	1　各班共通業務に関すること。 2　議会の会議に関すること。 3　その他必要なこと。			議事班	(班長) 議事課長 (副班長) 議事課副課長	議事課員	1　各班共通業務に関すること。 2　議会の会議に関すること。 3　その他必要なこと。

新						旧					
教育部	(部長) 教育長 (副部長) 教育総務局長 生涯学習局長 学校教育局長	(幹事班) 教育総務班	(班長) 教育支援課長 （副班長） 総務課長 教育DX推進室長 教職員課長 人権教育推進課長	教育支援課員 総務課員 教育DX推進室員 教職員課員 人権教育推進課員	1　各部幹事班共通業務に関すること。 2　各班共通業務に関すること。 3　教育関係の被害状況等の調査及び情報収集の総括に関すること。 4　学校給食物資の管理及び配分に関すること。 5　児童生徒の保健管理に関すること。 6　市町村教育委員会との連絡及び指導に関すること。 7　職員（学校職員を除く。）の動員及び派遣に関すること。 8　学校職員の動員及び派遣に関すること。 9　カウンセラーの派遣に関すること。 10　国・他府県応援職員の受入れ及び割当並びに移動手段及び宿舎確保に関すること。 11　広報に関すること。 12　学校施設等の災害応急対策に関すること。 13　職員(学校職員を除く。)の被災状況調査及び救援に関すること。 14　救援物資の受入れ及び配布に関すること。 15　教職員住宅の調査に関すること。 16　関係宿泊施設等の被害状況等の調査に関すること。 17　被災教職員の住宅確保に関すること。 18　その他必要なこと。	教育部	(部長) 教育長 (副部長) 教育総務局長 生涯学習局長 学校教育局長	(幹事班) 教育総務班	(班長) 教育支援課長 （副班長） 総務課長 教育DX推進室長 教職員課長 人権教育推進課長	教育支援課員 総務課員 教育DX推進室員 教職員課員 人権教育推進課員	1　各部幹事班共通業務に関すること。 2　各班共通業務に関すること。 3　教育関係の被害状況等の調査及び情報収集の総括に関すること。 4　学校給食物資の管理及び配分に関すること。 5　児童生徒の保健管理に関すること。 6　市町村教育委員会との連絡及び指導に関すること。 7　職員（学校職員を除く。）の動員及び派遣に関すること。 8　学校職員の動員及び派遣に関すること。 9　カウンセラーの派遣に関すること。 10　国・他府県応援職員の受入れ及び割当並びに移動手段及び宿舎確保に関すること。 11　広報に関すること。 12　学校施設等の災害応急対策に関すること。 13　職員(学校職員を除く。)の被災状況調査及び救援に関すること。 14　救援物資の受入れ及び配布に関すること。 15　教職員住宅の調査に関すること。 16　関係宿泊施設等の被害状況等の調査に関すること。 17　被災教職員の住宅確保に関すること。 18　その他必要なこと。
		学校教育班	(班長) 県立学校教育課長 （副班長） 義務教育課長	県立学校教育課員 義務教育課員 紀北教育事務所員	1　各班共通業務に関すること。 2　臨時の授業その他学校運営に関すること。 3　教科書、学用品及び救援物資の配布に関すること。 4　ボランティアの派遣、編成及び活動計画に関すること。 5　児童生徒及び学校職員の被災状況			学校教育班	(班長) 県立学校教育課長 （副班長） 義務教育課長	県立学校教育課員 義務教育課員 紀北教育事務所員	1　各班共通業務に関すること。 2　臨時の授業その他学校運営に関すること。 3　教科書、学用品及び救援物資の配布に関すること。 4　ボランティアの派遣、編成及び活動計画に関すること。 5　児童生徒及び学校職員の被災状況

新					
			紀北教育事務所長 特別支援教育室長	特別支援教育室員	調査及び救援に関すること。 6　児童生徒の転入学及び区域外就学に関すること。 7　県立学校及び公立小中高等学校への避難所設置に伴う運営協力等に関すること。 8　その他必要なこと。
		（移設）	（移設）	（移設）	（移設）
		生涯学習班	（班長） 生涯学習課長 （副班長） 生涯学習課副課長	生涯学習課員	1　各班共通業務に関すること。 2　ＰＴＡ、女性団体等へのボランティア協力要請に関すること。 3　県立図書館の被害状況等の調査及び災害応急対策に関すること。 4　その他必要なこと。
		文化遺産班	（班長） 文化遺産課長 （副班長） 文化遺産課副課長	文化遺産課員	1　各班共通業務に関すること。 2　文化財の被害状況等の調査及び災害応急対策に関すること。 3　博物館等施設の被害状況等の調査及び災害応急対策に関すること。 4　その他必要なこと。
警察部	（部長）	（幹事班）	（班長）	会計課	1　災害警備本部の総括に関するこ

旧					
			紀北教育事務所長 特別支援教育室長	特別支援教育室員	調査及び救援に関すること。 6　児童生徒の転入学及び区域外就学に関すること。 7　県立学校及び公立小中高等学校への避難所設置に伴う運営協力等に関すること。 8　その他必要なこと。
		スポーツ班	（班長） スポーツ課長 （副班長） スポーツ課副課長	スポーツ課員	1　各班共通業務に関すること。 2　社会体育施設の被害状況等の調査、災害応急対策及び避難所等の提供に関すること。 3　その他必要なこと。
		生涯学習班	（班長） 生涯学習課長 （副班長） 生涯学習課副課長	生涯学習課員	1　各班共通業務に関すること。 2　ＰＴＡ、女性団体等へのボランティア協力要請に関すること。 3　県立図書館の被害状況等の調査及び災害応急対策に関すること。 4　その他必要なこと。
		文化遺産班	（班長） 文化遺産課長 （副班長） 文化遺産課副課長	文化遺産課員	1　各班共通業務に関すること。 2　文化財の被害状況等の調査及び災害応急対策に関すること。 3　博物館等施設の被害状況等の調査及び災害応急対策に関すること。 4　その他必要なこと。
警察部	（部長）	（幹事班）	（班長）	会計課	1　災害警備本部の総括に関するこ

新						旧					
	警察本部長 (副部長) 警備部長 (部長付) 総務課長 外１名	総括班	警備課長	員 警務課員 生活安全企画課員 刑事企画課員 警備企画課員 公安課員 警備課員 運転免許課員 近畿管区警察局和歌山県情報通信部機動通信課員	と。 2　会議の招集・運営に関すること。 3　各班及び派遣要員の連絡調整に関すること。 4　警察庁・管区局への報告連絡に関すること。 5　援助要求及び連絡調整に関すること。 6　防災関係機関との連絡調整に関すること。 7　記録の整備、保管及び報告に関すること 8　各班に属さない任務に関すること。		警察本部長 (副部長) 警備部長 (部長付) 総務課長 外１名	総括班	警備課長	員 警務課員 生活安全企画課員 刑事企画課員 警備企画課員 公安課員 警備課員 運転免許課員 近畿管区警察局和歌山県情報通信部機動通信課員	と。 2　会議の招集・運営に関すること。 3　各班及び派遣要員の連絡調整に関すること。 4　警察庁・管区局への報告連絡に関すること。 5　援助要求及び連絡調整に関すること。 6　防災関係機関との連絡調整に関すること。 7　記録の整備、保管及び報告に関すること 8　各班に属さない任務に関すること。
			（班長） 交通企画課次席	運転免許課員	1　交通部指揮所との連絡調整に関すること。				（班長） 交通企画課次席	運転免許課員	1　交通部指揮所との連絡調整に関すること。
		派遣班	（班長） 警備企画課捜査管理官	生活安全企画課員 刑事企画課員 交通企画課員 警備企画課員 警備課員	1　県災害対策本部における連絡調整に関すること。 2　その他必要なこと。			派遣班	（班長） 警備企画課捜査管理官	生活安全企画課員 刑事企画課員 交通企画課員 警備企画課員 警備課員	1　県災害対策本部における連絡調整に関すること。 2　その他必要なこと。

新

監査委員部	(部長) 監査委員事務局長 (副部長) 監査委員事務局第一課長	監査委員班	(班長) 第一課長 (副班長) 第二課長	第一課員 第二課員	1　各部幹事班共通業務に関すること。 2　各班共通業務に関すること。 3　その他必要なこと。
人事委員会部	(部長) 人事委員会事務局長 (副部長) 人事委員会事務局総務課長	人事委員班	(班長) 総務課長 (副班長) 職員課長	総務課員 職員課員	1　各部幹事班共通業務に関すること。 2　各班共通業務に関すること。 3　その他必要なこと。
労働委員会部	(部長) 労働委員会事務局長 (副部長) 労働委員会事務局審査調整課長	労働委員班	(班長) 審査調整課長 (副班長) 審査調整課副課長	審査調整課員	1　各部幹事班共通業務に関すること。 2　各班共通業務に関すること。 3　その他必要なこと。

(略)

b　支　部

支部は、所管区域における災害応急対策等の円滑な処理に当たる。

支部長は、副支部長及び支部員と協議して支部における災害応急対策等に関する事務の円滑な処理と、本部との連絡に当たる。

なお、本部との通信途絶等により本部と連絡がとれない場合には、支部長の

旧

監査委員部	(部長) 監査委員事務局長 (副部長) 監査委員事務局第一課長	監査委員班	(班長) 第一課長 (副班長) 第二課長	第一課員 第二課員	1　各部幹事班共通業務に関すること。 2　各班共通業務に関すること。 3　その他必要なこと。
人事委員会部	(部長) 人事委員会事務局長 (副部長) 人事委員会事務局総務課長	人事委員班	(班長) 総務課長 (副班長) 職員課長	総務課員 職員課員	1　各部幹事班共通業務に関すること。 2　各班共通業務に関すること。 3　その他必要なこと。
労働委員会部	(部長) 労働委員会事務局長 (副部長) 労働委員会事務局審査調整課長	労働委員班	(班長) 審査調整課長 (副班長) 審査調整課副課長	審査調整課員	1　各部幹事班共通業務に関すること。 2　各班共通業務に関すること。 3　その他必要なこと。

(略)

b　支　部

支部は、所管区域における災害応急対策等の円滑な処理に当たる。

支部長は、副支部長及び支部員と協議して支部における災害応急対策等に関する事務の円滑な処理と、本部との連絡に当たる。

なお、本部との通信途絶等により本部と連絡がとれない場合には、支部長の

新

判断において、県知事として自衛隊への災害派遣要請、国への被害状況の報告を行うことができる。

（略）

(ｵ) 編成及び事務分掌

支部の各班別の事務分掌は概ね次のとおりである。

なお、支部の組織及び運営については、知事の承認を得て、支部長が別に定めるものとする。

和歌山県災害対策本部○○○支部の編成及び事務分掌

班　名	事務分担者		事　務　分　掌
	班長、副班長	班　　員	
総務班	（班長） ○○○振興局地域づくり部長 （副班長） ○○○振興局農林水産振興部長 ○○○県税事務所長 ○○○振興局地域づくり部副部長 ○○○振興局農林水産振興部副部長	○○　振興局地域づくり部員 ○○　振興局農林水産振興員 ○○　県税事務所員	1　本部及び各班との連絡調整に関すること。 2　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６０条第５項の規定による避難の指示等の代行及び同法第７３条第１項の規定による応急措置の代行に関すること。 3　災害関係職員の動員及び派遣に関すること。 4　気象予警報等の受信及び伝達に関すること。 5　庁舎、その他財産等の災害応急対策に関すること。 6　消防に関すること。 7　被害情報の収集及び整理に関すること。 8　被害状況等の本部及び国への報告に関すること。

旧

判断において、県知事として自衛隊への災害派遣要請、国への被害状況の報告を行うことができる。

（略）

(ｵ) 編成及び事務分掌

支部の各班別の事務分掌は概ね次のとおりである。

なお、支部の組織及び運営については、知事の承認を得て、支部長が別に定めるものとする。

和歌山県災害対策本部○○○支部の編成及び事務分掌

班　名	事務分担者		事　務　分　掌
	班長、副班長	班　員	
総務班	（班長） ○○○振興局地域振興部長 （副班長） ○○○振興局農林水産振興部長 ○○○県税事務所長 ○○○振興局地域振興部副部長 ○○○振興局農林水産振興部副部長 （班長付）	○○振興局地域振興部員 ○○振興局農林水産振興員 ○○県税事務所員	1　本部及び各班との連絡調整に関すること。 2　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６０条第５項の規定による避難の指示等の代行及び同法第７３条第１項の規定による応急措置の代行に関すること。 3　災害関係職員の動員及び派遣に関すること。 4　気象予警報等の受信及び伝達に関すること。 5　庁舎、その他財産等の災害応急対策に関すること。 6　消防に関すること。 7　被害情報の収集及び整理に関すること。 8　被害状況等の本部及び国への報告に関すること。

新				旧			
	（班長付） ○○○振興局 地域づくり課長		9　自衛隊の派遣要請に関すること。 10　市町村における災害応急対策の指導及び連絡調整に関すること。 11　協力機関との連絡調整に関すること。 12　電力、ガス等の災害応急対策に関すること。 13　災害応急対策要員の確保に関すること。 14　災害時における出納事務全般に関すること。 15　支部及び支部会議の運営に関すること。 16　職員の安否確認及び対応に関すること。 17　農林水産関係被害情報の収集及び整理に関すること。 18　農林水産関係被害の災害応急対策に関すること。 19　災害応急対策用船艇の確保に関すること。 20　商工業関係の災害応急対策に関すること。 21　その他必要なこと。		○○○振興局 総務県民課長		9　自衛隊の派遣要請に関すること。 10　市町村における災害応急対策の指導及び連絡調整に関すること。 11　協力機関との連絡調整に関すること。 12　電力、ガス等の災害応急対策に関すること。 13　災害応急対策要員の確保に関すること。 14　災害時における出納事務全般に関すること。 15　支部及び支部会議の運営に関すること。 16　職員の安否確認及び対応に関すること。 17　農林水産関係被害情報の収集及び整理に関すること。 18　農林水産関係被害の災害応急対策に関すること。 19　災害応急対策用船艇の確保に関すること。 20　商工業関係の災害応急対策に関すること。 21　その他必要なこと。
（略） **第２章　情報計画** **第１節　気象警報等の伝達計画** （略） **２　計画内容** （1）特別警報、警報及び注意報（地震・津波に関するものは「地震・津波災害対策計画編」に記載。）				（略） **第２章　情報計画** **第１節　気象警報等の伝達計画** （略） **２　計画内容** （1）特別警報、警報及び注意報（地震・津波に関するものは「地震・津波災害対策計画編」に記載。）			

新

ア　特別警報

和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、暴風、大雨、高潮、波浪等の予想される現象が特に異常であるため、県内のどこかに重大な災害の発生するおそれが著しく高まっている場合、その旨を警告して行う予報で、その種類、発表基準は、別表１のとおりである。

イ　警　　報

和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、暴風、大雨、高潮、波浪、洪水等により県内のどこかに重大な災害の発生が予想される場合、その旨を警告して行う予報で、その種類、発表の基準は、別表２、別表２－１、別表２－２、別表２－５のとおりである。

ウ　注　意　報

和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、気象現象等により県内のどこかに災害の発生が予想される場合、その旨を注意して行う予報で、その種類、発表の基準は、別表２、別表２－３、別表２－４、別表２－５のとおりである。

エ　特別警報・警報・注意報における細分区域

和歌山地方気象台が特別警報・警報・注意報を発表する場合は、二次細分区域単位で発表する。

（略）

別表２　和歌山地方気象台が発表する警報、注意報の種類及び発表基準　（令和６年５月23日現在）

発表官署		和歌山地方気象台			
府県予報区		和歌山県			
一次細分区域		北部		南部	
市町村等をまとめた地域		紀北	紀中	紀北	紀中
警	大雨	区域内の市町村で別表 2-1 の基準に到達することが予想される場合			
	洪水	区域内の市町村で別表 2-2 の基準に到達することが予想される場合			

旧

ア　特別警報

和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、暴風、大雨、高潮、波浪等の予想される現象が特に異常であるため、県内のどこかに重大な災害の発生するおそれが著しく高まっている場合、最大限の警戒を呼びかけるために発表するもので、その種類、発表基準は、別表１のとおりである。

イ　警　　報

和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、暴風、大雨、高潮、波浪、洪水等により県内のどこかに重大な災害の発生が予想される場合、厳重な警戒を促すために発表するもので、その種類、発表の基準は、別表２、別表２－１、別表２－２、別表２－５のとおりである。

ウ　注　意　報

和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、気象現象等により県内のどこかに災害の発生が予想される場合、注意を喚起するために発表するもので、その種類、発表の基準は、別表２、別表２－３、別表２－４、別表２－５のとおりである。

エ　特別警報・警報・注意報における細分区域

和歌山地方気象台が特別警報・警報・注意報を発表する場合は、二次細分区域単位で発表する。

（略）

別表２　和歌山地方気象台が発表する警報、注意報の種類及び発表基準　（令和５年６月８日現在）

発表官署		和歌山地方気象台			
府県予報区		和歌山県			
一次細分区域		北部		南部	
市町村等をまとめた地域		紀北	紀中	紀北	紀中
警	大雨	区域内の市町村で別表 2-1 の基準に到達することが予想される場合			
	洪水	区域内の市町村で別表 2-2 の基準に到達することが予想される場合			

新			旧		
報	暴風（平均風速）	陸上 20m/s[*1]、海上 25m/s	報	暴風（平均風速）	陸上 20m/s[*1]、海上 25m/s
	暴風雪（平均風速）	陸上 20m/s[*1]、海上 25m/s 雪を伴う		暴風雪（平均風速）	陸上 20m/s[*1]、海上 25m/s 雪を伴う
	大雪	平地　12 時間降雪の深さ 15cm、山地　12 時間降雪の深さ 30cm		大雪	平地　12 時間降雪の深さ 15cm、山地　12 時間降雪の深さ 30cm
	波浪(有義波高)	6.0m		波浪(有義波高)	6.0m
	高潮	区域内の市町村で別表 2-5 の基準に到達することが予想される場合		高潮	区域内の市町村で別表 2-5 の基準に到達することが予想される場合
注意報	大雨	区域内の市町村で別表 2-3 の基準に到達することが予想される場合	注意報	大雨	区域内の市町村で別表 2-3 の基準に到達することが予想される場合
	洪水	区域内の市町村で別表 2-4 の基準に到達することが予想される場合		洪水	区域内の市町村で別表 2-4 の基準に到達することが予想される場合
	強風（平均風速）	陸上 12m/s[*2]、海上 15m/s		強風（平均風速）	陸上 12m/s[*2]、海上 15m/s
	風雪（平均風速）	陸上 12m/s[*2]、海上 15m/s 雪を伴う		風雪（平均風速）	陸上 12m/s[*2]、海上 15m/s 雪を伴う
	大雪	平地　12 時間降雪の深さ 5cm、山地　12 時間降雪の深さ 15cm		大雪	平地　12 時間降雪の深さ 5cm、山地　12 時間降雪の深さ 15cm
	波浪（有義波高）	3.0m		波浪（有義波高）	3.0m
	高潮	区域内の市町村で別表 2-5 の基準に到達することが予想される場合		高潮	区域内の市町村で別表 2-5 の基準に到達することが予想される場合
	雷	落雷等により被害が予想される場合		雷	落雷等により被害が予想される場合
	融雪			融雪	
	濃霧（視程）	陸上　100m,海上　500m		濃霧（視程）	陸上　100m,海上　500m
	乾燥	最小湿度 35%で実効湿度 60%		乾燥	最小湿度 35%で実効湿度 60%
	なだれ	積雪の深さ 50cm 以上あり高野山（アメダス）の最高気温 10℃以上又はかなりの降雨		なだれ	積雪の深さ 50cm 以上あり高野山（アメダス）の最高気温 10℃以上又はかなりの降雨
	低温	沿岸部で最低気温-4℃以下		低温	沿岸部で最低気温-4℃以下
	霜	3 月 20 日以降の晩霜　最低気温 3℃以下		霜	3 月 20 日以降の晩霜　最低気温 3℃以下
	着氷			着氷	
	着雪	24 時間降雪の深さ：平地 20cm 以上、山地 40cm 以上 気温：-2℃～2℃		着雪	24 時間降雪の深さ：平地 20cm 以上、山地 40cm 以上 気温：-2℃～2℃

新

記録的短時間大雨情報（１時間雨量）	110mm

（略）

別表２－１　大雨警報基準　（令和６年５月23日現在）

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
紀北	和歌山市	24	150
	海南市	22	150
	橋本市	16	166
	紀の川市	19	151
	岩出市	18	161
	紀美野町	13	150
	かつらぎ町かつらぎ	16	168
	かつらぎ町花園	18	200
	九度山町	17	184
	高野町	18	185
紀中	有田市	15	180
	御坊市	23	187
	湯浅町	22	182
	広川町	21	182
	有田川町吉備金屋	21	170
	有田川町清水	21	170
	美浜町	19	198
	日高町	21	199
	由良町	24	199

旧

記録的短時間大雨情報（１時間雨量）	110mm

（略）

別表２－１　大雨警報基準　（令和５年６月８日現在）

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
紀北	和歌山市	24	150
	海南市	22	150
	橋本市	16	166
	紀の川市	19	151
	岩出市	18	161
	紀美野町	13	150
	かつらぎ町かつらぎ	16	168
	かつらぎ町花園	18	200
	九度山町	15	184
	高野町	18	185
紀中	有田市	15	180
	御坊市	23	187
	湯浅町	22	182
	広川町	21	182
	有田川町吉備金屋	21	170
	有田川町清水	21	170
	美浜町	19	198
	日高町	21	199
	由良町	24	199

新

	印南町	19	159
	みなべ町	23	159
	日高川町川辺	21	179
	日高川町中津	19	188
	日高川町美山	24	188
田辺・西牟婁郡	田辺市田辺	26	169
	田辺市龍神	25	227
	田辺市中辺路	26	233
	田辺市大塔	25	245
	田辺市本宮	19	223
	白浜町	26	218
	上富田町	26	211
	すさみ町	26	192
新宮・東牟婁郡	新宮市	34	212
	那智勝浦町	24	186
	太地町	27	186
	古座川町	20	189
	北山村	23	254
	串本町	30	186

別表２－２　洪水警報基準　（令和６年５月23日現在）

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準＊1	指定河川洪水予報による基準
紀北	和歌山市	土入川流域=13.1 七瀬川流域=6.2 和歌川流域=22.4 亀の川流域=13.5 和田川流域=10.4	七瀬川流域=（9,5.4） 和田川流域=（9，10.4）	紀の川[三谷･船戸]

旧

	印南町	19	159
	みなべ町	23	159
	日高川町川辺	21	179
	日高川町中津	19	188
	日高川町美山	24	188
田辺・西牟婁郡	田辺市田辺	26	169
	田辺市龍神	25	227
	田辺市中辺路	26	233
	田辺市大塔	25	245
	田辺市本宮	19	223
	白浜町	26	218
	上富田町	26	211
	すさみ町	26	192
新宮・東牟婁郡	新宮市	34	212
	那智勝浦町	24	186
	太地町	27	186
	古座川町	20	189
	北山村	23	254
	串本町	30	186

別表２－２　洪水警報基準　（令和５年６月８日現在）

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準＊1	指定河川洪水予報による基準
紀北	和歌山市	土入川流域=13.1 七瀬川流域=6.2 和歌川流域=22.4 亀の川流域=13.5 和田川流域=10.4	七瀬川流域=（9,5.4） 和田川流域=（9，10.4）	紀の川[三谷･船戸]

新					旧				
		有本川流域=2.9 大門川流域=13.2 千手川流域=8.7 堤川流域=4.9 鳴滝川流域=9.3					有本川流域=2.9 大門川流域=13.2 千手川流域=8.7 堤川流域=4.9 鳴滝川流域=9.3		
	海南市	貴志川流域=26.6 日方川流域=11.4 加茂川流域=14.9 亀の川流域=12.3 宮川流域=6.8 大坪川流域=3.1	貴志川流域=（10，22.4） 日方川流域=（8，7.9） 加茂川流域=（8，9） 亀の川流域=（11，8.4）	—		海南市	貴志川流域=26.6 日方川流域=11.4 加茂川流域=14.9 亀の川流域=12.3 宮川流域=6.8 大坪川流域=3.1	貴志川流域=（10，22.4） 日方川流域=（8，7.9） 加茂川流域=（8，9） 亀の川流域=（11，8.4）	—
	橋本市	嵯峨谷川流域=6.7 山田川流域=5.9 橋本川流域=12 東の川流域=7.8	紀の川流域=（8，68.4） 橋本川流域=（8，10.2）	紀の川[五條]		橋本市	嵯峨谷川流域=6.7 山田川流域=5.9 橋本川流域=12 東の川流域=7.8	紀の川流域=（8，68.4） 橋本川流域=（8，10.2）	紀の川[五條]
	紀の川市	貴志川流域=36.3 海神川流域=6.4 佐川流域=7.5 松井川流域=4.5 名手川流域=9.8 穴伏川流域=13.7 柘榴川流域=12.7 野田原川流域=11.1 真国川流域=16.7 春日川流域=5.6	紀の川流域=（5，71.3） 貴志川流域=（7，33） 真国川流域=（5，15）	紀の川[三谷・船戸]		紀の川市	貴志川流域=36.3 海神川流域=6.4 佐川流域=7.5 松井川流域=4.5 名手川流域=9.8 穴伏川流域=13.7 柘榴川流域=12.7 野田原川流域=11.1 真国川流域=16.7 春日川流域=5.6	紀の川流域=（5，71.3） 貴志川流域=（7，33） 真国川流域=（5，15.1）	紀の川[三谷・船戸]

新					旧				
		二瀬川流域=9.3					二瀬川流域=9.3		
	岩出市	住吉川流域=8.3 根来川流域=9.2 貴志川流域=36.3 春日川流域=6.9	紀の川流域=（9，71.6）	紀の川[三谷･船戸]		岩出市	住吉川流域=8.3 根来川流域=9.2 貴志川流域=36.3 春日川流域=6.9	紀の川流域=（9，71.6）	紀の川[三谷･船戸]
	紀美野町	貴志川流域=26.2 真国川流域=17.7	貴志川流域=（8，25.4） 真国川流域=（8，14.2）	—		紀美野町	貴志川流域=26.2 真国川流域=17.7	貴志川流域=（8，25.4） 真国川流域=（8，14.2）	—
	かつらぎ町 かつらぎ	貴志川流域=17.1 穴伏川流域=11.7 四邑川流域=6.9 真国川流域=9 湯子川流域=11	—	紀の川[五條･三谷]		かつらぎ町 かつらぎ	貴志川流域=17.1 穴伏川流域=11.7 四邑川流域=6.9 真国川流域=9 湯子川流域=11	—	紀の川[五條･三谷]
	かつらぎ町 花園	有田川流域=21.4	—	—		かつらぎ町 花園	有田川流域=21.4	—	—
	九度山町	丹生川流域=17.7 不動谷川流域=14.2 北又川流域=7.1	丹生川流域=（9, 17.7）	紀の川[五條]		九度山町	丹生川流域=17.7 不動谷川流域=14.2 北又川流域=7.1	丹生川流域=（9, 17.7）	紀の川[五條]
	高野町	貴志川流域=9.8 丹生川流域=5.2 不動谷川流域=11.1	丹生川流域=（8，4.6）	—		高野町	貴志川流域=9.8 丹生川流域=5.2 不動谷川流域=11.1	丹生川流域=（8，4.6）	—
紀中	有田市	西谷川流域=5.4 高山川流域=7 お仙谷川流域=3.2 箕川流域=2.2	有田川流域=（9，42.3） 高山川流域=（10，4.9）	和歌山県有田川水系有田川[粟生・金屋]	紀中	有田市	西谷川流域=5.4 高山川流域=7 お仙谷川流域=3.2 箕川流域=2.2	有田川流域=（9，42.3） 高山川流域=（10，4.9）	和歌山県有田川水系有田川[粟生・金屋]

新				旧			
	御坊市	西川流域=18.6 熊野川流域=5.9 土生川流域=8.7 斉川流域=7.5 王子川流域=10 下川流域=5	熊野川流域=（20，5）	和歌山県日高川水系日高川[川原河･高津尾･川辺]	御坊市	西川流域=18.6 熊野川流域=5.9 土生川流域=8.7 斉川流域=7.5 王子川流域=10 下川流域=5	—	和歌山県日高川水系日高川[川原河･高津尾･川辺]
	湯浅町	山田川流域=13.6 広川流域=20.5	—	和歌山県有田川水系有田川[粟生・金屋]	湯浅町	山田川流域=13.6 広川流域=20.5	—	和歌山県有田川水系有田川[粟生・金屋]
	広川町	広川流域=20.3	—	—	広川町	広川流域=20.3	—	—
	有田川町吉備金屋	鳥尾川流域=7.7 早月谷川流域=15.4 修理川流域=16 玉川流域=7.7 五名谷川流域=9.2 天満川流域=6.5 熊井川流域=4.8	—	和歌山県有田川水系有田川[粟生・金屋]	有田川町吉備金屋	鳥尾川流域=7.7 早月谷川流域=15.4 修理川流域=16 玉川流域=7.7 五名谷川流域=9.2 天満川流域=6.5 熊井川流域=4.8	—	和歌山県有田川水系有田川[粟生・金屋]
	有田川町清水	四村川流域=17.3 湯川川流域=18.9 室川谷川流域=11.1		和歌山県有田川水系有田川[粟生・金屋]	有田川町清水	四村川流域=16.9 湯川川流域=18.7 室川谷川流域=11.3		和歌山県有田川水系有田川[粟生・金屋]
	美浜町	西川流域=18.8 斉川流域=7.7	—	和歌山県日高川水系日高川[川	美浜町	西川流域=18.8 斉川流域=7.7	—	和歌山県日高川水系日高川[川

新					旧				
				原河・高津尾・川辺					原河・高津尾・川辺
	日高町	西川流域=13.9 志賀川流域=9.6	—	和歌山県日高川水系日高川[川原河・高津尾・川辺		日高町	西川流域=13.9 志賀川流域=9.6	—	和歌山県日高川水系日高川[川原河・高津尾・川辺
	由良町	由良川流域=13.3	—	—		由良町	由良川流域=13.3	—	—
	印南町	印南川流域=9.5 切目川流域=22.8	印南川流域=（9，9.5） 切目川流域=（9，22.7）	—		印南町	印南川流域=9.5 切目川流域=22.8	印南川流域=（9，9.5） 切目川流域=（9，22.7）	—
	みなべ町	東岩代川流域=7.8 南部川流域=29 古川流域=6.5 玉川流域=8.2 辺川流域=7.3 木の川流域=6.8 高野川流域=7.2	南部川流域=（10，26.1） 木の川流域=（10, 6.8） 高野川流域=（10, 7.2）	—		みなべ町	東岩代川流域=7.8 南部川流域=29 古川流域=6.5 玉川流域=8.2 辺川流域=7.3 木の川流域=6.8 高野川流域=7.2	南部川流域=（10，26.1） 木の川流域=（10, 6.8） 高野川流域=（10, 7.2）	—
	日高川町川辺	土生川流域=8.7 江川流域=16.9	日高川流域=（8，54.9）	和歌山県日高川水系日高川[川原河・高津尾・川辺		日高川町川辺	土生川流域=8.7 江川流域=16.9	日高川流域=（8，54.9）	和歌山県日高川水系日高川[川原河・高津尾・川辺
	日高川町中津		日高川流域=（10，48.4）	和歌山県日高川水系日高川[川原河・高津尾・川辺		日高川町中津		日高川流域=（10，48.4）	和歌山県日高川水系日高川[川原河・高津尾・川辺
	日高川町	愛川流域=10.6	日高川流域=（11，51.7）	和歌山県日高川		日高川町	愛川流域=10.8	日高川流域=（8，51.7）	和歌山県日高川

新					旧				
	美山	初湯川流域=17.7 猪谷川流域=12.3 小藪川流域=15.5		水系日高川[川原河・高津尾・川辺		美山	初湯川流域=17.7 猪谷川流域=12.3 小藪川流域=15.5		水系日高川[川原河・高津尾・川辺
田辺・西牟婁	田辺市田辺	芳養川流域=16.1 稲成川流域=9.8 右会津川流域=19.8 左会津川流域=29.9	芳養川流域=（12，14.3） 稲荷川流域=（12，9.6） 右会津川流域=（12，18.7） 左会津川流域=（12, 27.4）	—	田辺・西牟婁	田辺市田辺	芳養川流域=16.1 稲成川流域=9.8 右会津川流域=19.8 左会津川流域=29.9	稲荷川流域=（12，14.3） 右会津川流域=（12，9.6） 左会津川流域=（12, 27.4）	—
	田辺市龍神	日高川流域=49 立花川流域=11.2 丹生川流域=23.5 小又川流域=20.5 古川流域=13.1	日高川流域=（12, 49）	—		田辺市龍神	日高川流域=49 立花川流域=11.2 丹生川流域=23.5 小又川流域=20.5 古川流域=13.1	日高川流域=（12, 49）	—
	田辺市中辺路	富田川流域=28.1 鍛冶屋川流域=12.4 中川流域=17.9 日置川流域=20.8	富田川流域=（12, 28.1）	—		田辺市中辺路	富田川流域=28.1 鍛冶屋川流域=12.4 中川流域=17.9 日置川流域=20.8	富田川流域=（12, 11.1）	—
	田辺市大塔	富田川流域=37 内の井川流域=11.1 小川谷川流域=9.5 日置川流域=57.2 前の川流域=26.6 安川流域=24.4 熊野川流域=14.7	富田川流域=（12，33.3） 内の井川流域=（13，11.1） 安川流域=（12，23.2）	—		田辺市大塔	富田川流域=37 内の井川流域=11.1 小川谷川流域=9.5 日置川流域=57.2 前の川流域=26.6 安川流域=24.4 熊野川流域=14.7	富田川流域=（12，33.3） 内の井川流域=（12，11.1） 安川流域=（12，23.2）	—

新					旧				
	田辺市本宮	大塔川流域=28.5 四村川流域=20.7 音無川流域=9.9 三越川流域=17.6	熊野川流域=（12，77.1） 大塔川流域=（12，28.5） 三越川流域=（12,17.6）	熊野川中流（本宮区間）［本宮］		田辺市本宮	大塔川流域=28.5 四村川流域=20.7 音無川流域=9.9 三越川流域=17.6	熊野川流域=（12，75） 大塔川流域=（12，28.5） 三越川流域=（12,17.6）	熊野川中流（本宮区間）［本宮］
	白浜町	富田川流域=46.4 高瀬川流域=12.4 庄川流域=10.8 日置川流域=48.9 城川流域=19.5 朝来帰川流域=10.4 瀬田川流域=4.1	富田川流域=（12，46） 庄川流域=（12，9.9） 日置川流域=（12，46.6） 城川流域=（12，17.5） 朝来帰川流域=（12，10.4） 瀬田川流域=（12，3.4）	—		白浜町	富田川流域=46.4 高瀬川流域=12.4 庄川流域=10.8 日置川流域=48.9 城川流域=19.5 朝来帰川流域=10.4 瀬田川流域=4.1	富田川流域=（12，46） 庄川流域=（12，9.9） 日置川流域=（12，46.6） 城川流域=（12，17.5） 朝来帰川流域=（12，10.4） 瀬田川流域=（12，3.4）	—
	上富田町	富田川流域=44.6 岡川流域=10.5 生馬川流域=14.6	—	—		上富田町	富田川流域=44.6 岡川流域=10.5 生馬川流域=14.6	—	—
	すさみ町	城川流域=11.5 佐本川流域=21.8 周参見川流域=23 和深川流域=13.4 太間川流域=13.1 江須の川流域=7.5 江住川流域=9.4 里野西池川流域=4.9	—	—		すさみ町	城川流域=11.5 佐本川流域=21.8 周参見川流域=23 和深川流域=13.4 太間川流域=13.1 江須の川流域=7.5 江住川流域=9.4 里野西池川流域=4.9	—	—
新宮・東牟婁	新宮市	高田川流域=19.7 赤木川流域=23.4 北山川流域=72.3 東の川流域=10.7	熊野川流域=（16，94.8） 高田川流域=（12，15.6） 赤木川流域=（12，22.7） 北山川流域=（12，63.5）	熊野川下流［成川］,熊野川中流（日足区間）［日足］	新宮・東牟婁	新宮市	高田川流域=19.7 赤木川流域=23.4 北山川流域=72.3 東の川流域=10.7	熊野川流域=（16，94.8） 高田川流域=（12，15.6） 赤木川流域=（12，22.7） 北山川流域=（12，63.5）	熊野川下流［成川］,熊野川中流（日足区間）［日足］

新

		市田川流域=9.9	市田川流域=（12，9.4）	
	那智勝浦町	井鹿川流域=10.8 小匠川流域=21.2 太田川流域=25.2 二河川流域=10.4 那智川流域=20.3 長野川流域=8.3	井鹿川流域=（17，5.8） 太田川流域=（11，22.6） 二河川流域=（19，6.4） 那智川流域=（11，13.6） 長野川流域=（20，7.1）	—
	太地町	与根子川流域=8.1	—	—
	古座川町	小川流域=27.7 平井川流域=23.3	古座川流域=（14，47.6） 小川流域=（12，26.6）	和歌山県古座川水系古座川[相瀬・月野瀬]
	北山村	北山川流域=64.7	北山川流域=（12，58.2）	—
	串本町	比曽原川流域=14.1 有田川流域=7.7 高富川流域=8.2 くじ野川流域=10.5 津荷川流域=6.4 田原川流域=15.7	古座川流域=（14，46.7） 津荷川流域=（14，5.9） 田原川流域=（14，14.1）	和歌山県古座川水系古座川[相瀬・月野瀬]

（略）

別表２－２　洪水警報基準　（令和６年５月23日現在）

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準　＊1	指定河川洪水予報による基準
紀北	和歌山市	土入川流域=10.4 七瀬川流域=4.9 和歌川流域=17.9	七瀬川流域=（6, 4.9） 和田川流域=（6，8.3） 堤川流域=（6, 3.9）	紀の川[船戸]

旧

		市田川流域=9.9	市田川流域=（12，9.4）	
	那智勝浦町	井鹿川流域=10.8 小匠川流域=21.2 太田川流域=25.2 二河川流域=10.4 那智川流域=20.3 長野川流域=8.3	井鹿川流域=（17，5.8） 太田川流域=（11，23.4） 二河川流域=（19，6.4） 那智川流域=（11，13.6） 長野川流域=（20，7.1）	—
	太地町	与根子川流域=8.1	—	—
	古座川町	小川流域=27.7 平井川流域=23.2	古座川流域=（14，47.6） 小川流域=（12，26.6）	和歌山県古座川水系古座川[相瀬・月野瀬]
	北山村	北山川流域=64.7	北山川流域=（12，58.2）	—
	串本町	比曽原川流域=14.1 有田川流域=7.7 高富川流域=8.2 くじ野川流域=10.5 津荷川流域=6.4 田原川流域=12.9	古座川流域=（14，46.7） 津荷川流域=（12，5.9） 田原川流域=（20，12.8）	和歌山県古座川水系古座川[相瀬・月野瀬]

（略）

別表２－２　洪水警報基準　（令和６年５月23日現在）

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準　＊1	指定河川洪水予報による基準
紀北	和歌山市	土入川流域=10.4 七瀬川流域=4.9 和歌川流域=17.9	和歌川流域=（5，4.9） 七瀬川流域=（6, 4.9） 和田川流域=（6，8.3）	紀の川[船戸]

新					旧				
		亀の川流域=10.8 和田川流域=8.3 有本川流域=2.2 大門川流域=10.5 千手川流域=6.9 堤川流域=3.9 鳴滝川流域=7.4					亀の川流域=10.8 和田川流域=8.3 有本川流域=2 大門川流域=10.5 千手川流域=6.9 堤川流域=3.9 鳴滝川流域=7.4	堤川流域=（6, 3.9）	
	海南市	貴志川流域=21.2 日方川流域=9 加茂川流域=11.9 亀の川流域=9.8 宮川流域=5.4 大坪川流域=2.4	貴志川流域=（9，13） 日方川流域=（5，5.5） 加茂川流域=（5，8.1） 亀の川流域=（5，7.5） 宮川流域=（7, 4.9） 大坪川流域=（5, 2.4）	—		海南市	貴志川流域=21.2 日方川流域=4.7 加茂川流域=11.9 亀の川流域=9.8 宮川流域=5.4 大坪川流域=2.4	貴志川流域=（9，13） 日方川流域=（5，5.5） 加茂川流域=（5，8.1） 亀の川流域=（5，7.5） 宮川流域=（7, 4.9） 大坪川流域=（5, 2.4）	—
	橋本市	嵯峨谷川流域=5.3 山田川流域=4.7 橋本川流域=9.6 東の川流域=6.2	紀の川流域=（5，58.4） 橋本川流域=（8，9.1）	紀の川[五條]		橋本市	嵯峨谷川流域=5.3 山田川流域=4.7 橋本川流域=9.6 東の川流域=6.2	紀の川流域=（5，58.4） 橋本川流域=（8，9.1）	紀の川[五條]
	紀の川市	貴志川流域=26.8 海神川流域=5.1 佐川流域=6 松井川流域=3.7 名手川流域=7.8 穴伏川流域=10.9 柘榴川流域=10.1 野田原川流域=8.8 真国川流域=13.3 春日川流域=4.4	紀の川流域=（5，59.5） 貴志川流域=（5，25.6） 佐川流域=（5，6） 松井川流域=（5，3.6） 名手川流域=（5，7.8） 野田原川流域=（5，7.2） 真国川流域=（5，13.3）	紀の川[三谷]		紀の川市	貴志川流域=26.8 海神川流域=5.1 佐川流域=6 松井川流域=3.7 名手川流域=7.8 穴伏川流域=10.9 柘榴川流域=10.1 野田原川流域=8.8 真国川流域=13.3 春日川流域=4	紀の川流域=（5，59.5） 貴志川流域=（5，26.6） 佐川流域=（5，6） 松井川流域=（5，3.6） 名手川流域=（5，7.8） 野田原川流域=（5，7.2） 真国川流域=（5，13.3）	紀の川[三谷]

新					旧				
		二瀬川流域=7.4					二瀬川流域=7.4		
	岩出市	住吉川流域=6.6 根来川流域=7.3 貴志川流域=29 春日川流域=5.5	紀の川流域=（9，64）	紀の川[船戸]		岩出市	住吉川流域=6.6 根来川流域=7.3 貴志川流域=29 春日川流域=5.5	紀の川流域=（9，64）	紀の川[船戸]
	紀美野町	貴志川流域=20.9 真国川流域=14.1	貴志川流域=（8，19.5） 真国川流域=（8，12.8）	—		紀美野町	貴志川流域=20.9 真国川流域=14.1	貴志川流域=（8，19.5） 真国川流域=（8，12.8）	—
	かつらぎ町かつらぎ	貴志川流域=13.6 穴伏川流域=9.3 四邑川流域=5.5 真国川流域=7.2 湯子川流域=8.8	四邑川流域=（10，5.5）	紀の川[三谷]		かつらぎ町かつらぎ	貴志川流域=13.6 穴伏川流域=9.3 四邑川流域=5.5 真国川流域=7.2 湯子川流域=8.8	四邑川流域=（9，4.5）	紀の川[三谷]
	かつらぎ町花園	有田川流域=17.1	—	—		かつらぎ町花園	有田川流域=17.2	—	—
	九度山町	丹生川流域=14.1 不動谷川流域=11.3 北又川流域=5.6	丹生川流域=（6，14.1） 不動谷川流域=（6，11.3） 北又川流域=（6，5.6）	紀の川[五條]		九度山町	丹生川流域=14.1 不動谷川流域=11.3 北又川流域=5.6	丹生川流域=（6，14.1） 不動谷川流域=（6，11.3） 北又川流域=（6，5.6）	紀の川[五條]
	高野町	貴志川流域=7.8 丹生川流域=4.2 不動谷川流域=8.8	丹生川流域=（8，3.3）	—		高野町	貴志川流域=7.8 丹生川流域=4.2 不動谷川流域=8.8	丹生川流域=（8，3.3）	—
紀中	有田市	西谷川流域=4.3 高山川流域=5.6 お仙谷川流域=2.5 箕川流域=1.7	有田川流域=（6，32.1） 高山川流域=（7，3.9） お仙谷川流域=（5, 2.4）	和歌山県有田川水系有田川[粟生・金屋]	紀中	有田市	西谷川流域=4.3 高山川流域=5.6 お仙谷川流域=2.5 箕川流域=1.7	有田川流域=（6，32.1） 高山川流域=（7，3.9） お仙谷川流域=（5, 2.4）	和歌山県有田川水系有田川[粟生・金屋]
	御坊市	西川流域=14.8	西川流域=（5，14.6）	和歌山県日高川		御坊市	西川流域=14.8	西川流域=（5，14.6）	和歌山県日高川

新					旧				
		熊野川流域=4.7 土生川流域=6.9 斉川流域=6 王子川流域=8 下川流域=4	熊野川流域=（5，4.5） 斉川流域=（9,5.6）	水系日高川[川原河･高津尾･川辺]			熊野川流域=4.7 土生川流域=6.9 斉川流域=6 王子川流域=8 下川流域=4	熊野川流域=（5，4.5） 斉川流域=（9,5.6）	水系日高川[川原河･高津尾･川辺]
	湯浅町	山田川流域=10.8 広川流域=16.4	山田川流域=（6，15.4）	—		湯浅町	山田川流域=10.8 広川流域=16.4	山田川流域=（6，15.4）	—
	広川町	広川流域=16.2	広川流域=（6，15.4）	—		広川町	広川流域=16.2	広川流域=（6，15.4）	—
	有田川町吉備金屋	鳥尾川流域=6.1 早月谷川流域=12.3 修理川流域=12.8 玉川流域=6.1 五名谷川流域=7.3 天満川流域=5.2 熊井川流域=3.9	早月谷川流域=（10，12.3） 天満川流域=（6，5.2） 熊井川流域=（6，3.8）	和歌山県有田川水系有田川[粟生・金屋]		有田川町吉備金谷	鳥尾川流域=6.1 早月谷川流域=12.3 修理川流域=12.8 玉川流域=6.1 五名谷川流域=7.3 天満川流域=5.2 熊井川流域=3.9	天満川流域=（5，5.2） 熊井川流域=（5，4）	和歌山県有田川水系有田川[粟生・金屋]
	有田川町清水	四村川流域=13.8 湯川川流域=15.1 室川谷川流域=8.8		和歌山県有田川水系有田川［粟生・金屋]		有田川町美山	四村川流域=13.8 湯川川流域=15.1 室川谷川流域=8.8		
	美浜町	西川流域=15 斉川流域=6.1	西川流域=（6，15）	和歌山県日高川水系日高川[川原河･高津尾･川辺]		美浜町	西川流域=15 斉川流域=6.1	西川流域=（6，15）	和歌山県日高川水系日高川[川原河･高津尾･川辺]
	日高町	西川流域=11.1 志賀川流域=7.6	西川流域=（6，11.1） 志賀川流域=（6，7.6）	—		日高町	西川流域=11.1 志賀川流域=7.6	西川流域=（6，11.1） 志賀川流域=（6，7.6）	—
	由良町	由良川流域=9.5	由良川流域=（5，9.5）	—		由良町	由良川流域=9.5	由良川流域=（5，9.5）	—
	印南町	印南川流域=7.6	印南川流域=（9，7.6）	—		印南町	印南川流域=7.6	印南川流域=（9，7.6）	—

新					旧				
		切目川流域=17.2	切目川流域=（9，17.2）				切目川流域=17.2	切目川流域=（9，17.2）	
	みなべ町	東岩代川流域=6.2 南部川流域=23.2 古川流域=5.2 玉川流域=6.5 辺川流域=5.8 木の川流域=5.4 高野川流域=5.7	南部川流域=（10，18.6） 古川流域=（6，5.2） 玉川流域=（10，6.4） 辺川流域=（10，5.8） 木の川流域=（10, 5.4） 高野川流域=（10, 5.7）	—		みなべ町	東岩代川流域=6.2 南部川流域=23.2 古川流域=5.2 玉川流域=6.5 辺川流域=5.8 木の川流域=5.4 高野川流域=5.7	南部川流域=（10，18.6） 古川流域=（6，5.2） 玉川流域=（10，6.4） 辺川流域=（10，5.8） 木の川流域=（10, 5.4） 高野川流域=（10, 5.7）	—
	日高川町川辺	土生川流域=6.9 江川流域=13.5	日高川流域=（8，39） 土生川流域=（5，6.7） 江川流域=（9，13.5）	和歌山県日高川水系日高川[川原河・高津尾・川辺		日高川町川辺	土生川流域=6.9 江川流域=13.5	日高川流域=（8，39.6） 土生川流域=（5，6.7） 江川流域=（9，13.5）	和歌山県日高川水系日高川[川原河・高津尾・川辺
	日高川町中津		日高川流域=（9，43.5）	和歌山県日高川水系日高川[川原河・高津尾・川辺		日高川町中津		日高川流域=（9，43.5）	和歌山県日高川水系日高川[川原河・高津尾・川辺
	日高川町美山	愛川流域=8.4 初湯川流域=14.1 猪谷川流域=9.8 小藪川流域=12.4	日高川流域=（11，46）	和歌山県日高川水系日高川[川原河・高津尾・川辺		日高川町美山	愛川流域=8.4 初湯川流域=14.1 猪谷川流域=9.8 小藪川流域=12.4	日高川流域=（8，46.5）	和歌山県日高川水系日高川[川原河・高津尾・川辺
田辺・西牟婁	田辺市田辺	芳養川流域=12.8 稲成川流域=7.8 右会津川流域=15.8 左会津川流域=23.9	芳養川流域=（7, 12.8） 稲成川流域=（7，7.8） 右会津川流域=（7，15.8） 左会津川流域=（12，23.9）	—	田辺・西牟婁	田辺市田辺	芳養川流域=12.8 稲成川流域=7.8 右会津川流域=15.8 左会津川流域=23.9	芳養川流域=（7, 12.8） 稲成川流域=（7，7.8） 右会津川流域=（7，15.8） 左会津川流域=（12，23.9）	—
	田辺市龍	日高川流域=39.2	日高川流域=（8, 39.2）	—		田辺市龍	日高川流域=39.2	日高川流域=（8, 39.2）	—

新					旧				
	神	立花川流域=8.9 丹生川流域=18.8 小又川流域=16.4 古川流域=10.4	小又川流域=（8, 16.4）			神	立花川流域=8.9 丹生川流域=18.8 小又川流域=16.4 古川流域=10.4	小又川流域=（8, 16.4）	
	田辺市中辺路	富田川流域=22.4 鍛冶屋川流域=9.9 中川流域=14.3 日置川流域=16.6	富田川流域=（12, 22.4）	—		田辺市中辺路	富田川流域=22.4 鍛冶屋川流域=9.9 中川流域=14.3 日置川流域=16.6	富田川流域=（12, 22.4）	—
	田辺市大塔	富田川流域=29.6 内の井川流域=8.8 小川谷川流域=7.6 日置川流域=45.7 前の川流域=21.2 安川流域=18.7 熊野川流域=11.7	富田川流域=（13, 23.7） 内の井川流域=（13, 8.8） 安川流域=（8, 18.7）	—		田辺市大塔	富田川流域=29.6 内の井川流域=8.8 小川谷川流域=7.6 日置川流域=45.7 前の川流域=21.2 安川流域=18.7 熊野川流域=11.7	富田川流域=（12, 23.7） 内の井川流域=（12, 22.4） 安川流域=（8, 18.7）	—
	田辺市本宮	大塔川流域=22.8 四村川流域=16.5 音無川流域=7.9 三越川流域=14	熊野川流域=（12, 53.4） 大塔川流域=（11, 20） 四村川流域=（12, 16.5） 三越川流域=（12, 14）	熊野川中流（本宮区間）［本宮］		田辺市本宮	大塔川流域=22.8 四村川流域=16.5 音無川流域=7.6 三越川流域=14	熊野川流域=（12, 53.4） 大塔川流域=（11, 20） 四村川流域=（12, 16.5） 音無川流域=（12, 5） 三越川流域=（12, 14）	熊野川中流（本宮区間）［本宮］
	白浜町	富田川流域=37.1 高瀬川流域=9.9 庄川流域=8.6 日置川流域=39.1	富田川流域=（12, 32.6） 高瀬川流域=（8, 7.8） 庄川流域=（12, 6.9） 日置川流域=（10, 36.6）	—		白浜町	富田川流域=37.1 高瀬川流域=9.9 庄川流域=8.6 日置川流域=39.1	富田川流域=（12, 32.6） 高瀬川流域=（8, 7.8） 庄川流域=（12, 6.9） 日置川流域=（10, 36.6）	—

新					旧				
		城川流域=15.6 朝来帰川流域=8.3 瀬田川流域=3.3	城川流域=（12，12.5） 朝来帰川流域=（12，8.3） 瀬田川流域=(8,3.1)				城川流域=15.6 朝来帰川流域=8.3 瀬田川流域=3.3	城川流域=（12，12.5） 朝来帰川流域=（12，8.3） 瀬田川流域=(8,3.1)	
	上富田町	富田川流域=35.6 岡川流域=8.4 生馬川流域=11.6	生馬川流域=（7, 11.6）	—		上富田町	富田川流域=35.6 岡川流域=8.4 生馬川流域=11.6	生馬川流域=（7, 11.6）	—
	すさみ町	城川流域=9.2 佐本川流域=17.4 周参見川流域=18.4 和深川流域=10.7 太間川流域=10.4 江須の川流域=6 江住川流域=7.5 里野西池川=3.9	周参見川流域=（8，18.4）	—		すさみ町	城川流域=9.2 佐本川流域=17.4 周参見川流域=18.4 和深川流域=10.7 太間川流域=10.4 江須の川流域=6 江住川流域=7.5 里野西池川=3.9	周参見川流域=（8，18.4）	—
新宮・東牟婁	新宮市	高田川流域=13.9 赤木川流域=18.7 北山川流域=57.8 東の川流域=8.5 市田川流域=7.9	熊野川流域=（13，82.4） 高田川流域=（10，13.9） 赤木川流域=（12，18.7） 北山川流域=（10，57.2） 市田川流域=（8,7.3）	熊野川下流[成川],熊野川中流（日足区間）[日足]	新宮・東牟婁	新宮市	高田川流域=13.9 赤木川流域=18.7 北山川流域=57.8 東の川流域=8.5 市田川流域=7.9	熊野川流域=（13，82.4） 高田川流域=（10，13.9） 赤木川流域=（12，18.7） 北山川流域=（10，57.2） 市田川流域=（8,7.3）	熊野川下流[成川],熊野川中流（日足区間）[日足]
	那智勝浦町	井鹿川流域=7.4 小匠川流域=16.9 太田川流域=20.1 二河川流域=8.3 那智川流域=16.2	井鹿川流域=（11，5.2） 太田川流域=（11，16.1） 二河川流域=（7，5.8） 那智川流域=（7，12.2） 長野川流域=（11.6.1）	—		那智勝浦町	井鹿川流域=7.4 小匠川流域=16.9 太田川流域=20.1 二河川流域=8.3 那智川流域=16.2	井鹿川流域=（11，5.2） 太田川流域=（11，16.1） 二河川流域=（7，5.8） 那智川流域=（7，12.2） 長野川流域=（11.6.1）	—

新

		長野川流域=6.6		
	太地町	与根子川流域=6.4	—	—
	古座川町	小川流域=22.1 平井川流域=18.6	古座川流域=（13，31.4） 小川流域=（10，22）	和歌山県古座川水系古座川[相瀬・月野瀬]
	北山村	北山川流域=51.7	北山川流域=（12，51.7）	—
	串本町	比曽原川流域=11.2 有田川流域=6.1 高富川流域=6.5 くじ野川流域=8.4 津荷川流域=5.1 田原川流域=12.5	古座川流域=（14，39.8） 津荷川流域=（13，5.1） 田原川流域=（14，10）	和歌山県古座川水系古座川[相瀬・月野瀬]

＊1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

（略）

（2）火災気象通報

消防法に基づいて和歌山地方気象台が、気象の状況から火災の予防上危険と認められるときに、その状況を知事に通報する。

県（防災企画課）は、これを「気象警報等の伝達経路（基本計画編）」によって市町村等に伝達する。

火災気象通報を行う場合の基準

「乾燥注意報」又は「強風注意報」の基準に該当すると予想された場合。

但し、降雨、降雪が予想される場合は通報しない。

（3）指定河川〔紀の川・熊野川下流・熊野川中流（本宮区間）・熊野川中流（日足区間）・有田川・日高川・古座川〕の洪水予報

（略）

イ　洪水予報の種類と概要

旧

		長野川流域=6.6		
	太地町	与根子川流域=6.4	—	—
	古座川町	小川流域=22.1 平井川流域=18.6	古座川流域=（13，31.4） 小川流域=（10，22）	和歌山県古座川水系古座川[相瀬・月野瀬]
	北山村	北山川流域=51.7	北山川流域=（12，51.7）	—
	串本町	比曽原川流域=11.2 有田川流域=6.1 高富川流域=6.5 くじ野川流域=8.4 津荷川流域=5.1 田原川流域=10.3	古座川流域=（13，31.8） 津荷川流域=（12，5.1） 田原川流域=（13，10.3）	和歌山県古座川水系古座川[相瀬・月野瀬]

＊1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

（略）

（2）火災気象通報

消防法に基づいて和歌山地方気象台が、気象の状況から火災の危険があるときに、その状況を知事に通報する。

県（防災企画課）は、これを「気象警報等の伝達経路（基本計画編）」によって市町村等に伝達する。

火災気象通報を行う場合の基準

「乾燥注意報」又は「強風注意報」の基準に該当すると予想された場合。

但し、降雨、降雪が予想される場合は通報しない。

（3）指定河川〔紀の川・熊野川下流・熊野川中流（本宮区間）・熊野川中流（日足区間）・有田川・日高川・古座川〕の洪水予報

（略）

イ　洪水予報の種類と概要

新			旧		
種類	標　題	概　要	種類	標　題	概　要
（略）			（略）		
洪水警報	紀の川 氾濫警戒情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。	洪水警報	紀の川 氾濫警戒情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	紀の川 氾濫危険情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。		紀の川 氾濫危険情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
	紀の川 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、		紀の川 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で

新			旧		
		命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。			あり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	熊野川下流 氾濫警戒情報	熊野川の基準地点である成川水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。		熊野川下流 氾濫警戒情報	熊野川の基準地点である成川水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	熊野川下流 氾濫危険情報	熊野川の基準地点である成川水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。		熊野川下流 氾濫危険情報	熊野川の基準地点である成川水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
	熊野川下流 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があ		熊野川下流 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を

新			旧		
		るとされる警戒レベル５に相当			確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	熊野川中流 （本宮区間） 氾濫警戒情報	熊野川の基準地点である本宮水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。		熊野川中流 （本宮区間） 氾濫警戒情報	熊野川の基準地点である本宮水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	熊野川中流 （本宮区間） 氾濫危険情報	熊野川の基準地点である本宮水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。		熊野川中流 （本宮区間） 氾濫危険情報	熊野川の基準地点である本宮水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
	熊野川中流 （本宮区間） 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。		熊野川中流 （本宮区間） 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。

新			旧		
	熊野川中流 （日足区間） 氾濫警戒情報	熊野川の基準地点である日足水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。		熊野川中流 （日足区間） 氾濫警戒情報	熊野川の基準地点である日足水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	熊野川中流 （日足区間） 氾濫危険情報	熊野川の基準地点である日足水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。		熊野川中流 （日足区間） 氾濫危険情報	熊野川の基準地点である日足水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
	熊野川中流 （日足区間） 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。		熊野川中流 （日足区間） 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	有田川 氾濫警戒情報	有田川の基準地点である金屋水位観測所及び粟生水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に		有田川 氾濫警戒情報	有田川の基準地点である金屋水位観測所及び粟生水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に

新			旧		
		水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。			水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	有田川 氾濫危険情報	有田川の基準地点である金屋水位観測所及び粟生水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。		有田川 氾濫危険情報	有田川の基準地点である金屋水位観測所及び粟生水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
	有田川 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。		有田川 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	日高川 氾濫警戒情報	日高川の基準地点である川辺、高津尾及び川原河水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表		日高川 氾濫警戒情報	日高川の基準地点である川辺、高津尾及び川原河水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表

新			旧		
		中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。			中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	日高川 氾濫危険情報	日高川の基準地点である川辺、高津尾及び川原河水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。		日高川 氾濫危険情報	日高川の基準地点である川辺、高津尾及び川原河水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
	日高川 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。		日高川 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	古座川 氾濫警戒情報	古座川の基準地点である相瀬及び月野瀬水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った		古座川 氾濫警戒情報	古座川の基準地点である相瀬及び月野瀬水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った

新			旧		
		場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。			場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	古座川 氾濫危険情報	古座川の基準地点である相瀬及び月野瀬水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。		古座川 氾濫危険情報	古座川の基準地点である相瀬及び月野瀬水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
	古座川 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。		古座川 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。

（略）

（4）指定河川〔紀の川・熊野川下流・熊野川中流（本宮区間）・熊野川中流（日足区間）・有田川・日高川・古座川〕以外の洪水予報

指定河川（熊野川）における洪水予報の実施状況を踏まえ、国土交通大臣によ

（略）

（新設）

新

る予測水位情報の提供の求めの実施について検討する。また、現在は指定河川ではない河川（橋本川・貴志川）についても、本川・支川一体の水位予測により国土交通大臣が取得した予測水位情報の活用により、洪水予報を実施することが可能になると見込まれる場合は、当該河川の洪水予報河川への指定を図り、洪水予報を行うことを検討する。

（5）水防警報

水防警報とは水防法に基づき、洪水、津波又は高潮により相当な損害を生じる恐れがあると認めて国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定した河川について、国土交通大臣の指定する紀の川及び貴志川については国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長が、熊野川及び市田川については国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長が気象予報又は自らの判断によって、また、知事の指定する河川については振興局建設部長が現地の雨量、水位等の状況を判断して、または水防本部長の指令に基づいて行うものをいい、その内容は次のとおりである。

（略）

イ　知事が行う水防警報

水防警報発表区域等

河川名	区　域	対　象 量水標	水　　位	振興局 建設部	担当水防 管理団体
和田川	常盤橋上流750mの地点（左岸）和歌山市大河内地先（右岸）和歌山市大河内地先から和歌川合流点まで	広見橋	水防団待機水位 １．８０ 氾濫注意水位 ２．００	海　草	和歌山市

旧

（4）水防警報

水防警報とは水防法に基づき、洪水、津波又は高潮により相当な損害を生じる恐れがあると認めて国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定した河川について、国土交通大臣の指定する紀の川及び貴志川については国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長が、熊野川及び市田川については国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長が気象予報又は自らの判断によって、また、知事の指定する河川については振興局建設部長が現地の雨量、水位等の状況を判断して、または水防本部長の指令に基づいて行うものをいい、その内容は次のとおりである。

（略）

イ　知事が行う水防警報

水防警報発表区域等

河川名	区　域	対　象 量水標	水　　位	振興局 建設部	担当水防 管理団体
（新設）					

新

亀の川	（左岸）尼久仁橋下流 150m の地点 和歌山市本渡 （右岸）尼久仁橋上流 800m の地点 和歌山市本渡から海まで	羽鳥橋	水防団待機水位 １．６０ 氾濫注意水位 ２．００	海　草	和歌山市

（略）

水防警報を実施する対象水位観測所及び諸元は次表のとおりとする。

河川名	観測所名	観測者（振興局建設部）	位　置	水　位		堤　防　高	
				水防団待機	氾濫注意	左岸	右岸
和田川	広見橋	海草振興局建設部	和歌山市相坂	1.8	2.0	4.6	4.2
亀の川	羽鳥橋	海草振興局建設部	和歌山市内原	1.6	2.0	3.3	3.3

（略）

（6）水位周知河川の水位情報

水位周知河川の水位とは、住民の方々の避難等の目安となる水位であり、この水位への到達情報を提供することにより避難等の迅速な判断が可能になり、洪水被害の軽減が図られる。

対象となる貴志川沿川の市では和歌山河川国道事務所からの、市田川沿川の市

旧

（新設）					

（略）

水防警報を実施する対象水位観測所及び諸元は次表のとおりとする。

河川名	観測所名	観測者（振興局建設部）	位　置	水　位		堤　防　高	
				水防団待機	氾濫注意	左岸	右岸
（新設）							
（新設）							

（略）

（5）水位周知河川の水位情報

水位周知河川の水位とは、住民の方々の避難等の目安となる水位であり、この水位への到達情報を提供することにより避難等の迅速な判断が可能になり、洪水被害の軽減が図られる。

対象となる貴志川沿川の市では和歌山河川国道事務所からの、市田川沿川の市

新	旧
では紀南河川国道事務所からの、橋本川、和田川、亀の川、日方川、加茂川、貴志川、山田川、広川、印南川、切目川、南部川、左会津川、富田川、日置川、周参見川、太田川及び那智川沿川の市町では県からの、水位情報を受け、降雨の情報などを総合的に勘案して避難情報を出している。	では紀南河川国道事務所からの、橋本川、和田川、亀の川、日方川、加茂川、貴志川、山田川、広川、印南川、切目川、南部川、左会津川、富田川、日置川、周参見川、太田川及び那智川沿川の市町では県からの、水位情報を受け、降雨の情報などを総合的に勘案して避難情報を出している。
(7) 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる二次細分区域を特定して警戒が呼びかけられる情報で、和歌山県と和歌山地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 なお、地震等で通常よりも少ない雨量により土砂災害の発生が想定される場合、土砂災害警戒情報の発表基準は、通常より引き下げた暫定基準を設けて運用することがある。	(6) 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる二次細分区域を特定して警戒が呼びかけられる情報で、和歌山県と和歌山地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
(8) 和歌山県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合に発表する。	(7) 和歌山県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合に発表する。
(9) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度	(8) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度

新	旧
が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。 (10) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、和歌山県北部または南部を対象に発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が和歌山県北部または南部を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。 (11) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 ア　土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 イ　浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予	が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。 (9) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、和歌山県北部または南部を対象に発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が和歌山県北部または南部を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。 (10) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 ア　土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 イ　浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予

新	旧
測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ウ　洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１kmごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 エ　流域雨量指数の予測値 河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川については支流氾濫や下水道氾濫の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。 (12) 早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性を［高］、［中］の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って和歌山県北部と南部を対象に発表する。2日先から5日先にかけては日単位で和歌山県全域を対象に発表する。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]	測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ウ　洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１kmごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 エ　流域雨量指数の予測値 河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川については支流氾濫や下水道氾濫の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。 (11) 早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性を［高］、［中］の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って和歌山県北部と南部を対象に発表する。2日先から5日先にかけては日単位で和歌山県全域を対象に発表する。大雨に関して、[高]又は[中]が予

新	旧
が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。 （13）県から県民への防災情報伝達手段 県では、県民に直接防災情報を伝達する手段として、ポータルサイト「防災わかやま」、登録制メール「防災わかやまメール配信サービス」、X(旧 Twitter)「防災わかやま X」、スマートフォンアプリ「和歌山県防災ナビ」及び携帯電話各社の「緊急速報メール」を運用しており、一人でも多く防災情報が行き渡るように努めている。 (14)警報等の伝達 ア　気象警報等の伝達経路	想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。 （移設） (12)警報等の伝達 ア　気象警報等の伝達経路

新

令和6年4月1日現在

気象警報等の配信経路

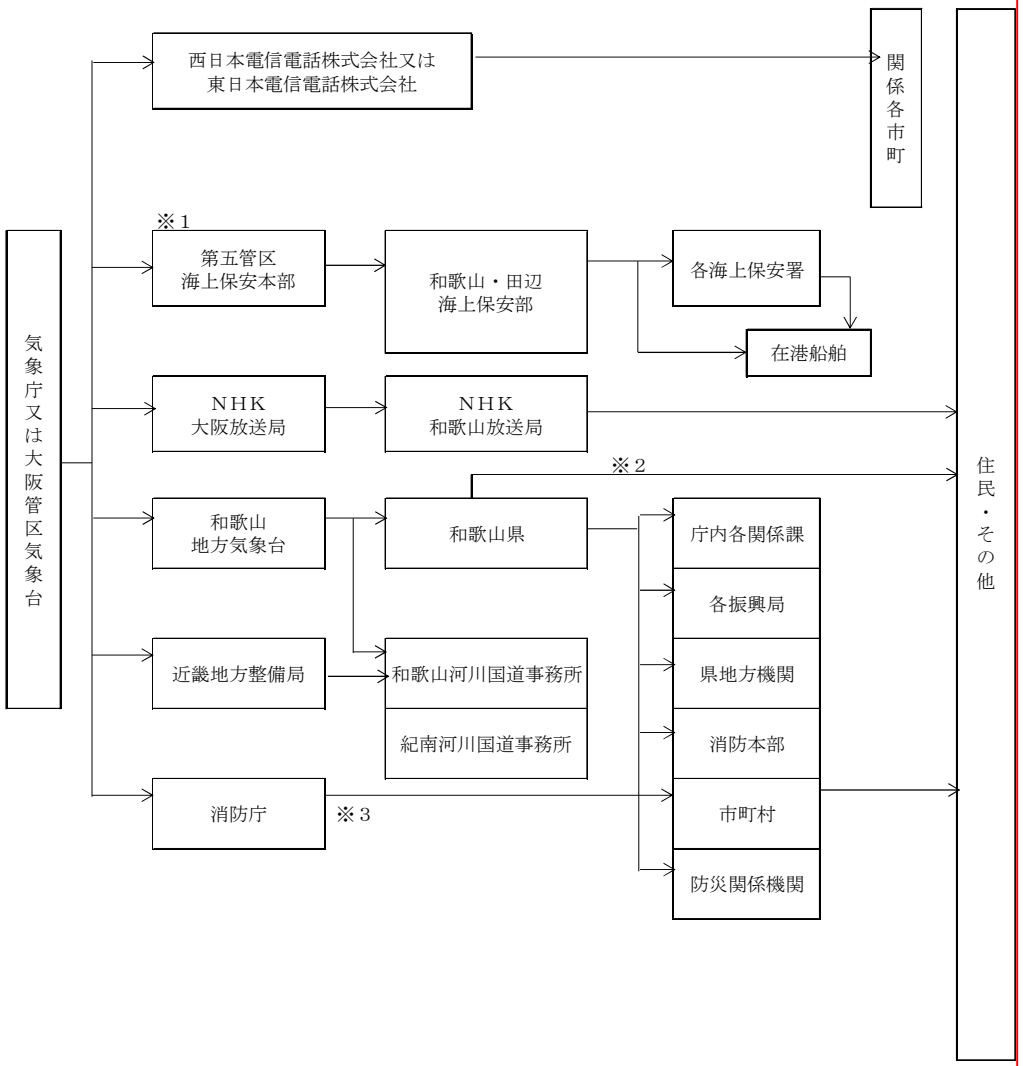

（注）１　※１は、神戸地方気象台から伝達する。
　　２　※２は、防災わかやま、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール・緊急速報メール、和歌山県防災ナビアプリ、防災わかやまX（旧Twitter）による。
　　３　※３は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による。

旧

令和5年1月1日現在

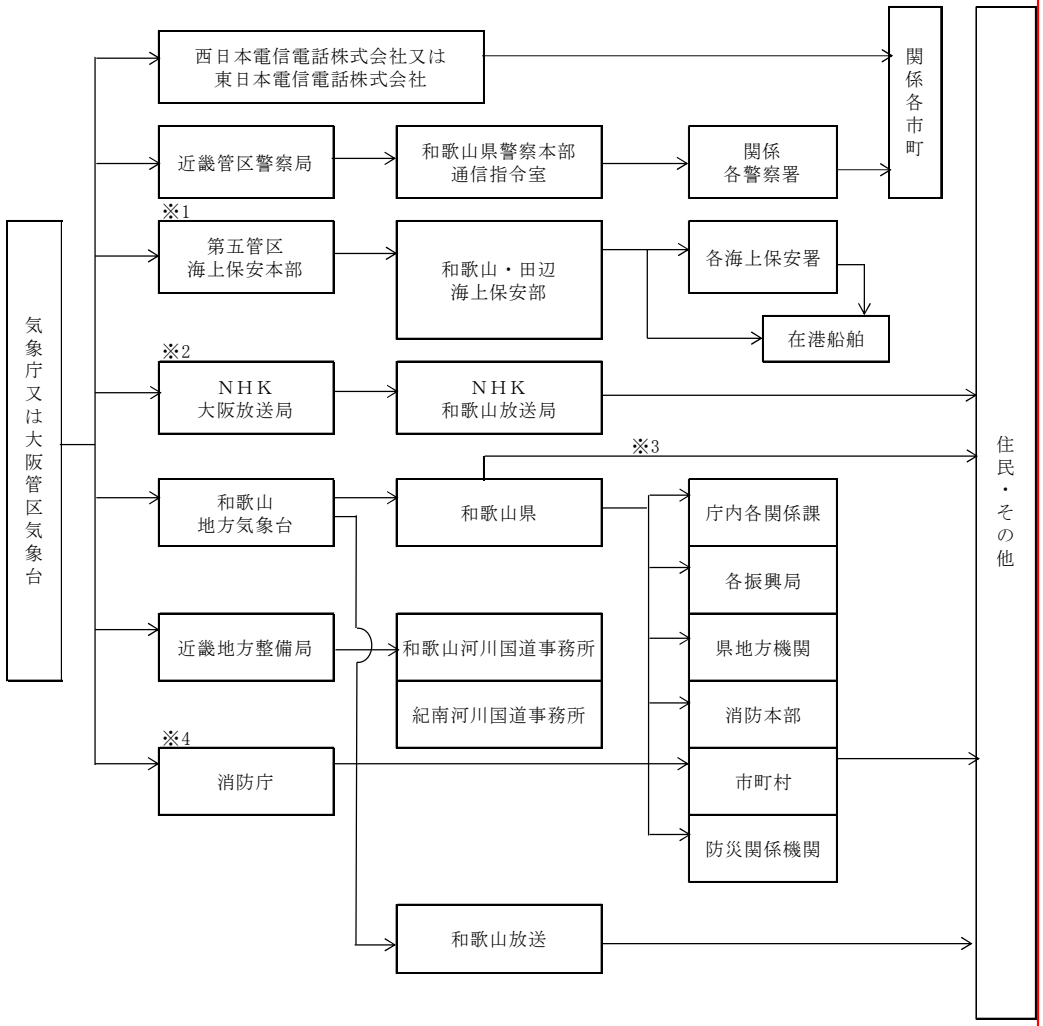

（注）１　和歌山地方気象台からの伝達は、「アデス」または「防災情報提供システム」による。
　　２　※１は、神戸地方気象台から伝達する。
　　３　※２は、ＮＨＫ大阪放送局が津波警報を緊急警報放送システム（ＥＷＳ）による。
　　４　※３は、防災わかやま、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール・緊急速報メール、和歌山県防災ナビアプリ、防災わかやまX(Twitter)による。
　　５　※４は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による。

新

イ　紀の川洪水予報伝達系統図

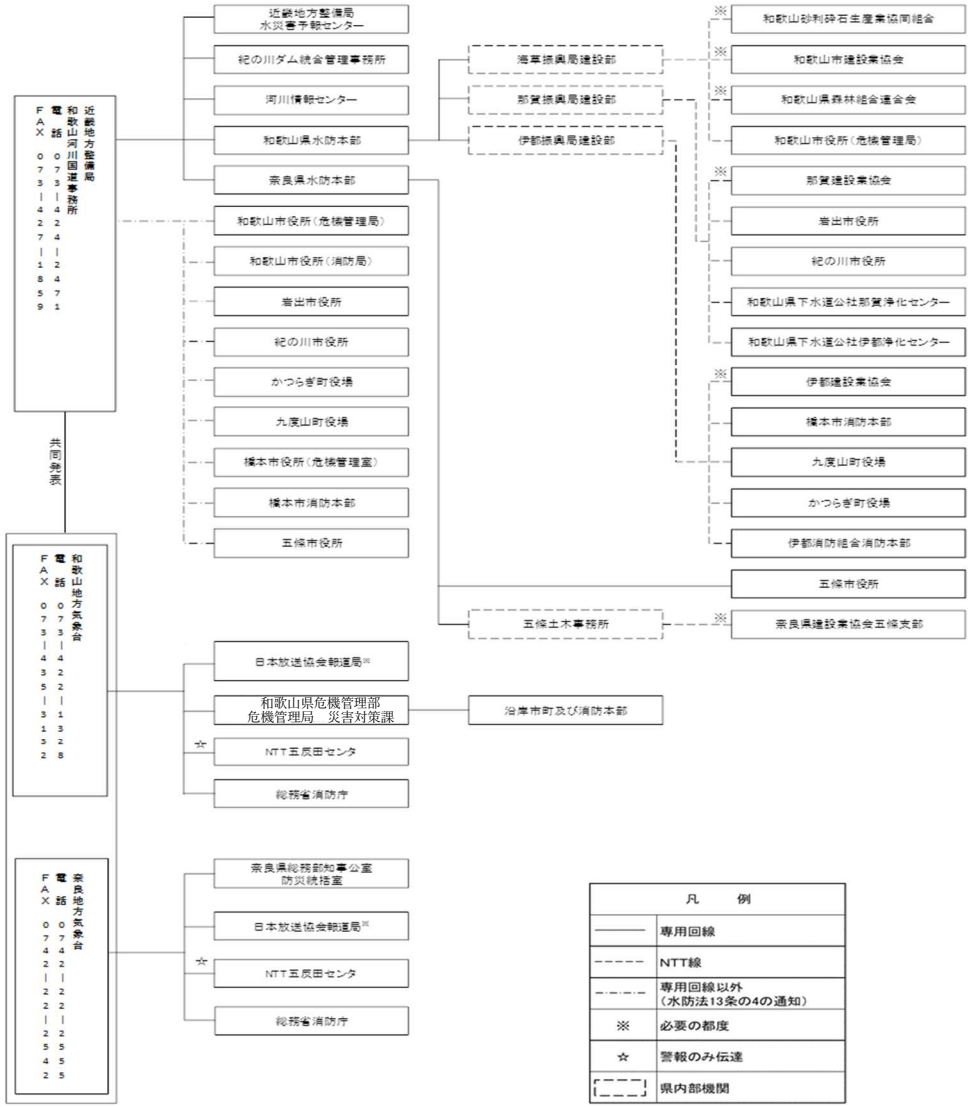

※障害時は日本放送協会和歌山放送局及び日本放送協会奈良放送局へ伝達するが、夜間は日本放送協会大阪放送局が代替する。

令和６年４月１日現在

旧

イ　紀の川洪水予報伝達系統図

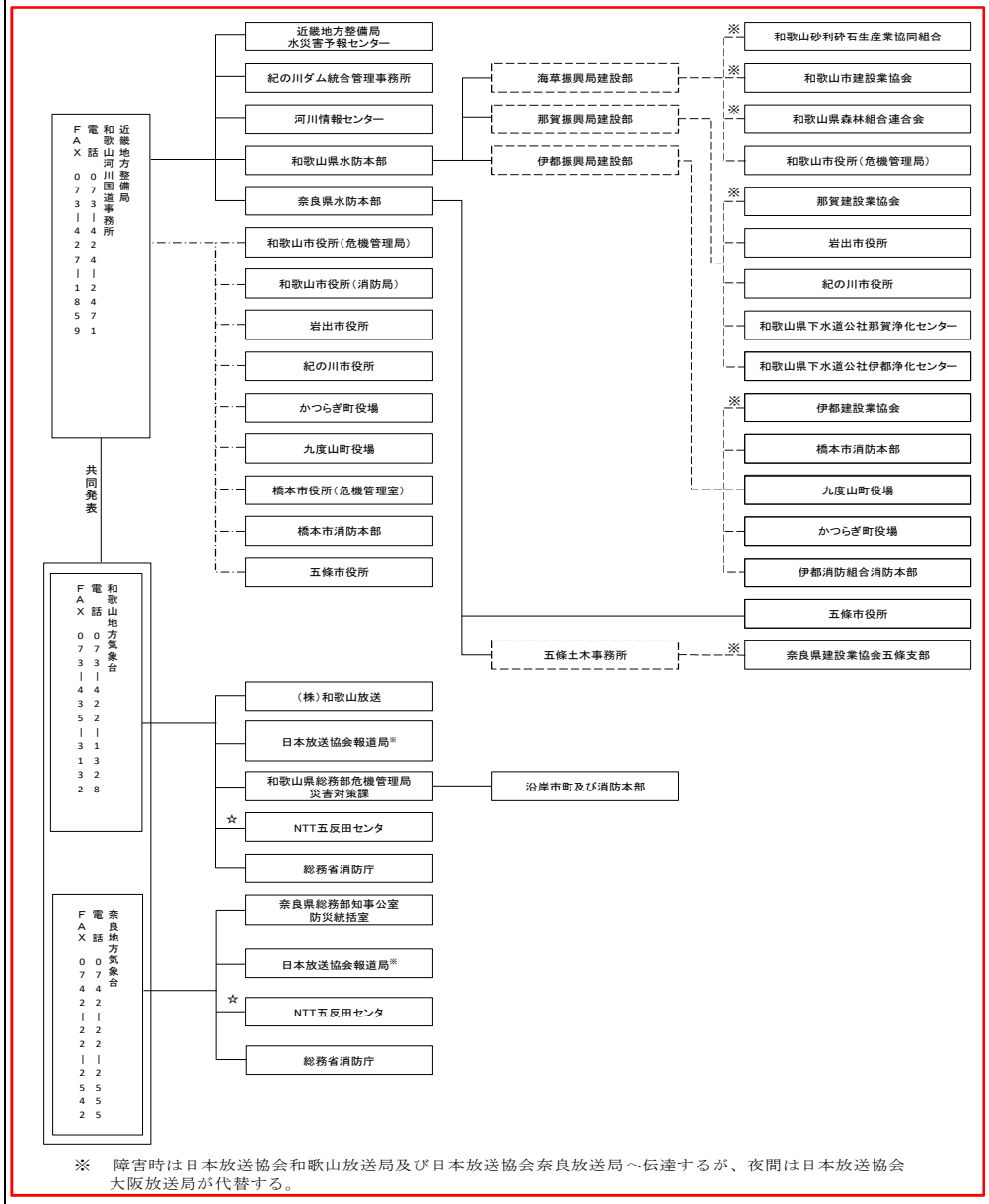

※　障害時は日本放送協会和歌山放送局及び日本放送協会奈良放送局へ伝達するが、夜間は日本放送協会大阪放送局が代替する。

令和５年７月14日現在

新

ウ　熊野川下流洪水予報伝達系統図

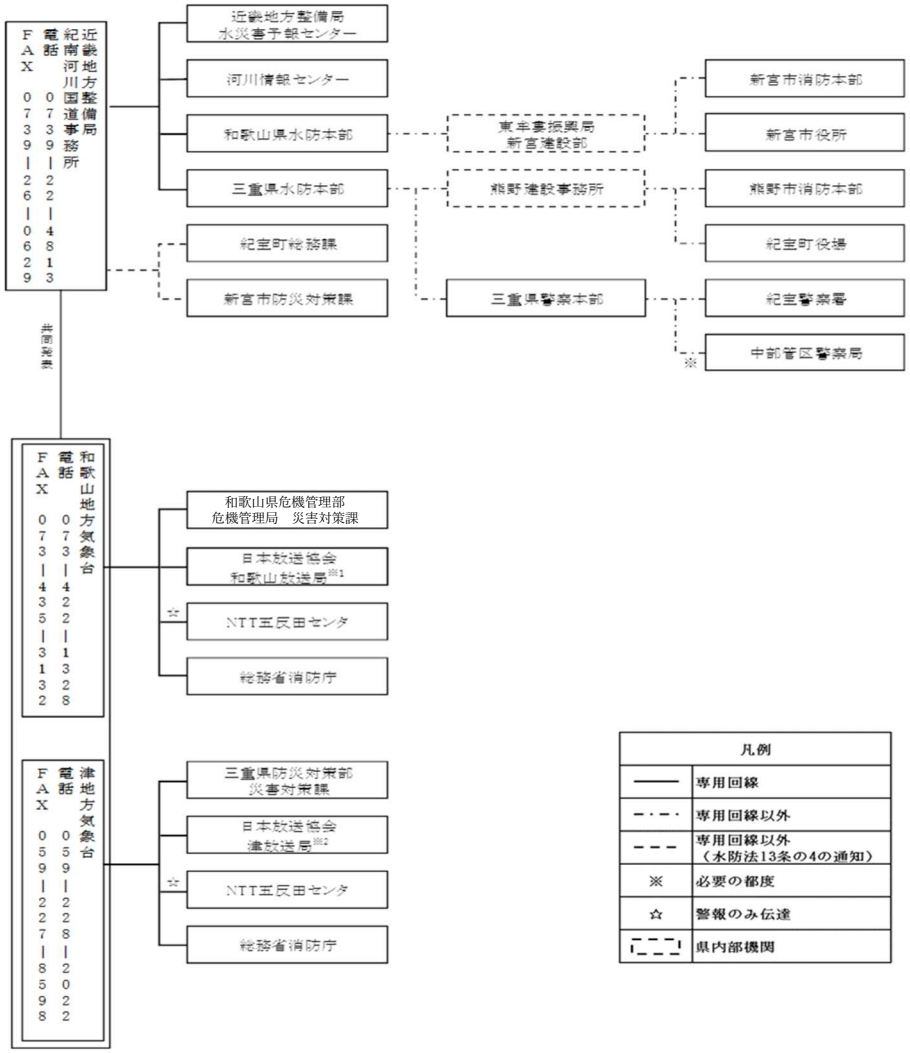

※1　障害時や日本放送協会和歌山放送局の職員不在時間帯は日本放送協会大阪放送局へ伝達する場合がある。
※2　障害時や日本放送協会津放送局の職員不在時間帯は日本放送協会名古屋放送局へ伝達する場合がある。

令和６年４月１日現在

旧

ウ　熊野川下流洪水予報伝達系統図

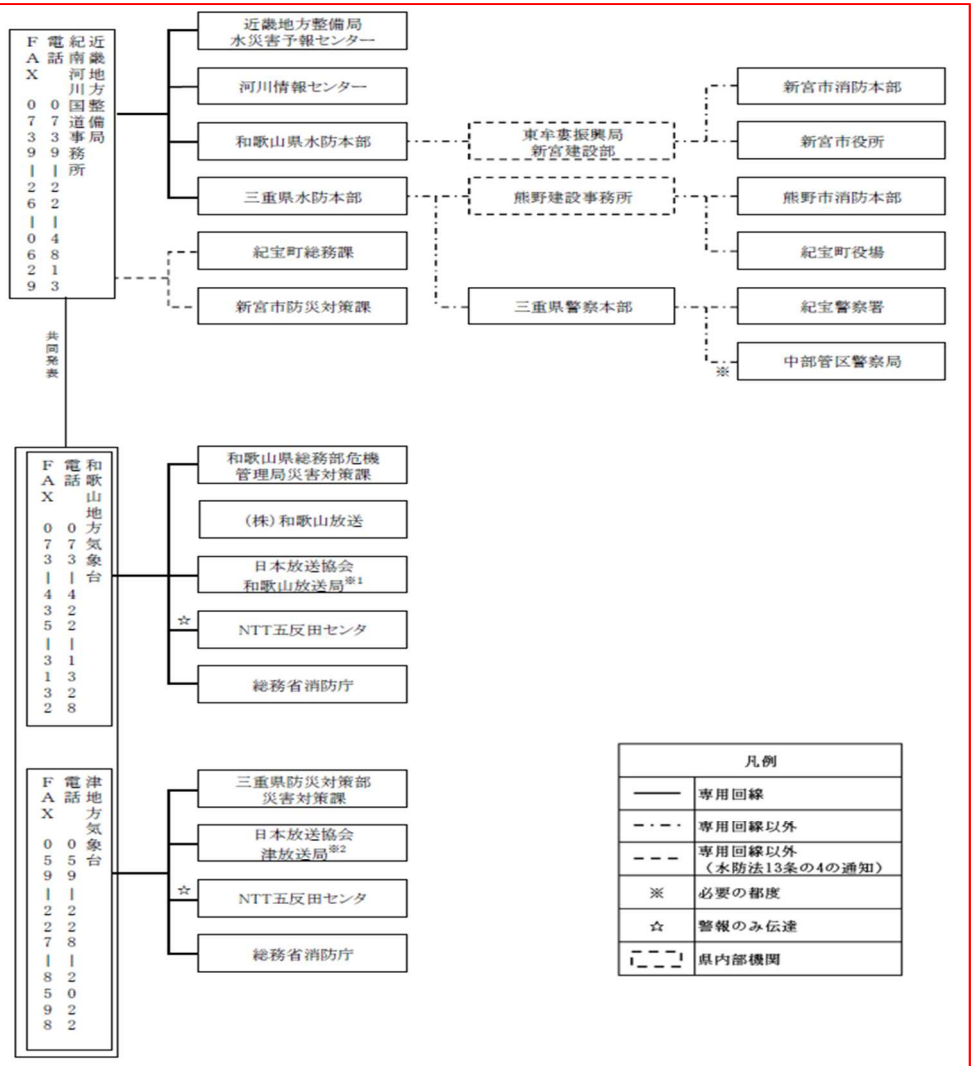

※1　障害時や日本放送協会和歌山放送局の職員不在時間帯は日本放送協会大阪放送局へ伝達する場合がある。
※2　障害時や日本放送協会津放送局の職員不在時間帯は日本放送協会名古屋放送局へ伝達する場合がある。

令和５年５月26日現在

新

エ　熊野川中流（本宮区間）洪水予報伝達系統図

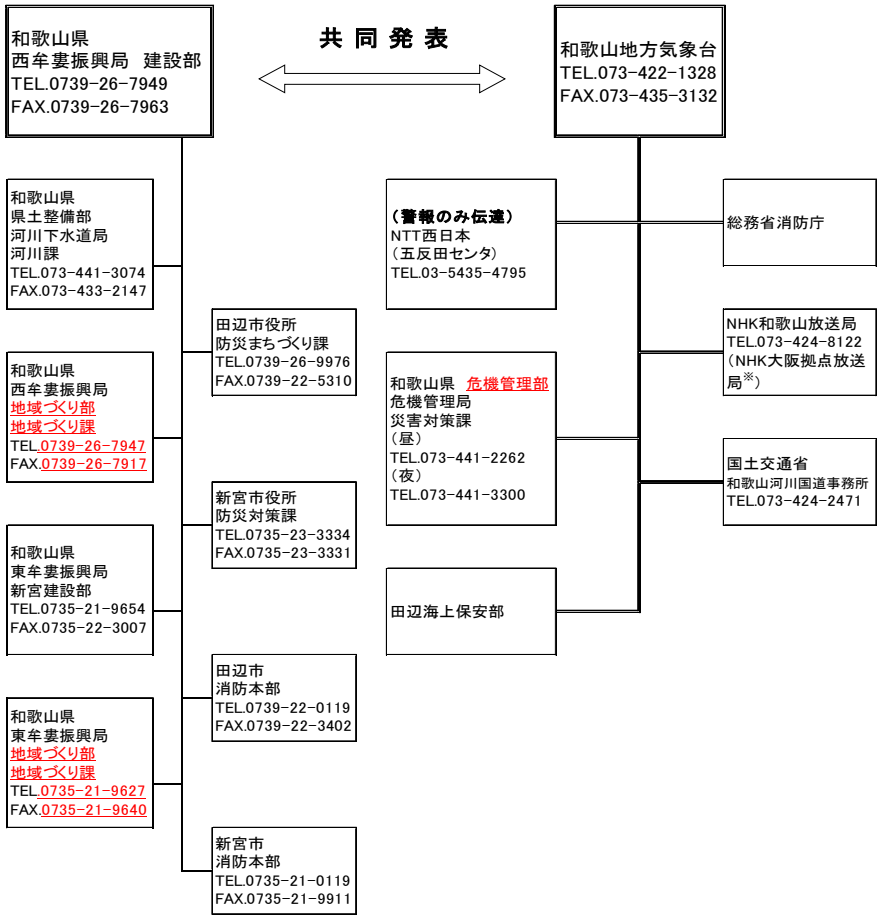

※夜間等の代行によりNHK大阪拠点放送局へ伝達する場合がある。

令和６年４月１日現在

旧

エ　熊野川中流（本宮区間）洪水予報伝達系統図

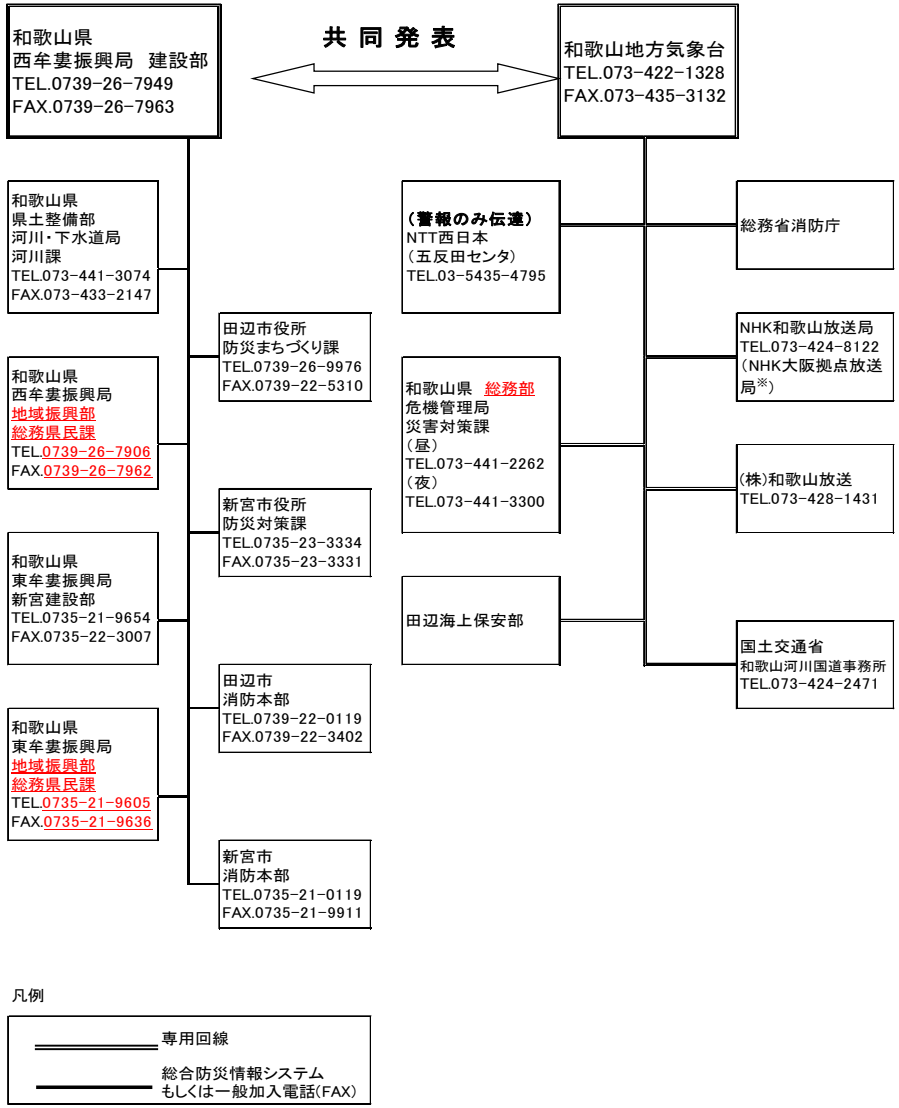

※夜間等の代行によりNHK大阪拠点放送局へ伝達する場合がある。

令和５年６月１日現在

新

オ　熊野川中流（日足区間）洪水予報伝達系統図

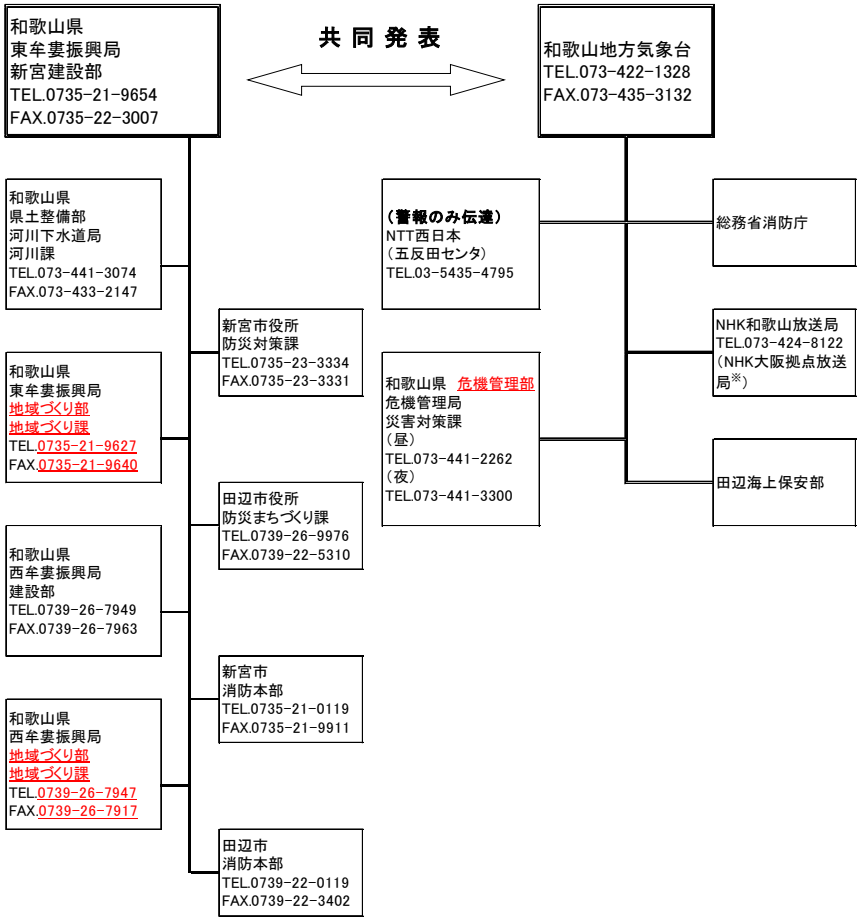

※夜間等の代行によりNHK大阪拠点放送局へ伝達する場合がある。

令和６年４月１日現在

旧

オ　熊野川中流（日足区間）洪水予報伝達系統図

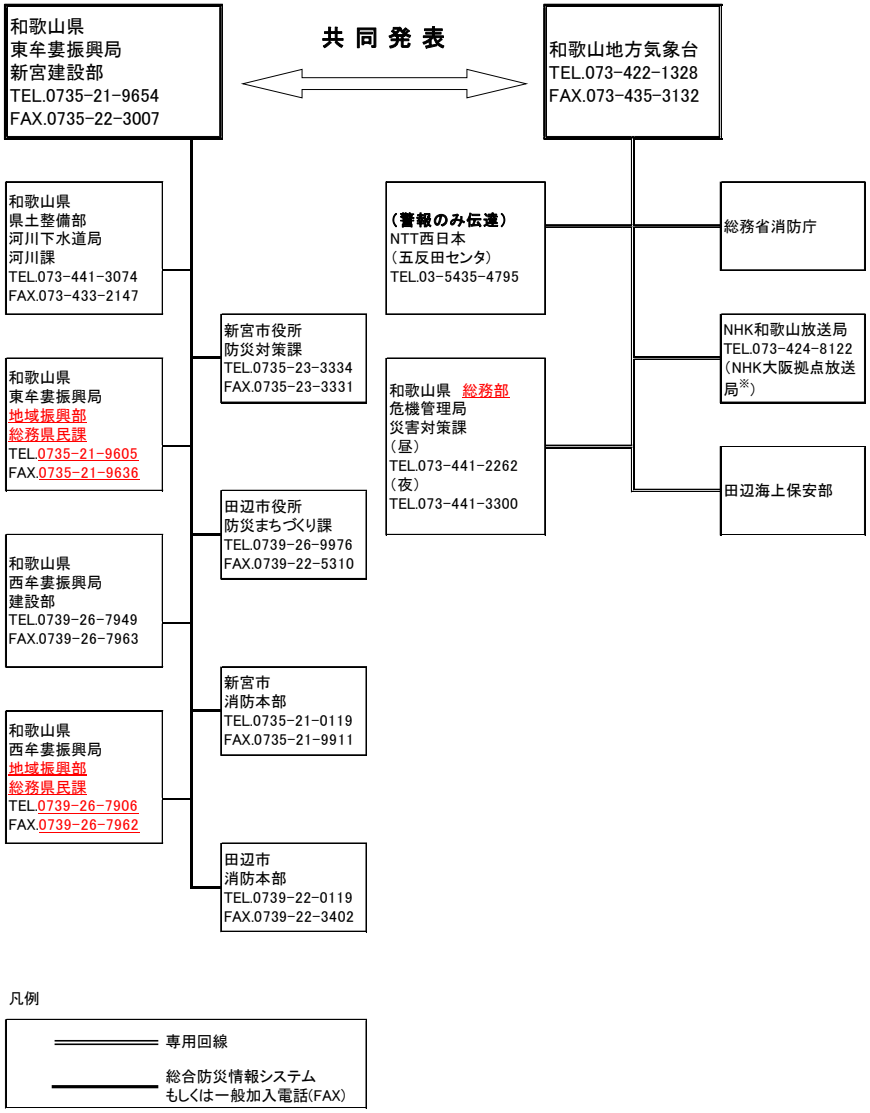

※夜間等の代行によりNHK大阪拠点放送局へ伝達する場合がある。

令和５年６月１日現在

新

カ　有田川洪水予報伝達系統図

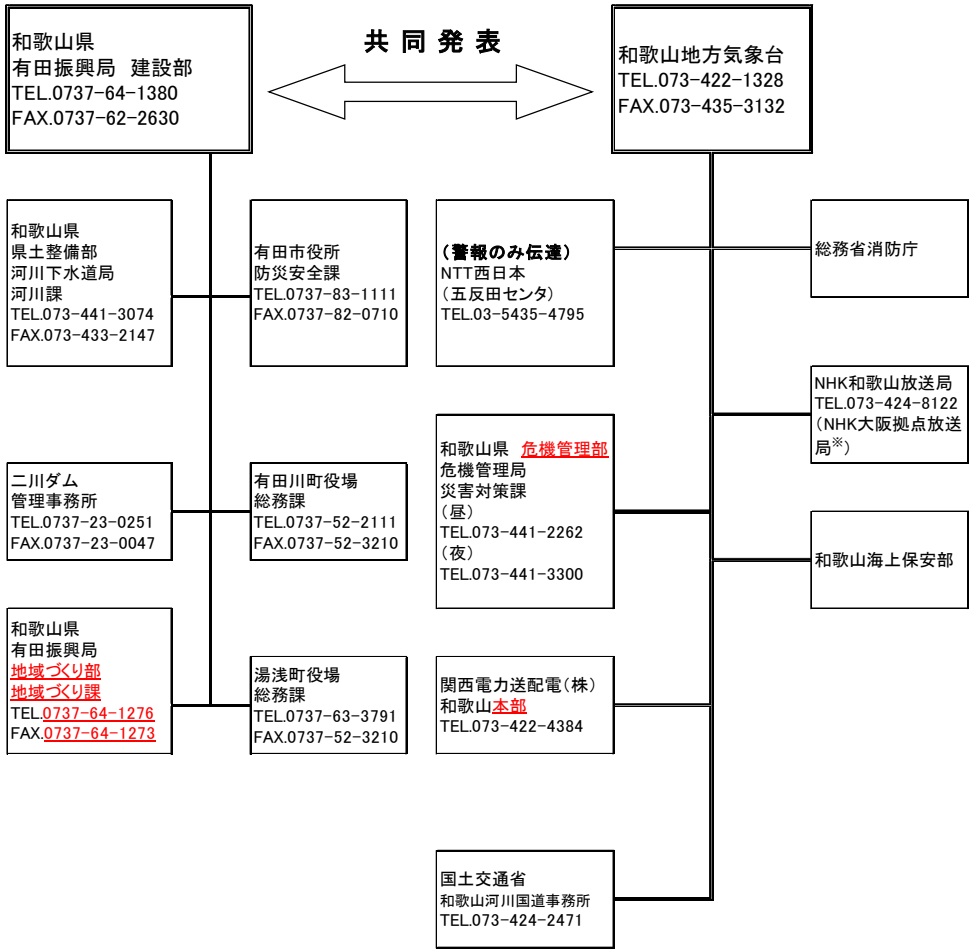

※夜間等の代行によりNHK大阪拠点放送局へ伝達する場合がある。

令和６年４月１日現在

旧

カ　有田川洪水予報伝達系統図

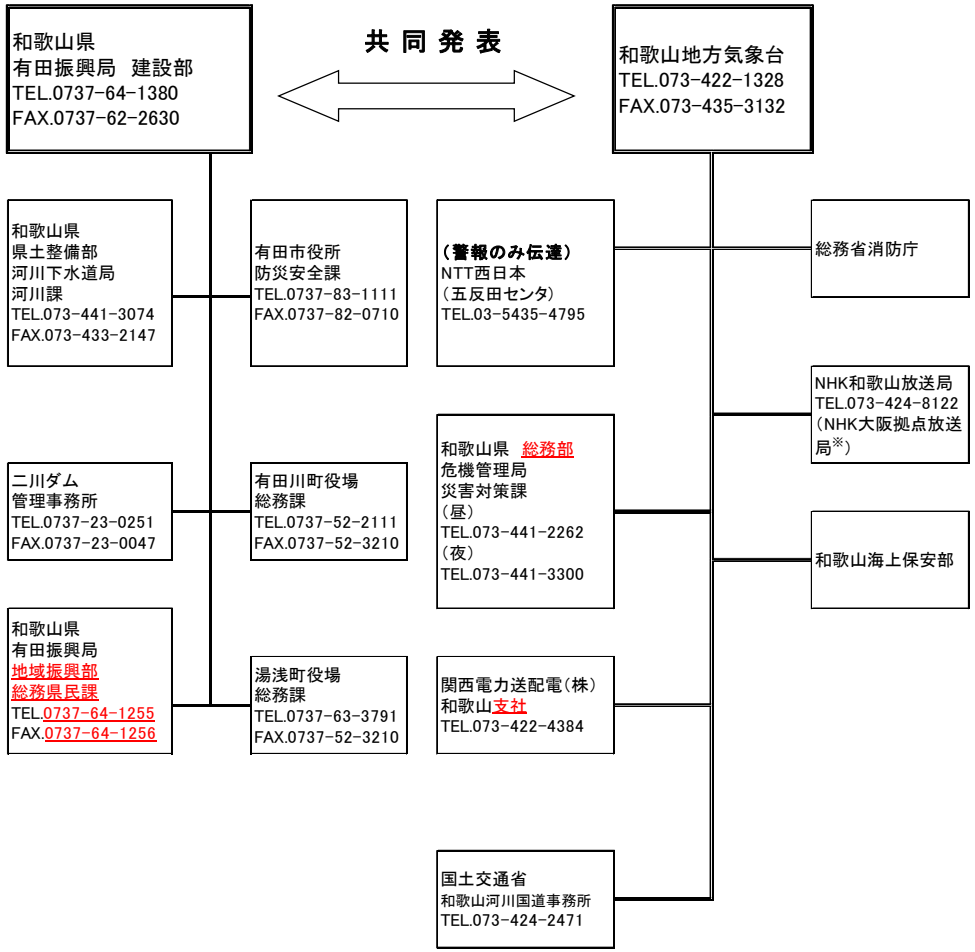

※夜間等の代行によりNHK大阪拠点放送局へ伝達する場合がある。

令和５年６月１日現在

新

キ　日高川洪水予報伝達系統図

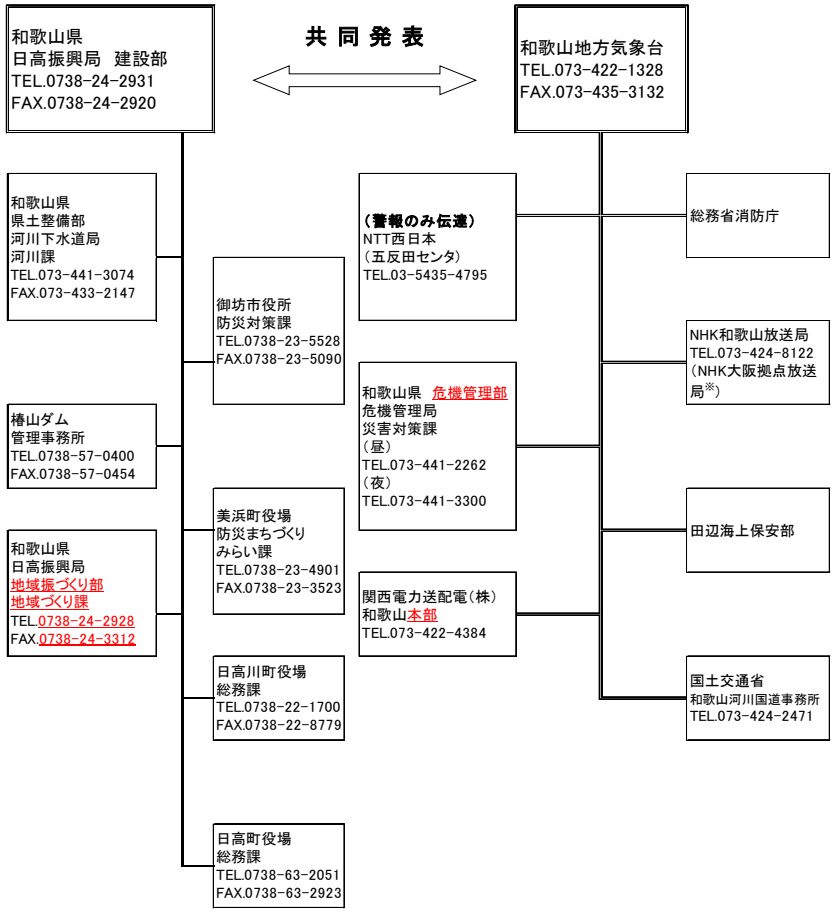

凡例

═══	専用回線
───	総合防災情報システム もしくは一般加入電話(FAX)

※夜間等の代行によりNHK大阪拠点放送局へ伝達する場合がある。

令和６年４月１日現在

旧

キ　日高川洪水予報伝達系統図

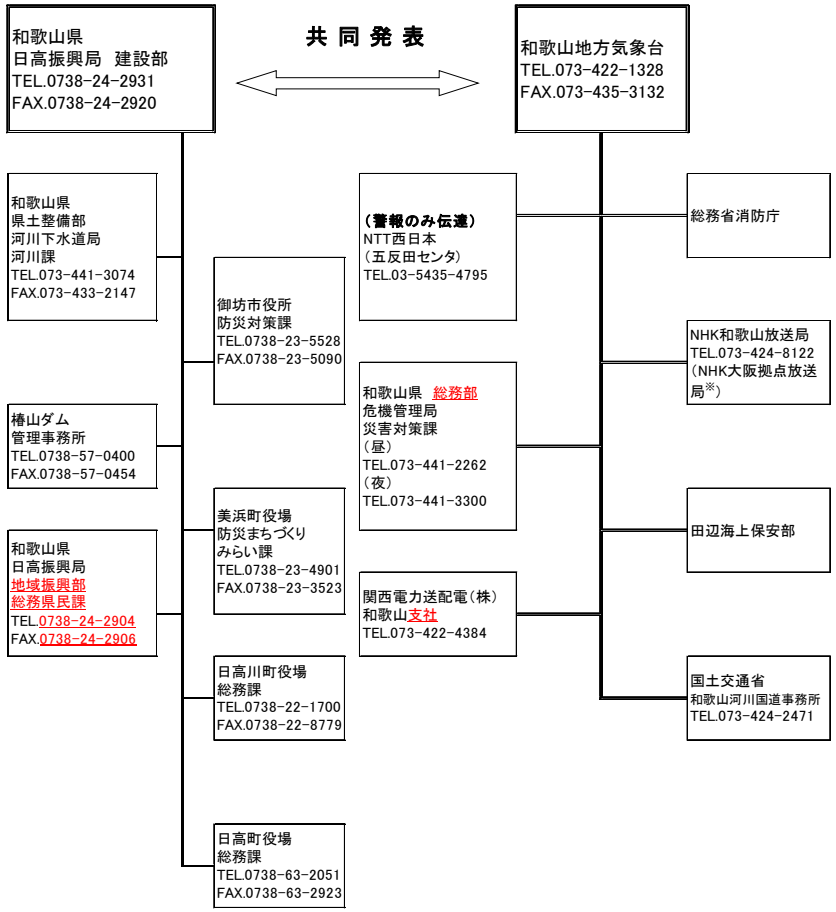

凡例

═══	専用回線
───	総合防災情報システム もしくは一般加入電話(FAX)

※夜間等の代行によりNHK大阪拠点放送局へ伝達する場合がある。

令和５年６月１日現在

新

ク　古座川洪水予報伝達経路図

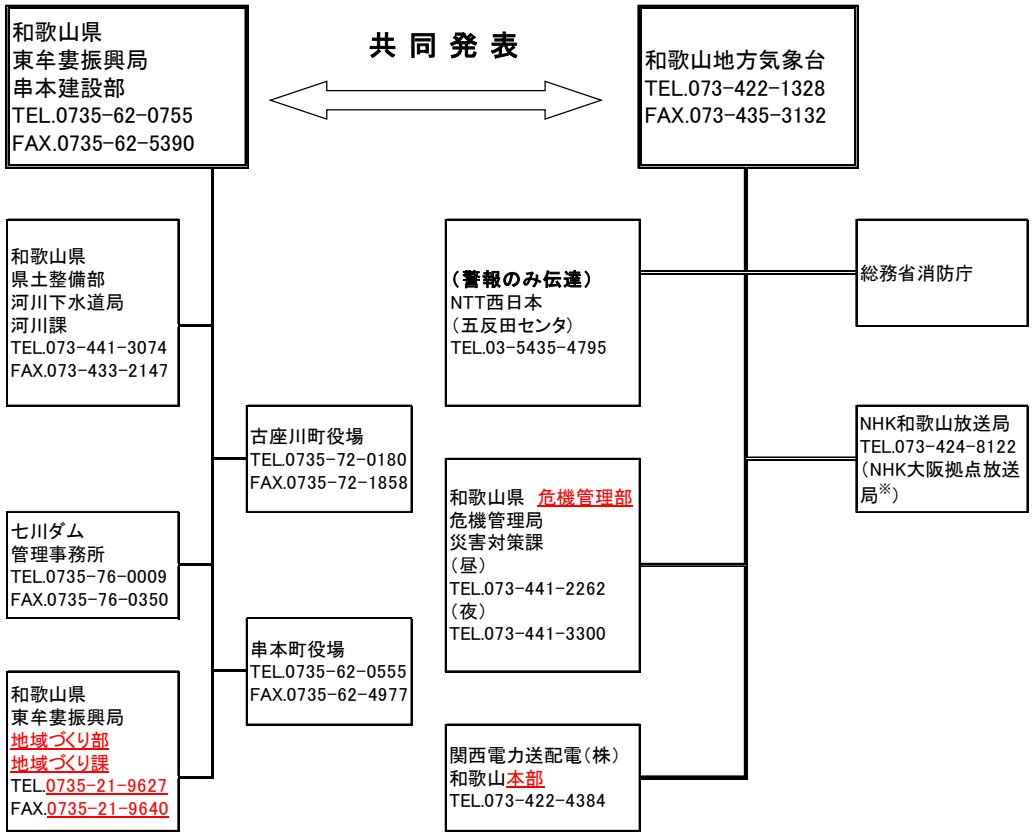

凡例

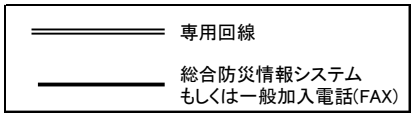

※夜間等の代行によりNHK大阪拠点放送局へ伝達する場合がある。

令和６年４月１日現在

旧

ク　古座川洪水予報伝達経路図

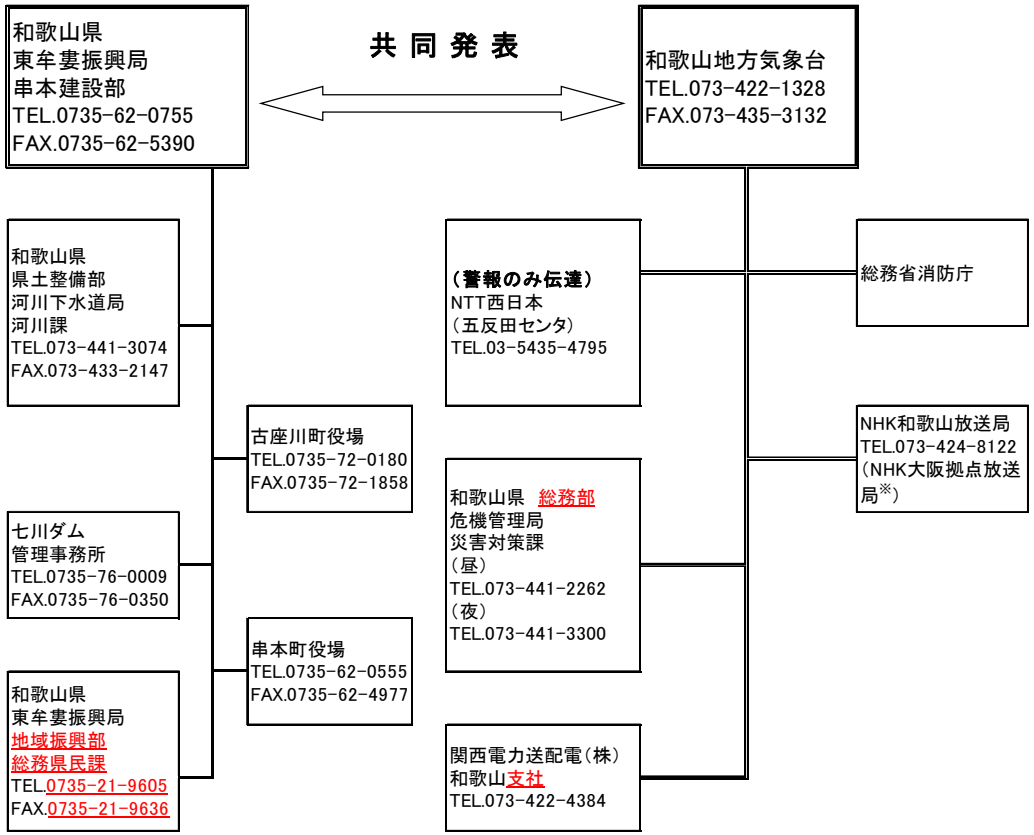

凡例

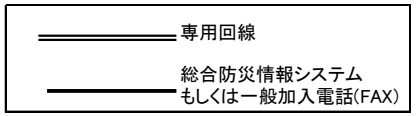

※夜間等の代行によりNHK大阪拠点放送局へ伝達する場合がある。

令和５年６月１日現在

新

ケ　土砂災害警戒情報伝達経路

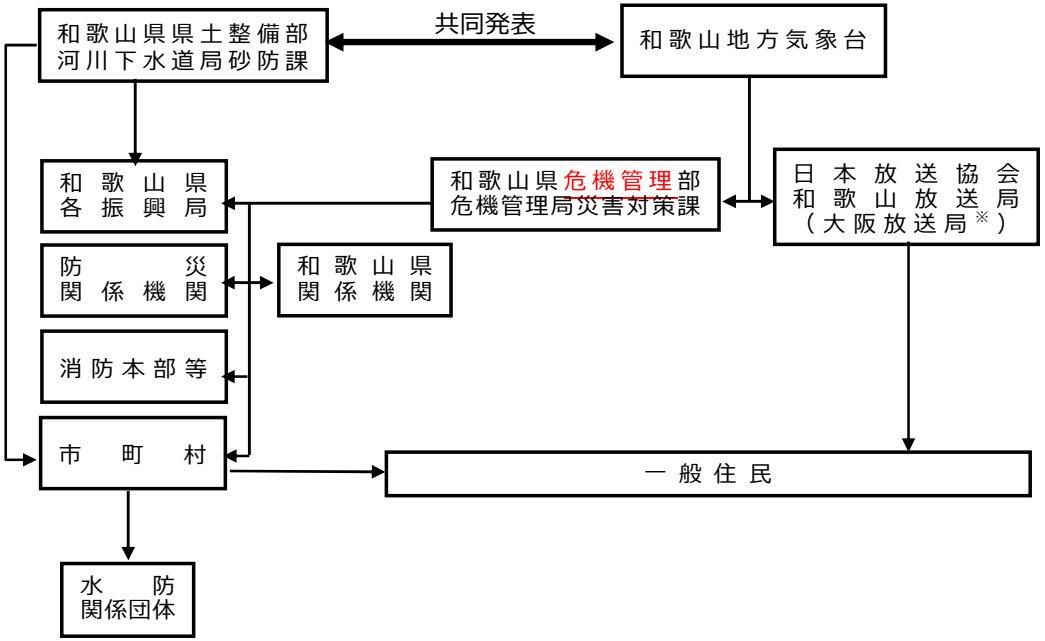

※　障害時や日本放送協会和歌山放送局の職員不在時間帯は日本放送協会大阪放送局へ伝達する場合がある。

令和６年４月１日現在

（略）

第２節　被害情報等の収集計画

（略）

２　計画内容

(1) 県による被害情報の早期収集

（略）

エ　支部による被害情報の収集

①　職員の市町村への派遣

支部長は、必要があると認めるときは、すみやかに職員を市町村に派遣し、

旧

ケ　土砂災害警戒情報伝達経路

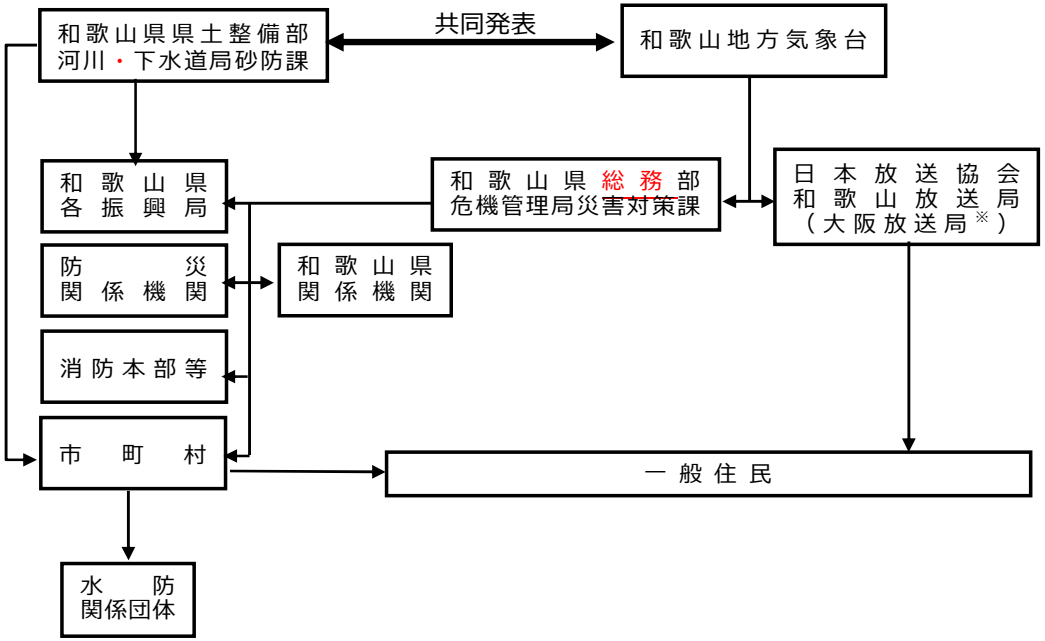

※　障害時や日本放送協会和歌山放送局の職員不在時間帯は日本放送協会大阪放送局へ伝達する場合がある。

令和５年３月９日現在

（略）

第２節　被害情報等の収集計画

（略）

２　計画内容

(1) 県による被害情報の早期収集

（略）

エ　支部による被害情報の収集

①　職員の市町村への派遣

支部長は、必要があると認めるときは、すみやかに職員を市町村に派遣し、

新	旧
市町村の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。 ②　公共土木施設等の被害情報の収集 公共土木施設等の管理者は、現地に職員を派遣し、道路、河川、港湾及び漁港等の被害情報を収集する。なお、被害情報の収集にあたっては、無人航空機等を活用し、安全かつ速やかに実施する。 （略） (5) 災害即報及び被害状況報告要領 （略） ア　災害即報 （略） ⑥　災害即報事項は、管内の警察署（駐在所、派出所を含む）をはじめ関係機関と十分連絡を保った上で行うものとする。 特に、市町村本部においては、防災担当課と被害区分に応じた関係課の連絡を、支部においては、支部総務班と支部関係班の連絡を密にすること。	市町村の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。 ②　公共土木施設等の被害情報の収集 公共土木施設等の管理者は、現地に職員を派遣し、道路、港湾及び漁港等の被害情報を収集する。 （略） (5) 災害即報及び被害状況報告要領 （略） ア　災害即報 （略） ⑥　災害即報事項は、管内の警察署（駐在所、派出所を含む）をはじめ関係機関と十分連絡を保った上で行うものとする。 特に、市町村本部においては、防災担当課と被害区分に応じた関係課の連絡を、支部においては、支部総務班と支部関係班の連絡を密にすること。

新	旧
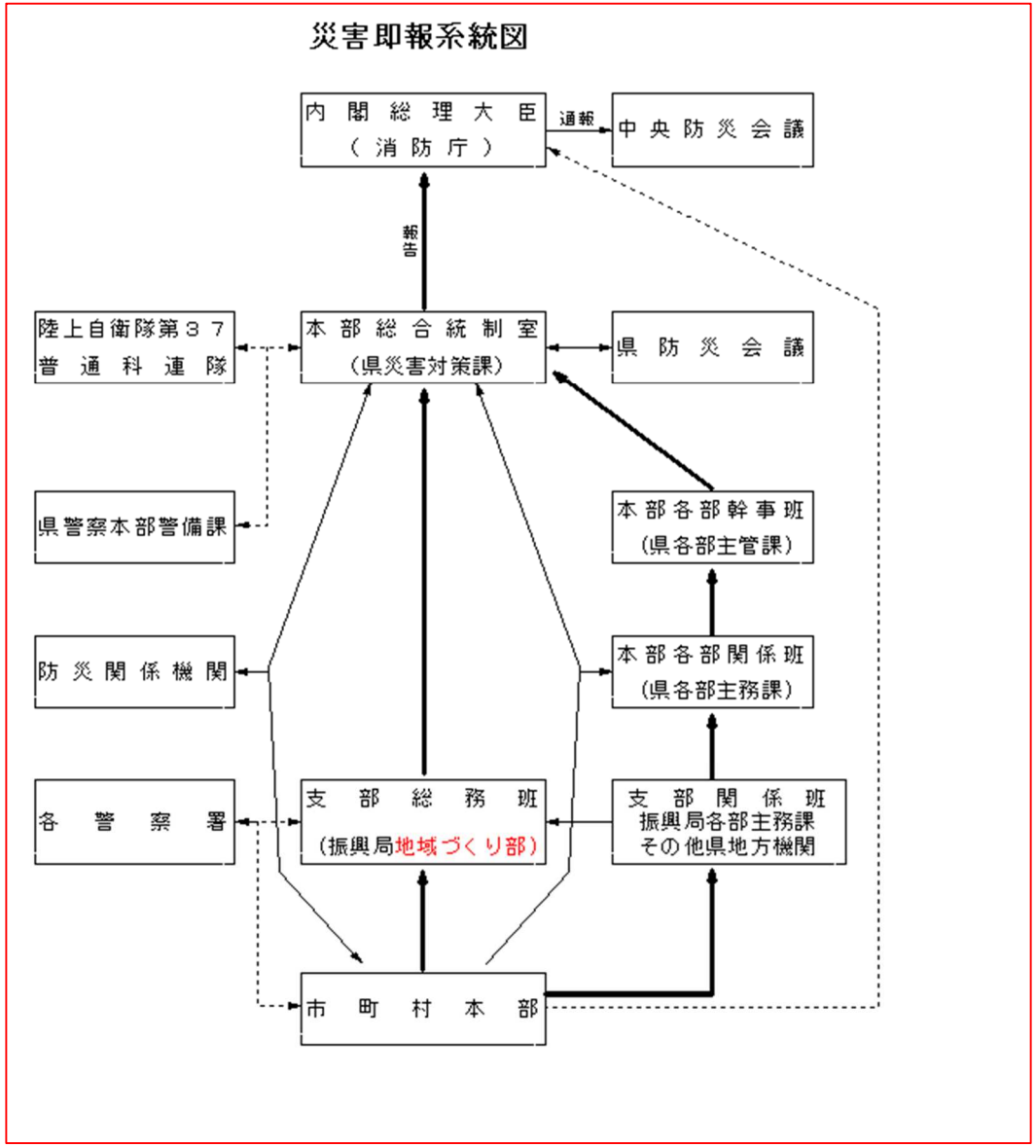 （注）①　市町村が、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告すること。（災害対策基本法第５３条第１項）	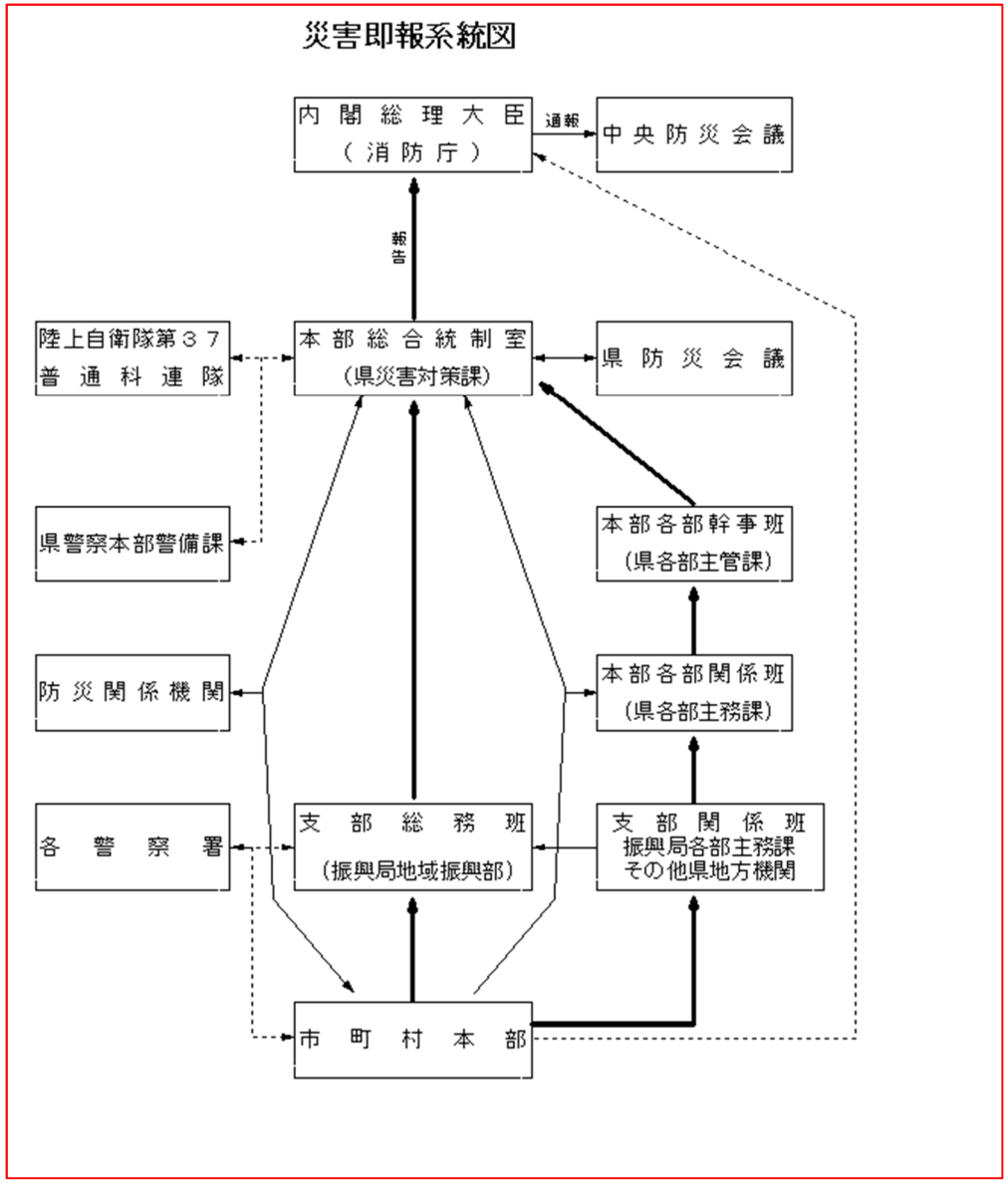 （注）①　市町村が、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告すること。（災害対策基本法第５３条第１項）

新	旧
通常時（消防庁応急対策室） 消防防災無線　防災電話番号：78-90-49013 防災 FAX 番号：78-90-49033（県庁からのみ通信可） 地域衛星通信ネットワーク　防災電話番号：7-048-500-90-49013 防災 FAX 番号：7-048-500-49033 NTT 回線　電話番号：03-5253-7527 FAX 番号：03-5253-7537 夜間・休日時（消防庁宿直室） 消防防災無線　防災電話番号：78-90-49102 防災 FAX 番号：78-90-49036（県庁からのみ通信可） 地域衛星通信ネットワーク　防災電話番号：7-048-500-90-49102 防災 FAX 番号：7-048-500-49036 NTT 回線　電話番号：03-5253-7777 FAX 番号：03-5253-7553 イ　被害状況報告 （略） ③　被害確定報告は、災害応急対策を終了した後２０日以内に行うものとし、消防組織法第４０条に基づく消防庁長官あて文書を一部消防庁あて送付するものとする。	通常時（消防庁応急対策室） 消防防災無線　防災電話番号：78-90-49013 防災 FAX 番号：78-90-49033（県庁からのみ通信可） 地域衛星通信ネットワーク　防災電話番号：7-048-500-90-49013 防災 FAX 番号：7-048-500-90-49033 NTT 回線　電話番号：03-5253-7527 FAX 番号：03-5253-7537 夜間・休日時（消防庁宿直室） 消防防災無線　防災電話番号：78-90-49102 防災 FAX 番号：78-90-49036（県庁からのみ通信可） 地域衛星通信ネットワーク　防災電話番号：7-048-500-90-49102 防災 FAX 番号：7-048-500-90-49036 NTT 回線　電話番号：03-5253-7777 FAX 番号：03-5253-7553 イ　被害状況報告 （略） ③　被害確定報告は、災害応急対策を終了した後２０日以内に行うものとし、災害対策基本法第５３条に基づく内閣総理大臣あて文書、消防組織法第４０条に基づく消防庁長官あて文書を各一部消防庁あて送付するものとする。

新

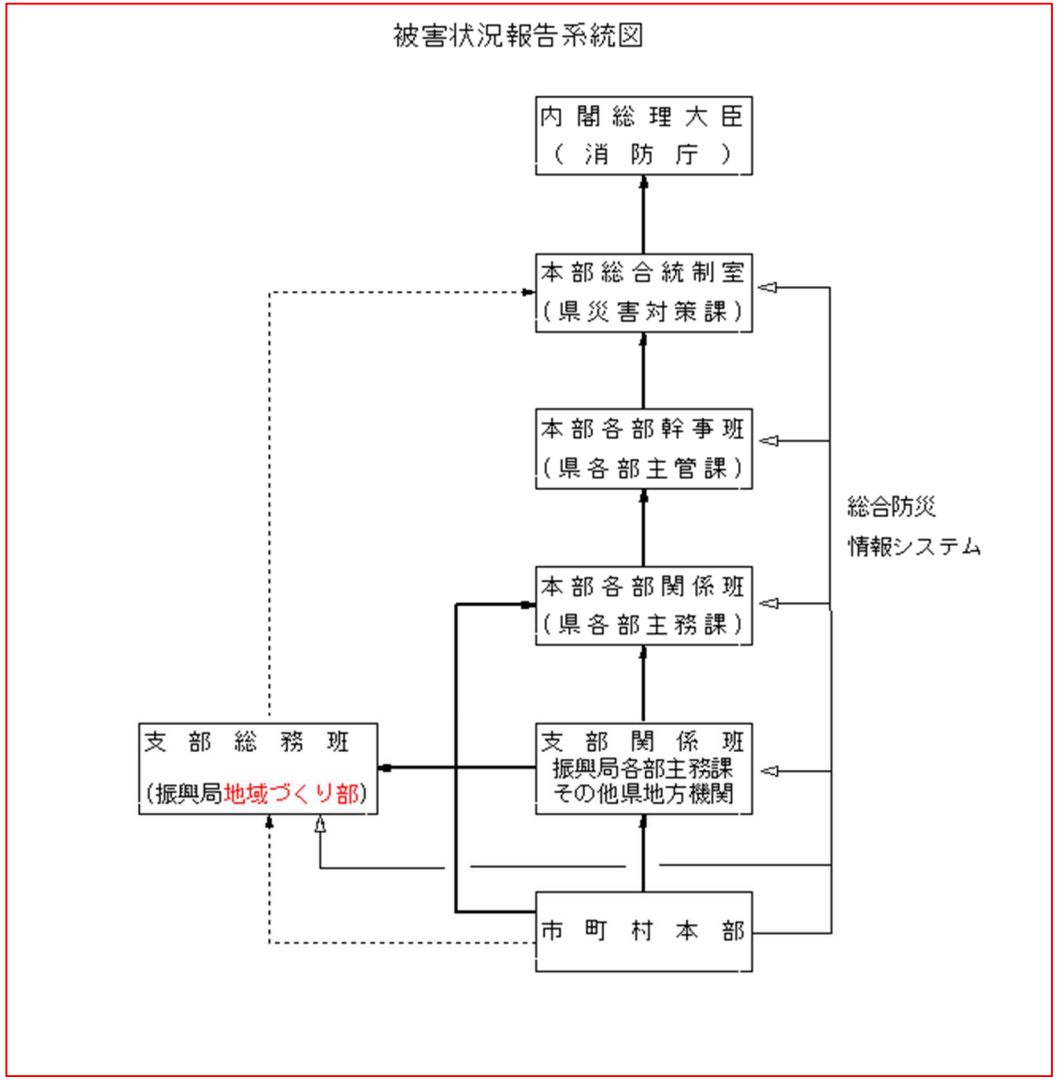

ウ　被害種別系統

被　害　区　分	市町村からの報告先	本庁主務課
人的被害及び住宅等一般	振興局健康福祉部	社会福祉課

旧

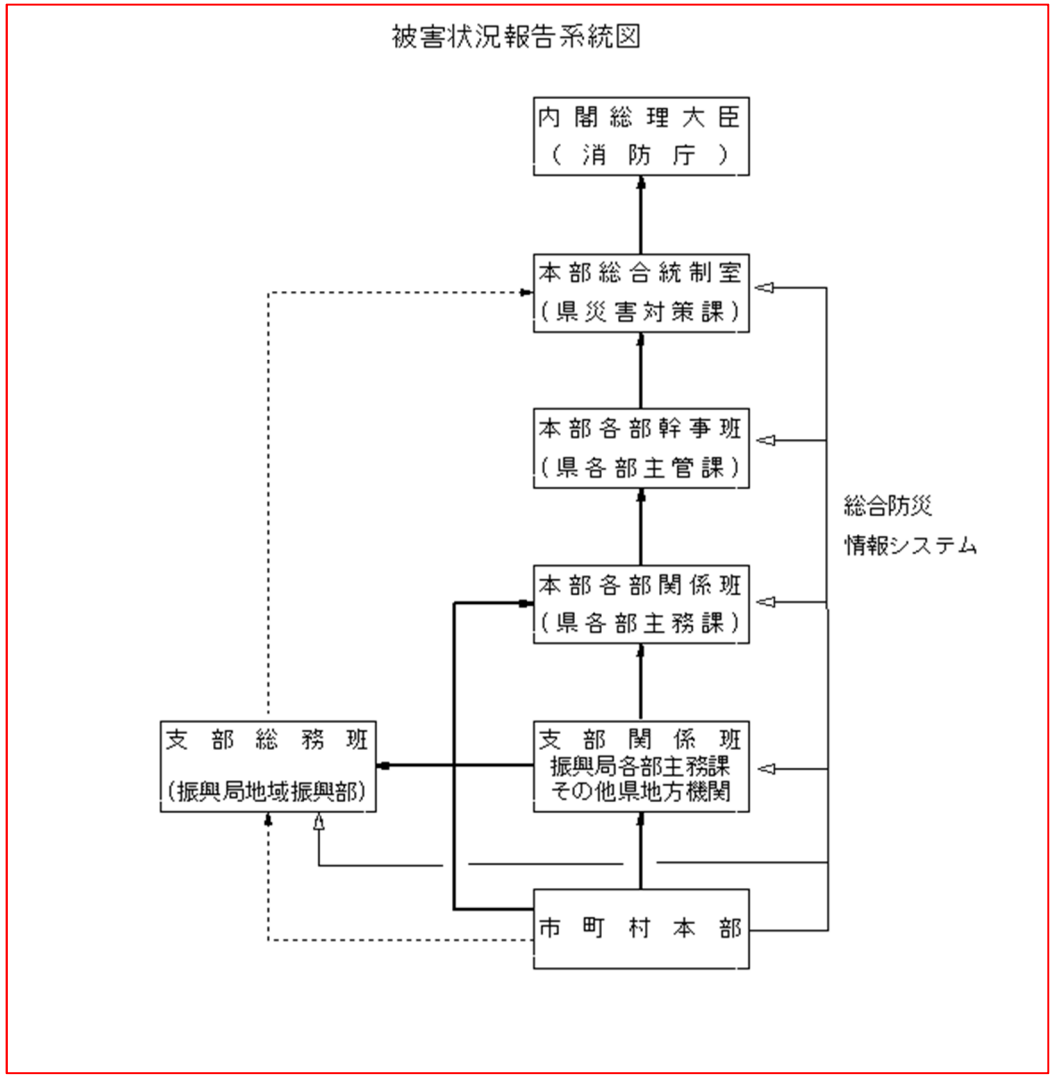

ウ　被害種別系統

被　害　区　分	市町村からの報告先	本庁主務課
人的被害及び住宅等一般	振興局健康福祉部	福祉保健総務課

新			旧		
土　木　関　係	振興局建設部等	県土整備部各課	土　木　関　係	振興局建設部等	県土整備部各課
農　業　関　係	振興局農業振興課	農林水産部各課	農　業　関　係	振興局農業振興課	農林水産部各課
耕　地　関　係	振興局農地課	農業農村整備課	耕　地　関　係	振興局農地課	農業農村整備課
林　業　関　係	振興局林務課	林業振興課 森林整備課	林　業　関　係	振興局林務課	林業振興課 森林整備課
水　産　関　係	振興局地域づくり課	水産振興課	水　産　関　係	振興局企画産業課	水産振興課
漁　港　関　係	振興局建設部等	港湾漁港整備課	漁　港　関　係	振興局建設部等	港湾漁港整備課
公共施設関係	振興局地域づくり部・健康福祉部各課	各部関係各課	公共施設関係	振興局地域振興部・健康福祉部各課	各部関係各課
商工業関係	振興局地域づくり課	商工労働部各課	商工業関係	振興局企画産業課	商工労働部各課
観　光　関　係	振興局地域づくり課	観光振興課	観　光　関　係	振興局企画産業課	観光振興課
自然公園関係	振興局健康福祉部	自然環境課	自然公園関係	振興局健康福祉部	環境生活総務課
衛　生　関　係	保健所	環境生活部 福祉保健部 関係各課	衛　生　関　係	保健所	環境生活部 福祉保健部 関係各課

新

そ　の　他	振興局地域づくり部	関係各課（室） 災害対策課
災害に対してとられた措置の概要	同　上	同　上

（略）

第３節　災害通信計画

１　計画方針

防災気象情報の伝達や災害時における市町村の被害情報の収集をはじめ、県、市町村、防災関係機関相互間の通知、要請、指示、通報、伝達などの通信連絡を迅速かつ円滑に行うためにその要領を定めるとともに、非常の場合における通信連絡を確保するため、公衆電気通信設備の優先利用及び他機関との連携による非常通信の利用を図る。

なお、災害時のあらゆる状況に対応し、また孤立する危険のある地域の被災者や帰宅困難者等にも対応できるよう、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等のあらゆる通信手段を検討し、通信手段の多様化・複数化に努めることとする。

２　計画内容

（1）通信連絡系統の整備

各機関は、災害時に通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡系統を整備しておくとともに、平常時より活用することで準備しておく必要がある。災害時の一般公衆通信は輻輳し、また土砂災害や洪水等で電話線が切断したり交換設備が故障して通信できなくなることがあるので、こういった影響を受けにくい多重化・耐震化を行った無線通信の整備活用を考慮しておく必要がある。

（略）

旧

そ　の　他	振興局地域振興部	関係各課（室） 災害対策課
災害に対してとられた措置の概要	同　上	同　上

（略）

第３節　災害通信計画

１　計画方針

気象注警報等の伝達や災害時における市町村の被害情報の収集をはじめ、県、市町村、防災関係機関相互間の通知、要請、指示、通報、伝達などの通信連絡を迅速かつ円滑に行うためにその要領を定めるとともに、非常の場合における通信連絡を確保するため、公衆電気通信設備の優先利用及び他機関との連携による非常通信の利用を図る。

なお、災害時のあらゆる状況に対応し、また孤立する危険のある地域の被災者や帰宅困難者等にも対応できるよう、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等のあらゆる通信手段を検討し、通信手段の多様化・複数化に努めることとする。

２　計画内容

（1）通信連絡系統の整備

各機関は、災害時に通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡系統を整備しておくとともに、平常時より活用することで準備しておく必要がある。災害時の一般公衆通信は輻輳し、また土砂災害や洪水等で電話線が切断したり交換設備が故障して通信できなくなることがあるので、こういった影響を受けにくい無線通信の活用を考慮しておく必要がある。

（略）

新	旧
第４節　災害広報計画 （略） **２　計画内容** (1) 県における広報 （略） キ　氏名公表に関すること 県は、被災者について、「災害時における安否不明者（行方不明者含む）の氏名等の公表指針」及び「災害時における死者の氏名等の公表指針」（資料編 39-5-00、39-5-01 を参照）に基づき、報道機関等に対してその者の氏名等について、公表するものとする。 (2) 防災関係機関における広報 防災関係機関は、各防災業務計画等に定めるところにより、災害の態様に応じ、適宜適切な災害広報を実施するものとする。特に次の機関は、それぞれの措置を執るとともに、広報事項は県災害対策本部に通知するものとする。 （略） イ　関西電力送配電株式会社和歌山本部 広報車及び報道機関等により被害箇所の復旧見通しや公衆感電事故防止について県民への周知徹底に努める。 （略） **第３章　消防計画** **１　計画方針** 現行消防組織は市町村消防が原則であり、消防組織法第６条に規定するように消防責任は市町村にある。したがって、消防活動は、市町村がその責任において行うものであるが、県は大災害等で必要ある場合、又は被災市町村により要請のある場合は、関係法令の規定によって応援出動を命じるなど必要な措置をとるものとす	**第４節　災害広報計画** （略） **２　計画内容** (1) 県における広報 （略） キ　氏名公表に関すること 県は、災害時の安否不明者等について、救出・救助活動等に資すると判断する場合は、氏名等を報道機関等に公表する。 ただし、いずれの場合も、ＤＶ等支援措置に基づく住民基本台帳の閲覧制限や住民票の交付制限がなされている場合は、本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため公表しない。 (2) 防災関係機関における広報 防災関係機関は、各防災業務計画等に定めるところにより、災害の態様に応じ、適宜適切な災害広報を実施するものとする。特に次の機関は、それぞれの措置を執るとともに、広報事項は県災害対策本部に通知するものとする。 （略） イ　関西電力送配電株式会社和歌山支社 広報車及び報道機関等により被害箇所の復旧見通しや公衆感電事故防止について県民への周知徹底に努める。 （略） **第３章　消防計画** **１　計画方針** 現行消防組織は市町村消防が原則であり、消防組織法第６条に規定するように消防責任は市町村にある。したがって、消防活動は、市町村がその責任において行うものであるが、県は大災害等で必要ある場合、又は被災市町村により要請のある場合は、関係法令の規定によって応援出動を命じるなど必要な措置をとるものとす

新	旧
る。また、県は市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、市町村が大規模地震や津波災害など多様な災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な開発が円滑に進むよう努めるものとする。 また、消防団員の安全確保対策に向けた取組の推進、消防団の装備・教育訓練の充実を図るとともに、消防団組織の充実強化に努めるものとする。 なお、消防情報の収集等の計画は、本計画によるもののほか「市町村計画」及び「市町村消防計画」によるものとする。 （略） **第４章　水防計画** （略） **２　計画内容** （1）県水防本部の組織 和歌山地方気象台から洪水、津波又は高潮に関する通知を受けたとき、及び近畿地方整備局和歌山・紀南各河川国道事務所長の発する洪水又は水防警報の通知を受けたとき、並びに気象状況の急変により洪水、津波又は高潮による被害が予想されると判断したときは、次の組織により水防の事務を処理する。 ア　組織系統	る。また、県は市町村が大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な開発が円滑に進むよう努めるものとする。 また、消防団員の安全確保対策に向けた取組の推進、消防団の装備・教育訓練の充実を図るとともに、消防団組織の充実強化に努めるものとする。 なお、消防情報の収集等の計画は、本計画によるもののほか「市町村計画」及び「市町村消防計画」によるものとする。 （略） **第４章　水防計画** （略） **２　計画内容** （1）県水防本部の組織 和歌山地方気象台から洪水、津波又は高潮に関する通知を受けたとき、及び近畿地方整備局和歌山・紀南各河川国道事務所長の発する洪水又は水防警報の通知を受けたとき、並びに気象状況の急変により洪水、津波又は高潮による被害が予想されると判断したときは、次の組織により水防の事務を処理する。 ア　組織系統

和歌山県地域防災計画　令和６年度修正　新旧対照表【基本計画編】

新

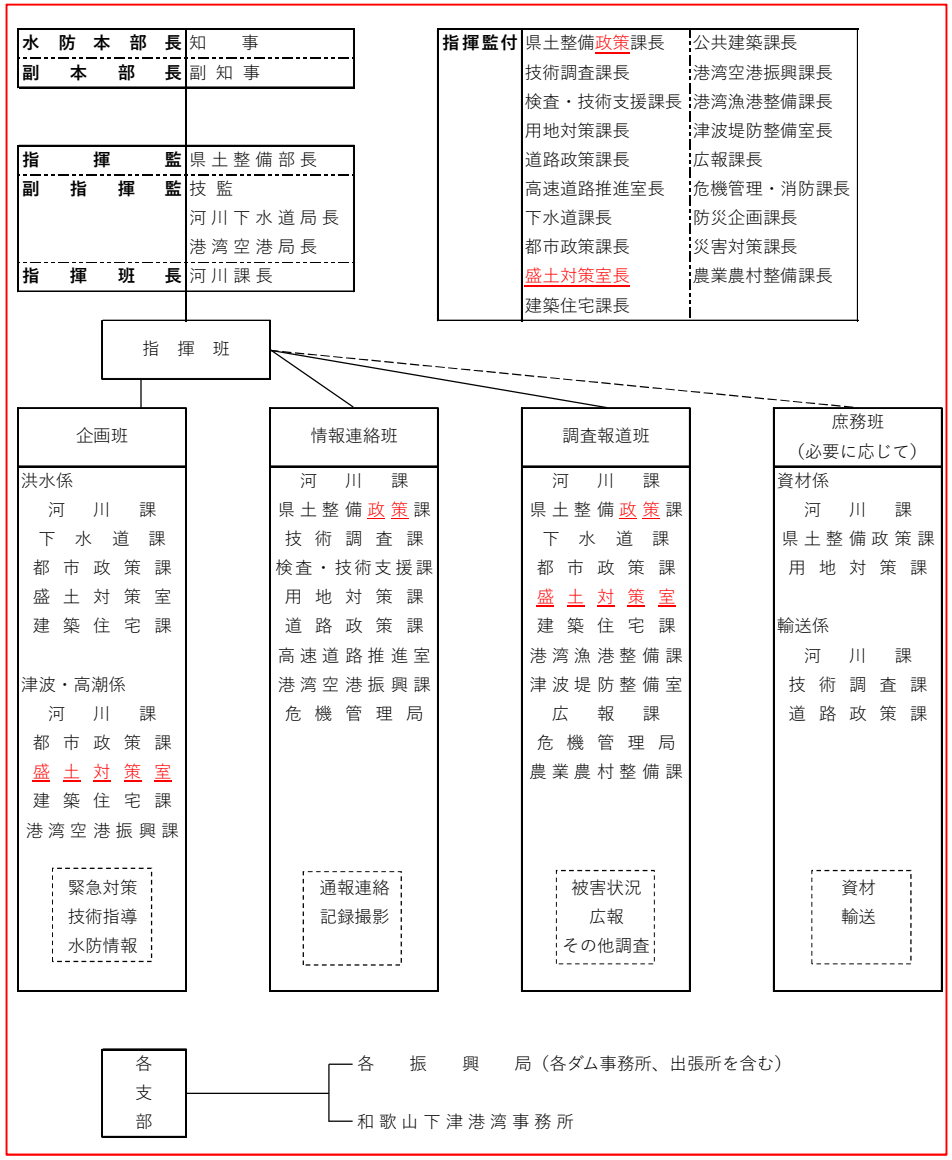

（略）

旧

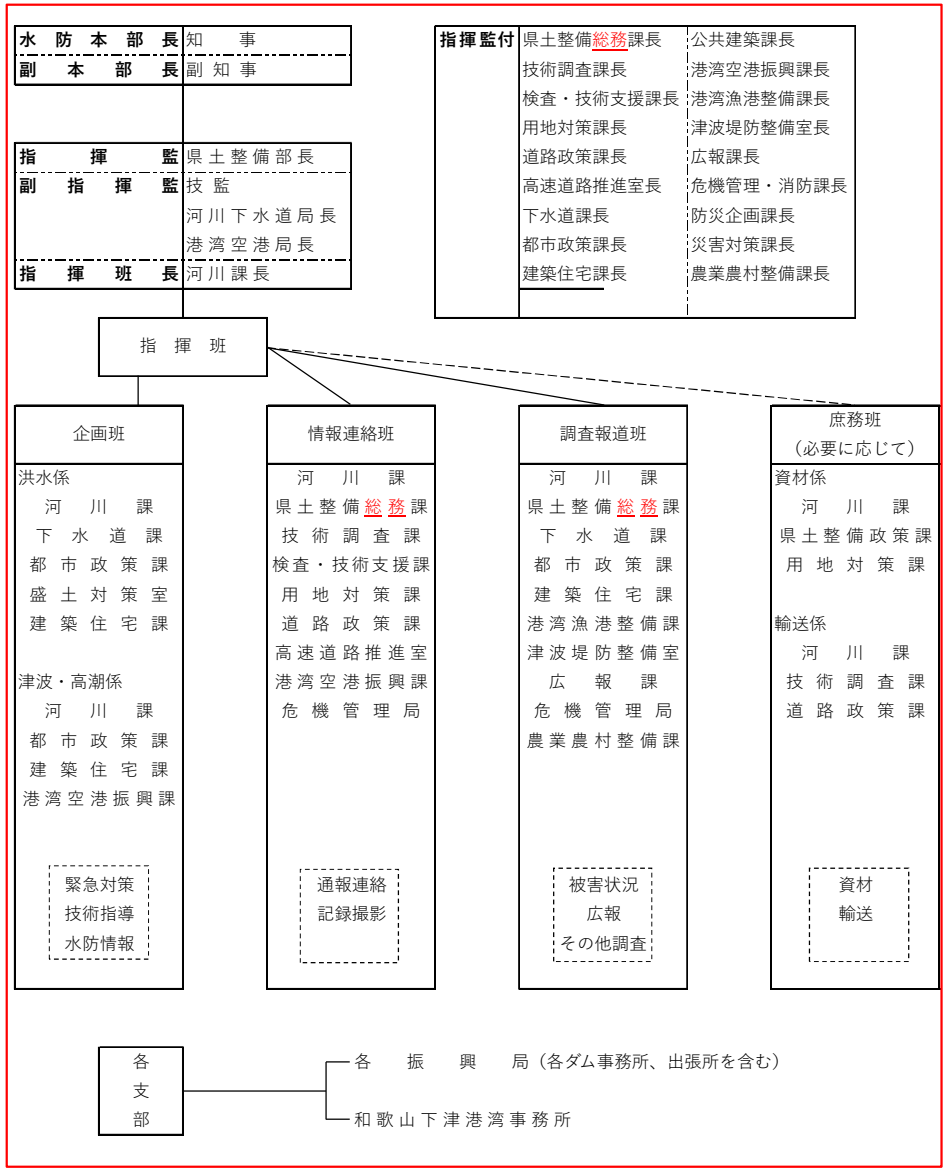

（略）

新	旧
（3）非常配備 ア　県の非常配備態勢 （略） 別表１ 河川課、危機管理局、県土整備政策課、港湾漁港整備課、津波堤防整備室、関係振興局建設部 下記のうち、水防本部が指定する課室 技術調査課、検査・技術支援課、用地対策課、道路政策課、高速道路推進室、下水道課、　都市政策課、建築住宅課、公共建築課、港湾空港振興課 別表２ 河川課、広報課、危機管理局、農業農村整備課、県土整備政策課、港湾漁港整備課、津波堤防整備室、関係振興局建設部 下記のうち、水防本部が指定する課室 技術調査課、検査・技術支援課、用地対策課、道路政策課、高速道路推進室、下水道課、　都市政策課、盛土対策室、建築住宅課、公共建築課、港湾空港振興課 別表３ 河川課、広報課、危機管理局、農業農村整備課、県土整備政策課、港湾漁港整備課、津波堤防整備室、関係振興局建設部 下記のうち、水防本部が指定する課室 技術調査課、検査・技術支援課、用地対策課、道路政策課、高速道路推進室、下水道課、　都市政策課、盛土対策室、建築住宅課、公共建築課、港湾空港振興課 なお、各号水防配備態勢時の必要人員については、別途定めるものとする。 （略） **第５章　罹災者救助保護計画** （略） **第２節　被災者生活再建支援計画** （略）	（3）非常配備 ア　県の非常配備態勢 （略） 別表１ 河川課、危機管理局、県土整備総務課、港湾漁港整備課、津波堤防整備室、関係振興局建設部 下記のうち、水防本部が指定する課室 技術調査課、検査・技術支援課、用地対策課、道路政策課、高速道路推進室、下水道課、　都市政策課、建築住宅課、公共建築課、港湾空港振興課 別表２ 河川課、広報課、危機管理局、農業農村整備課、県土整備総務課、港湾漁港整備課、津波堤防整備室、関係振興局建設部 下記のうち、水防本部が指定する課室 技術調査課、検査・技術支援課、用地対策課、道路政策課、高速道路推進室、下水道課、　都市政策課、建築住宅課、公共建築課、港湾空港振興課 別表３ 河川課、広報課、危機管理局、農業農村整備課、県土整備総務課、港湾漁港整備課、津波堤防整備室、関係振興局建設部 下記のうち、水防本部が指定する課室 技術調査課、検査・技術支援課、用地対策課、道路政策課、高速道路推進室、下水道課、　都市政策課、建築住宅課、公共建築課、港湾空港振興課 なお、各号水防配備態勢時の必要人員については、別途定めるものとする。 （略） **第５章　罹災者救助保護計画** （略） **第２節　被災者生活再建支援計画** （略）

新	旧
２　計画内容 （略） (3) 和歌山県被災者生活再建支援金の支給 ア　支給対象世帯 和歌山県内で被災者生活再建支援法が適用された自然災害において、同法の対象とならない市町村に居住しているため同法に基づく支援金の支給対象とならない世帯に対して、その生活の再建を支援するため、和歌山県被災者生活再建支援金を支給する。 イ　対象世帯 ①　自然災害により、その居住する住宅が以下の被害を受けたと認められる世帯 ②　住宅が全壊した世帯 ③　住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ④　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯 ⑤　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯) ⑥　住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯) ウ　支援金の支給額 支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」及び住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」の合計額。(中規模半壊は、加算支援金のみ)	(新設)

新				旧
	基礎支援金 （住宅の被害程度）	加算支援金 （住宅の再建方法）		計
全壊 解体 長期避難	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃借（公営住宅を除く）	50 万円	150 万円
大規模半壊	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借（公営住宅を除く）	50 万円	100 万円
中規模半壊	―	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借（公営住宅を除く）	25 万円	25 万円

※単数世帯の場合は、各該当欄の金額の３/４の額。

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で２００万円（又は１００万円）まで（単数世帯の場合は各該当欄の金額の３／４の額）。

(4) その他

県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの構築に努める。

また、被災者の状況把握にあたっては、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

加えて、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(3) その他

県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの構築に努める。

加えて、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

新	旧
第３節　避難計画 （略） **２　計画内容** （略） (7) 避難所の運営 （略） エ　市町村は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、避難生活に必要な物品（家庭動物の飼養に関する資材を含む）の確保や食糧、飲料水等の提供、炊き出し等を行うとともに、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。なお、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。また、女性向け物資の配付については、女性が担当する等配慮するほか、性的少数者が周囲に人がいる状況で受け取りにくい物資は、個別に受け取られるよう配慮するものとする。 オ　市町村は、必要により、警察と十分連携を図りながら、パトロール隊による巡回活動を実施するものとする。 カ　市町村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、必要に応じて、簡易トイレ、移動型トイレ車両等による快適なトイレの確保や栄養バランスのとれた適温の食事の提供など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 キ　県は、避難所の施設や設備整備の考え方等について市町村等と連携した検討を行い、避難所の環境改善に努めるものとする。 ク　市町村は、避難の長期化や女性・子供等に対する暴力防止のため等必要に応じて、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方、性的少数者及び子	**第３節　避難計画** （略） **２　計画内容** （略） (7) 避難所の運営 （略） エ　市町村は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、避難生活に必要な物品の確保や食糧、飲料水等の提供、炊き出し等を行うものとする。なお、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。また、女性向け物資の配付については、女性が担当する等配慮するほか、性的少数者が周囲に人がいる状況で受け取りにくい物資は、個別に受け取られるよう配慮するものとする。 オ　市町村は、必要により、警察と十分連携を図りながら、パトロール隊による巡回活動を実施するものとする。 カ　市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、避難の長期化や女性・子供等に対する暴力防止のため等必要に応じて、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方、性的少数者及び子供の視点等に配慮するものとする。 （新設） （新設）

新	旧
供の視点等に配慮するものとする。なお、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。	
ケ　市町村は、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策を推進するものとする。	キ　市町村は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策を推進するものとする。
コ　市町村は、平時から防災担当部局、保健福祉担当部局及び保健所が連携して、感染症患者が発生した場合や健康観察中の濃厚接触者等が避難所に避難する場合などの対応について協議し、適切な避難所運営に努めるものとする。	ク　市町村は、平時から防災担当部局、保健福祉担当部局及び保健所が連携して、感染症患者が発生した場合や健康観察中の濃厚接触者等が避難所に避難する場合などの対応について協議し、適切な避難所運営に努めるものとする。
サ　市町村は、家庭動物と同行避難した被災者について、被災者支援等の観点から適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入れ状況を含む避難状況等の把握に努める。	（新設）
（略）	（略）
(11)避難所以外の避難者に対する対応	（新設）
ア　市町村は、県などの関係機関と連携し、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。	
イ　市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、県などの関係機関と連携し、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。	
ウ　市町村は、県などの関係機関と連携し、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。	
エ　市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、県などの関	

新	旧
係機関と連携し、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報に関して、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。 オ　県は、市町村が民間企業やＮＰＯ等の様々な主体と協働して避難者等への円滑な支援を行うために、実施主体間の調整についてあらかじめ協定の締結等により検討するよう努めるものとする。 (12)広域避難・広域一時滞在 ア　県内における広域避難及び広域一時滞在 ・市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に報告した上で、当該市町村に直接協議することができる。 ・市町村は、県に対し、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき市町村および当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域避難又は広域一時滞在について助言を求める事ができる。 ・県は、市町村から助言等を求められたときは、助言を行うほか、避難者の受入れや輸送など必要な協力を行うよう努める。 ※「災害時における避難者の受入れに関する基本協定書」は資料編 42-03-00 を参照 イ　県外への広域避難及び広域一時滞在 ・市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めることができる。なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。	（新設）

新	旧
・県は、他の都道府県への広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、具体的な被災状況、受入れを要する要避難者数その他必要な事項を示した上で、協議先とすべき都道府県の調整を求めることができる。このときあらかじめ協議しようとする旨を、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅延なく報告することとする。 ウ　避難者に対する情報提供 ・県及び市町村は、広域避難・広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難・広域一時滞在を行っている避難者の状況を把握するとともに、避難者が必要とする情報を確実に提供するための体制の整備に努める。 (13)その他必要とする事項 各避難所の維持管理のために責任者を定めるとともに、次の関係書類を整理保存しなければならない。 （略） **第５節　給水計画** （略） **２　計画内容** （略） （3）事務手続き ア　市町村本部長は、飲料水の供給計画に基づく応急対策または飲料水の供給ができないときの隣接市町村等への応援、協力の要請を実施したときは、直ちに、支部保健班（該当保健所）経由のうえ本部生活衛生班（生活衛生課）へ報告する。 なお、要請等に当たっては、次の事項を示すものとする。 （略） （5）水道の対策	(11)その他必要とする事項 各避難所の維持管理のために責任者を定めるとともに、次の関係書類を整理保存しなければならない。 （略） **第５節　給水計画** （略） **２　計画内容** （略） （3）事務手続き ア　市町村本部長は、飲料水の供給計画に基づく応急対策または飲料水の供給ができないときの隣接市町村等への応援、協力の要請を実施したときは、直ちに、支部保健班（該当保健所）経由のうえ本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）へ報告する。 なお、要請等に当たっては、次の事項を示すものとする。 （略） （5）水道の対策

新	旧
水道事業体は、災害による水道事故に対処するため災害の発生が予想されるときは、水道技術管理者及び各要員を待機させるとともに復旧資材の確保に努め、事故が発生したときは、次の方法により対策を講じるものとする。	水道事業体は、災害による水道事故に対処するため災害の発生が予想されるときは、水道技術管理者及び各要員を待機させるとともに復旧資材の確保に努め、事故が発生したときは、次の方法により対策を講じるものとする。
ア　施設を巡回して事故発生の有無を確認する。	ア　施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
イ　施設の損壊、漏水等の被害を認めたときは、応急措置を講じるとともに、支部保健班（当該保健所）を経由して本部生活衛生班（生活衛生課）に被害内容、被害金額及び給水状況等を速やかに電話等をもって報告する。また、防災情報システムを活用した被害情報の収集・配信・共有化のため、市町村防災担当課へ報告を行う。	イ　施設の損壊、漏水等の被害を認めたときは、応急措置を講じるとともに、支部保健班（当該保健所）を経由して本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）に被害内容、被害金額及び給水状況等を速やかに電話等をもって報告する。
ウ　水道が断水のため、該当事業体のみで飲料水の供給ができなくなったときは、支部保健班（当該保健所）を経由して本部生活衛生班（生活衛生課）に連絡するとともに、相互応援協定等に基づく支援の要請や本部生活衛生班（生活衛生課）を通じて他の府県水道事業体等に対する広域的な支援の要請を行う。	ウ　水道が断水のため、該当事業体のみで飲料水の供給ができなくなったときは、支部保健班（当該保健所）を経由して本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）に連絡するとともに、相互応援協定等に基づく支援の要請や本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）を通じて他の府県水道事業体等に対する広域的な支援の要請を行う。
エ　水道の復旧に当たっては、道路管理者との連携を図りながら、復旧行動指針・復旧計画等に添って行うものとするが、特に浄水場から主要配水池にいたる送水管の復旧及び基幹配水管の復旧を優先的に行う。その後避難所、病院等への給水が早急に行われるよう考慮しながら、配水支管等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。	エ　水道の復旧に当たっては、復旧行動指針・復旧計画等に添って行うものとするが、特に浄水場から主要配水池にいたる送水管の復旧及び基幹配水管の復旧を優先的に行う。その後避難所、病院等への給水が早急に行われるよう考慮しながら、配水支管等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。
オ　水道の復旧に当たって支援が必要と判断したときは、支部保健班（当該保健所）を経由して本部生活衛生班（生活衛生課）に連絡するとともに、相互応援協定等に基づく支援の要請や本部生活衛生班（生活衛生課）を通じて他の府県水道事業体や和歌山県管工事業協同組合連合会等による広域的な支援の要請を行う。	オ　水道の復旧に当たって支援が必要と判断したときは、支部保健班（当該保健所）を経由して本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）に連絡するとともに、相互応援協定等に基づく支援の要請や本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）を通じて他の府県水道事業体や和歌山県管工事業協同組合連合会等による広域的な支援の要請を行う。
カ　水道事業体は復旧後の施設の使用開始にあたって、水質の保全に留意し管内の消毒等を十分行う。	カ　水道事業体は復旧後の施設の使用開始にあたって、水質の保全に留意し管内の消毒等を十分行う。
キ　国庫補助対象となるような規模の施設災害が発生した場合には、「公共土木	キ　国庫補助対象となるような規模の施設災害が発生した場合には、「上水道施

新	旧
施設災害復旧事業費国庫負担法」等により所定の手続等を行う。	設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」、「災害復旧事業の事務に関する手引」及び「厚生省所管水道施設災害復旧費調査要領」等により所定の手続等を行う。
(6) その他 市町村本部長は、災害時における協力井戸の登録及び家庭用井戸の位置の把握に努めておくものとする。また、給水の実施にあたって給水場所や時間等の内容を迅速かつ的確に広報できるよう努めるものとする。	(6) その他 市町村本部長は、家庭用井戸の位置の把握に努めておくものとする。また、給水の実施にあたって給水場所や時間等の内容を迅速かつ的確に広報できるよう努めるものとする。
(略)	(略)
第８節　住宅・宅地対策計画	**第８節　住宅・宅地対策計画**
(略)	(略)
２　計画内容	**２　計画内容**
(略)	(略)
(3) 賃貸型応急住宅の供与 賃貸型応急住宅の供与については、「大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」に基づき公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益財団法人日本賃貸住宅管理協会に協力を求めることができる。 ※　大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定は、資料編 76-02-12、　資料編 76-02-13、資料編 76-02-14 を参照 また、民間賃貸住宅のあっせんについては、「災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定書」に基づき公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部に協力を求めることができる。	(3) 賃貸型応急住宅の供与 賃貸型応急住宅の供与については、「災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定書」に基づき公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部に協力を求めることができる。
(略)	(略)
(8) 応急仮設住宅の管理 応急仮設住宅は、市町村長が知事から委託を受けて管理するものとする。	(8) 応急仮設住宅の管理 応急仮設住宅は、市町村長が知事から委託を受けて管理するものとする。

新	旧
この際、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、家庭動物の受入れに配慮するものとする。 （略） （11）罹災に対する住宅建設資金等の融資 災害が発生した場合、災害の罹災者に対する罹災住宅の復興に必要な資金は、住宅金融支援機構の行う次の種類の融資制度を積極的に活用して、早急に罹災住宅の復旧を図るものとする。 ア　災害復興住宅建設、補修資金等の貸付 ①申込みができる方 ・　自然災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、地方公共団体から次に示す「罹災証明書」の発行を受けた方 [建設・購入] 住宅が「全壊」、「大規模半壊」若しくは「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方。 ※「罹災証明書」の被害区分が「一部破損」等の場合は利用できない。 （[補修]のみ対象） ※住宅が「大規模半壊」若しくは「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方は「住宅の被害状況に関する申出書」が必要。 [補修] 住宅に 10 万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」の発行を受けた方 ＊被災住宅の所有者の方が復旧を行わない場合には、被災住宅の賃借人または居住者の方も申し込みすることができる。 ・自分又はり災した親族等が居住するために住宅を建設、購入または補修される方	（略） （11）罹災に対する住宅建設資金等の融資 災害が発生した場合、災害の罹災者に対する罹災住宅の復興に必要な資金は、住宅金融支援機構の行う次の種類の融資制度を積極的に活用して、早急に罹災住宅の復旧を図るものとする。 ア　災害復興住宅建設、補修資金等の貸付 ①申込みができる方 ・　自然災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、地方公共団体から次に示す「罹災証明書」の発行を受けた方 [建設・購入] 住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方。 ※「罹災証明書」の被害区分が「一部破損」等の場合は利用できない。 （[補修]のみ対象） ※住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方は「住宅の被害状況に関する申出書」が必要。 [補修] 住宅に 10 万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」の発行を受けた方 ＊被災住宅の所有者の方が復旧を行わない場合には、被災住宅の賃借人または居住者の方も申し込みすることができる。 ・自分が居住するために住宅を建設、購入または補修される方 ※被災者向けに貸すための住宅を建設、購入または補修する場合も対象と

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
※被災者向けに貸すための住宅を建設、購入または補修する場合も対象となる。
（ただし、連帯保証人が必要となるなどの所定の要件あり。）
[親孝行ローン]
被災住宅に居住している親等（満 60 歳以上の父母・祖父母等）が住むための住宅を建設、購入または補修する場合は、親孝行ローンを申し込むことができる。
・年収に占めるすべての借入れ※の年間合計返済額の割合（＝総返済負担額）が次の基準を満たす方
<table>
<tr><td>年収</td><td>400 万円未満</td><td>400 万円以上</td></tr>
<tr><td>総返済負担率</td><td>30%以下</td><td>35%以下</td></tr>
</table>
※すべての借入れとは、災害復興住宅融資による借入れのほか、災害復興住宅融資以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン（クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払い・リボ払いによる購入を含む。）などの借入れをいう。
※総返済負担率基準に満たないときは、同居する親族や同居しない直系親族の収入を合算できる場合もある。
・日本国籍の方、永住許可などを受けている外国人の方または法人
②申込受付期間
・「罹災証明書」に記載された「罹災日」から２年間。
③融資を受けることができる住宅
a　共通
(ｱ)各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること。
(ｲ)建設・購入の場合において、建て方は問わない。ただし、共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造（省令準耐火構造を含む）の住宅であること。
</td><td>
なる。
（ただし、連帯保証人が必要となるなどの所定の要件あり。）
[親孝行ローン]
被災住宅に居住している親（満 60 歳以上の父母・祖父母）が住むための住宅を建設、購入または補修する場合は、親孝行ローンを申し込むことができる。
・年収に占めるすべての借入れ※の年間合計返済額の割合（＝総返済負担額）が次の基準を満たす方
<table>
<tr><td>年収</td><td>400 万円未満</td><td>400 万円以上</td></tr>
<tr><td>総返済負担率</td><td>30%以下</td><td>35%以下</td></tr>
</table>
※すべての借入れとは、災害復興住宅融資による借入れのほか、災害復興住宅融資以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン（クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払い・リボ払いによる購入を含む。）などの借入れをいう。
※総返済負担率基準に満たないときは、同居する親族や同居しない直系親族の収入を合算できる場合もある。
・日本国籍の方、永住許可などを受けている外国人の方または法人
②申込受付期間
・「罹災証明書」に記載された「罹災日」から２年間。
③融資を受けることができる住宅
a　共通
(ｱ)各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること。
(ｲ)建設・購入の場合で、木造の場合の建て方は一戸建てまたは連続建てであること。
</td></tr>
</table>

新

(ｳ)敷地の権利が転貸借でないこと。

(ｴ)店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が２分の１以上必要。

b　新築購入

(ｱ)申込日において竣工日から２年以内の住宅で、申込日前に人が住んだことのないもの

c　リ・ユース（中古）購入

(ｱ)申込日において竣工日から２年を超えている住宅又は既に人が住んでいたことがある住宅

④融資額

融資額の合計は、各所要額の合計額が限度となる。（10 万円以上で 10 万円単位）

a 基本融資額

1.建設の場合の融資限度額

土地を取得する場合	土地を取得しない場合
5,500 万円	4,500 万円

※土地を取得する場合とは、り災日後に申込本人が有償で土地の所有権又は借地権を取得する場合をいう。

2.購入の場合の融資限度額

旧

(ｳ)敷地の権利が転貸借でないこと。

(ｴ)店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が２分の１以上必要。

b　建設

(ｱ) １戸当たりの住宅部分の床面積が 13m²以上 175m²以下の住宅

※被災前の住宅部分の床面積が 175m² 超の場合は、その床面積が上限。

c　新築購入

(ｱ) １戸当たりの住宅部分の床面積が 50m²(マンションの場合 40m²)以上 175m²以下の住宅

※被災前の住宅部分の床面積が175m²超の場合は、その床面積が上限。

(ｲ)申込日から２年前の日以降に竣工した住宅、または竣工予定の住宅

d　リ・ユース（中古）購入

・１戸当たりの住宅部分の床面積が 50m²(マンションの場合 30m²)以上 175m² 以下の住宅

※被災前の住宅部分の床面積が 175m² 超の場合は、その床面積が上限。

e　補修

(ｱ)床面積の制限なし。

④融資額

融資額の合計は、各所要額の合計額が限度となる。（10 万円以上で 10 万円単位）

a 基本融資額

1.建設の場合の融資限度額

基本融資額（建設資金）	特例加算額（建設資金）	基本融資額（土地取得融資）	基本融資額（整地資金）
1,500 万円	460 万円	970 万円	400 万円

2.購入の場合の融資限度額

新

5,500 万円

3.補修の場合の融資限度額

2,500 万円

b　貸付利率

住宅金融支援機構へ問い合わせのこと

c　返済期間

最長返済期間は、「３５年」又は「年齢に応じた最長返済期間」のいずれか短い年数となる。（１年以上(１年単位)）

※「年齢に応じた最長返済期間」について、建設資金・購入資金においては融資の日から最長３年間の元金据置期間を、補修資金においては融資の日から最長１年間の元金

据置期間をそれぞれ設定することができ、据置期間を設定すると返済期間が延長される。

※年齢による最長返済期間

旧

●新築住宅

基本融資額（購入資金）	特例加算額（購入資金）
2,470 万円	460 万円

●リ・ユース住宅（中古住宅）

	基本融資額（購入資金）	特例加算額（購入資金）
リ・ユース住宅 リ・ユースマンション	2,170 万円	460 万円
リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション	2,470 万円	

3.補修の場合の融資限度額

基本融資額		
補修資金	整地資金	引方移転資金
660 万円	400 万円	400 万円

b　貸付利率

住宅金融支援機構へ問い合わせのこと

c　返済期間

最長返済期間は、次の１または２のいずれか短い年数となる。

1.住宅の構造・タイプによる最長返済期間

【建設資金・新築購入資金】（10 年以上１年単位で設定）

耐火・準耐火・木造（耐久性）	35 年
木造（一般）	25 年

※融資の日から３年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済

期間が延長される。

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>「80 歳」　－　「申込本人の申込時の年齢（１歳未満切り上げ)」
※収入合算や親子リレー返済を利用する場合などは算出方法が異なる。

d　返済方法
元金均等返済(＋ボーナス併用払い)
元利均等返済(＋ボーナス併用払い)
e　担保
建物及び敷地に機構の第１順位の抵当権を設定。ただし、融資額が 300 万円以下の場合は、抵当権の設定は不要。

f　火災保険
建物には、一定要件を満たす火災保険を付けること。

⑤申込み・問い合わせ
a　申込先</td><td>【リ･ユース（中古）購入資金】(10 年以上１年単位で設定)
<table><tr><td>リ･ユースプラスマンション、リ･ユースプラス住宅</td><td>35 年</td></tr><tr><td>リ･ユースマンション、リ･ユース住宅</td><td>25 年</td></tr></table>※融資の日から３年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間が延長される。
【補修資金】　20 年（１年以上１年単位で設定）
※返済期間内で融資の日から１年間の元金据置期間を設定できる。
（返済期間は延長されない。）
2.年齢による最長返済期間
「80 歳」　－　「申込本人の申込時の年齢（１歳未満切り上げ)」
※収入合算や親子リレー返済を利用する場合などは算出方法が異なる。
d　返済方法
元金均等返済(＋ボーナス併用払い)
元利均等返済(＋ボーナス併用払い)
e　担保
【建設･購入の場合】
建物及び敷地に機構の第１順位の抵当権を設定。
【補修の場合】
建物に機構の抵当権を設定。
（審査の結果、敷地にも抵当権を設定する場合あり。）
※被害を受けた住宅に機構の既融資がある場合は、今回の融資に係る抵当権を既融資分と同順位１位で設定。
f　火災保険
建物には、火災保険を付け、その保険金請求権に機構のための第１順位の質権を設定。
⑤申込み・問い合わせ
a　申込先</td></tr>
</table>

新	旧
住宅金融支援機構（郵送または Web） ※返済等の手続きは取扱金融機関で行う。 b　申込みに必要な書類 ・罹災証明書の写し ・運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カードまたは健康保険証のうちいずれかの写し ・その他審査上必要な書類 c　借入申込書等の入手方法 ・住宅金融支援機構（お客様コールセンター）または取扱金融機関に請求。 （略）	住宅金融支援機構（郵送） ※融資の決定から返済終了までの手続きは取扱金融機関で行う。 ※災害の状況によっては、金融機関の窓口で申込みできる場合あり。 b　申込みに必要な書類 ・罹災証明書の写し ・災害復興住宅資金借入申込書、資金計画・返済計画表及び個人情報の取いに関する同意書、災害復興住宅融資商品概要説明書 ・運転免許証、パスポート、健康保険証または住民基本台帳カードのうちいずれかの写し ・申込本人の収入及び納税に関する証明書 ・その他審査上必要な書類 c　借入申込書等の入手方法 ・住宅金融支援機構お客様コールセンターに請求。 ※激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある。 （略）
第９節　医療助産計画 （略） ２　計画内容 （略） （2）実施の方法 ア　知事が市町村長から要請があったとき、または自ら必要があると認めるときは、次の機関に要請し医療班を現地に派遣する。　※　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）については別に定める。 ①　災害拠点病院・災害支援病院 ※　災害時の医療救護についての協定書は、資料編 46-02-01 を参照 ②　日本赤十字社和歌山県支部医療救護班	**第９節　医療助産計画** （略） ２　計画内容 （略） （2）実施の方法 ア　知事が市町村長から要請があったとき、または自ら必要があると認めるときは、次の機関に要請し医療班を現地に派遣する。　※　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）については別に定める。 ①　災害拠点病院・災害支援病院 ※　災害時の医療救護についての協定書は、資料編 46-02-01 を参照 ②　日本赤十字社和歌山県支部医療救護班

新	旧
なお、日本赤十字社和歌山県支部は、大災害等、特に緊急を要する場合においては、初動の段階で要請を待たないで、独自に被災の情報収集のための先遣隊及び医療救護班を派遣することができる。また、災害の規模により、日本赤十字社和歌山県支部は日本赤十字社本社及び全国の日本赤十字社都道府県支部から医療救護班を動員することができる。 ※　災害救助に関する業務委託契約は、資料編 46-01-00 を参照 ③　県医師会救急医療班 ※　災害時の医療救護についての協定書は、資料編 46-02-00 を参照 ※　医療救護活動にかかる実費弁償等にかかる覚書は、資料編 46-03-00 を参照 ④　県看護協会救急医療班 ※　災害時の医療救護についての協定書は、資料編 46-06-00 を参照 ⑤　労働福祉事業団医療救護班 ※　災害時の医療救護活動に関する協定は、資料編 46-04-00 を参照 ※　災害時の医療時の医療救護活動に関する協定実施細目は、資料編 46-05-00 を参照 ⑥　柔道整復救助班 ※　柔道整復救護班の派遣に関する協定は、資料編 46-15-00 を参照 ⑦　県薬剤師会薬剤師班及びモバイルファーマシー（災害対応医薬品供給車両） ※　薬剤師班及びモバイルファーマシーの派遣に関する協定は、資料編 46-06-04 を参照 ⑧　県歯科医師会医療救護班 ※　災害時の歯科口腔保健に係る医療救護班の派遣についての協定は、資料編 46-17-00 を参照 ⑨　和歌山 JRAT 医療救護班 ※　災害リハビリテーション支援活動に係る医療救護班の派遣についての協定は、　資料編 46-19-00 を参照	なお、日本赤十字社和歌山県支部は、大災害等、特に緊急を要する場合においては、初動の段階で要請を待たないで、独自に被災の情報収集のための先遣隊及び医療救護班を派遣することができる。また、災害の規模により、日本赤十字社和歌山県支部は日本赤十字社本社及び全国の日本赤十字社都道府県支部から医療救護班を動員することができる。 ※　災害救助に関する業務委託契約は、資料編 46-01-00 を参照 ③　県医師会救急医療班 ※　災害時の医療救護についての協定書は、資料編 46-02-00 を参照 ※　医療救護活動にかかる実費弁償等にかかる覚書は、資料編 46-03-00 を参照 ④　県看護協会救急医療班 ※　災害時の医療救護についての協定書は、資料編 46-06-00 を参照 ⑤　労働福祉事業団医療救護班 ※　災害時の医療救護活動に関する協定は、資料編 46-04-00 を参照 ※　災害時の医療時の医療救護活動に関する協定実施細目は、資料編 46-05-00 を参照 ⑥　柔道整復救助班 ※　柔道整復救護班の派遣に関する協定は、資料編 46-15-00 を参照 ⑦　県薬剤師会薬剤師班及びモバイルファーマシー（災害対応医薬品供給車両） ※　薬剤師班及びモバイルファーマシーの派遣に関する協定は、資料編 46-06-04 を参照 ⑧　県歯科医師会医療救護班 ※　災害時の歯科口腔保健に係る医療救護班の派遣についての協定は、資料編 46-17-00 を参照 （新設）

新	旧
（略） **第１３節　遺体捜索処理計画** ２　計画内容 （3）埋　　葬 災害の際死亡した者で、災害のため社会が一時混乱している場合であって遺族自らが埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合、市町村本部長が実施するものとする。 なお、市町村本部長は、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配等を実施するものとし、必要に応じ、支部保健班（当該保健所）を経由して本部生活衛生班（生活衛生課）に連絡し、葬祭業者等との災害時応援協定に基づく支援を要請するほか、県内市町村等による広域的な火葬を要請し、速やかな埋葬に努めるものとする。 ※　資料編 48-00-00「和歌山県広域火葬実施要綱」を参照 ※　資料編 48-00-01「和歌山県広域火葬事務処理要領」を参照 ※　資料編 48-00-02「和歌山県広域火葬事務処理要領（様式）」を参照 ※　資料編 48-01-00「和歌山県遺体処理に係る支援事務処理要領」を参照 ※　資料編 48-02-00「大規模災害時等における葬祭用品の供給及び遺体の処理等に関する協定・実施細目」を参照 ※　資料編 48-03-00「大規模災害時等における協力に関する協定書」を参照 ※　資料編48-04-00「広域火葬時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定・実施細目」を参照 （略） **第１４節　災害義援金品配分計画** （略） ２　計画内容	（略） **第１３節　遺体捜索処理計画** ２　計画内容 （3）埋　　葬 災害の際死亡した者で、災害のため社会が一時混乱している場合であって遺族自らが埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合、市町村本部長が実施するものとする。 なお、市町村本部長は、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配等を実施するものとし、必要に応じ、支部保健班（当該保健所）を経由して本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）に連絡し、葬祭業者等との災害時応援協定に基づく支援を要請するほか、県内市町村等による広域的な火葬を要請し、速やかな埋葬に努めるものとする。 ※　資料編 48-00-00「和歌山県広域火葬実施要綱」を参照 ※　資料編 48-01-00「和歌山県遺体処理に係る支援事務処理要領」を参照 ※　資料編 48-02-00「大規模災害時等における葬祭用品の供給及び遺体の処理等に関する協定・実施細目」を参照 ※　資料編 48-03-00「大規模災害時等における協力に関する協定書」を参照 ※　資料編 48-04-00「広域火葬時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定・実施細目」を参照 （略） **第１４節　災害義援金品配分計画** （略） ２　計画内容

新	旧
（略） （5）本部における分業 本部における義援品は、福祉保健部社会福祉班が担当するが、物資の配分等はそれぞれの受付機関が本部と協議のうえ、配分を行うものとする。 **第１５節　外国人支援計画** （略） **２　計画内容** 和歌山県国際交流センターに災害時多言語支援センターを開設し、外国人の被災状況を把握するとともに、多言語による情報を提供し、相談を受ける。 （略） （3）相　　談 多言語による相談窓口を開設し、各種相談に応じる。 災害時多言語支援センターで通訳できない相談については、協力機関（近畿地域国際化協会連絡協議会等）に支援を依頼し、可能な限り多くの言語で対応する。 また、必要な場合に限り、通訳ボランティアを活用する。 （略） **第６章　保健衛生計画** （略） **第２節　清掃計画** （略） **２　計画内容** （1）実 施 者 ア　被災地における廃棄物収集処分の応急対策計画の策定及びその実施は市町村が行うが、特に以下の点について、配慮するものとする。 ①　市町村は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等における	（略） （5）本部における分業 本部における義援品は、福祉保健部福祉保健総務班が担当するが、物資の配分等はそれぞれの受付機関が本部と協議のうえ、配分を行うものとする **第１５節　外国人支援計画** （略） **２　計画内容** 和歌山県国際交流センターに災害時多言語支援センターを開設し、外国人の被災状況を把握するとともに、多言語による情報を提供し、相談を受ける。 （略） （3）相　　談 多言語による相談窓口を開設し、各種相談に応じる。 相談は国際交流ボランティア等に支援を依頼し可能な限り多くの言語で対応する。 また、必要に応じて通訳の派遣をボランティアに依頼する。 （略） **第６章　保健衛生計画** （略） **第２節　清掃計画** （略） **２　計画内容** （1）実 施 者 ア　被災地における廃棄物収集処分の応急対策計画の策定及びその実施は市町村が行うが、特に以下の点について、配慮するものとする。 ①　市町村は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等における

新	旧
生活ごみや災害によって生じた廃棄物（がれき）の処理の必要性や収集・処分見込みを把握し、必要に応じ仮置場を設置するよう努めるものとする。 ②　市町村は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処分見込みを把握し、必要に応じ措置するよう努めるものとする。 ③　被災した家屋等の解体・撤去は、原則、所有者の責任において実施することになるが、市町村が災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋等の解体を実施する場合、当該市町村は申請の受付から被災家屋等の解体・撤去完了までの体制を早期に構築するよう努めるものとする。	生活ごみや災害によって生じた廃棄物（がれき）の処理の必要性や収集・処分見込みを把握し、必要に応じ仮置場を設置するよう努めるものとする。 ②　市町村は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処分見込みを把握し、必要に応じ設置するよう努めるものとする。
（略）	（略）
オ　市町村が被災した家屋等の解体・撤去を行う場合は、「公費解体・撤去マニュアル第５版（環境省再生・資源循環局災害廃棄物対策室　令和６年６月）」に基づき、実施する。	（新設）
（略）	（略）
（3）事務処理	（3）事務処理
ア　市町村は、災害により廃棄物が発生したとき及び廃棄物処理施設（ごみ処理施設・し尿処理施設）に被害があった場合は、速やかに、その発生量、被害状況等を保健所を経由して、県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。	ア　市町村は、災害により廃棄物が発生したとき及び廃棄物処理施設（ごみ処理施設・し尿処理施設）に被害があった場合は、速やかに、その発生量、被害状況等を保健所を経由して、県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。
イ　報告は、大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会において定められた「災害等廃棄物等に関する状況確認【情報共有フォーマット】」により行うものとする。 ※　「災害等廃棄物等に関する状況確認【情報共有フォーマット】」は、資料編 50-01-00 を参照	イ　報告は、「災害関係業務事務処理マニュアル（環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課令和４年 11 月改定）」において定められた「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設被災状況について」により行うものとし、必要に応じて事前に電話等で被害の概況等を報告したのち、被災状況の写真等を添付して報告する。 ※　「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設被災状況について」は、資料編 50-01-00 を参照
（略）	（略）
第６節　動物保護管理計画	**第６節　動物保護管理計画**

新

１　計画方針

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等の家庭動物にかかる問題も予想されるため、県は、被災者支援等の観点から「災害時動物救援本部」を設置し、県獣医師会、動物愛護関係団体等の協力のもと、動物保護管理活動を行う。

（略）

第９章　事故災害応急対策計画

第１節　海上災害応急対策計画

２　実施機関

（略）

［県本部の担当］

部	課	支部班	担当業務
危機管理部	危機管理消防課 防災企画課 災害対策課	総務班	１　海上保安部、他県、市町及び関係機関との連絡調整 ２　自衛隊の災害派遣要請

（略）

第２節　航空災害応急対策計画

２　計画内容

（1）関係機関に対する通報連絡

災害が発生し、又は発生のおそれがあると認めた場合で、関係機関の協力を要するときは、速やかに次の通信系統により通報連絡するものとする。

ア　南紀白浜空港内及び周辺の場合

(ｱ) 消火救難の場合

旧

１　計画方針

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等の家庭動物にかかる問題も予想されるため、県は、被災者支援の一環として「災害時動物救援本部」を設置し、県獣医師会、動物愛護関係団体等の協力のもと、動物保護管理活動を行う。

（略）

第９章　事故災害応急対策計画

第１節　海上災害応急対策計画

２　実施機関

（略）

［県本部の担当］

部	課	支部班	担当業務
危機管理局	危機管理・消防課 防災企画課 災害対策課	総務班	１　海上保安部、他県、市町及び関係機関との連絡調整 ２　自衛隊の災害派遣要請

（略）

第２節　航空災害応急対策計画

２　計画内容

（1）関係機関に対する通報連絡

災害が発生し、又は発生のおそれがあると認めた場合で、関係機関の協力を要するときは、速やかに次の通信系統により通報連絡するものとする。

ア　南紀白浜空港内及び周辺の場合

(ｱ) 消火救難の場合

新

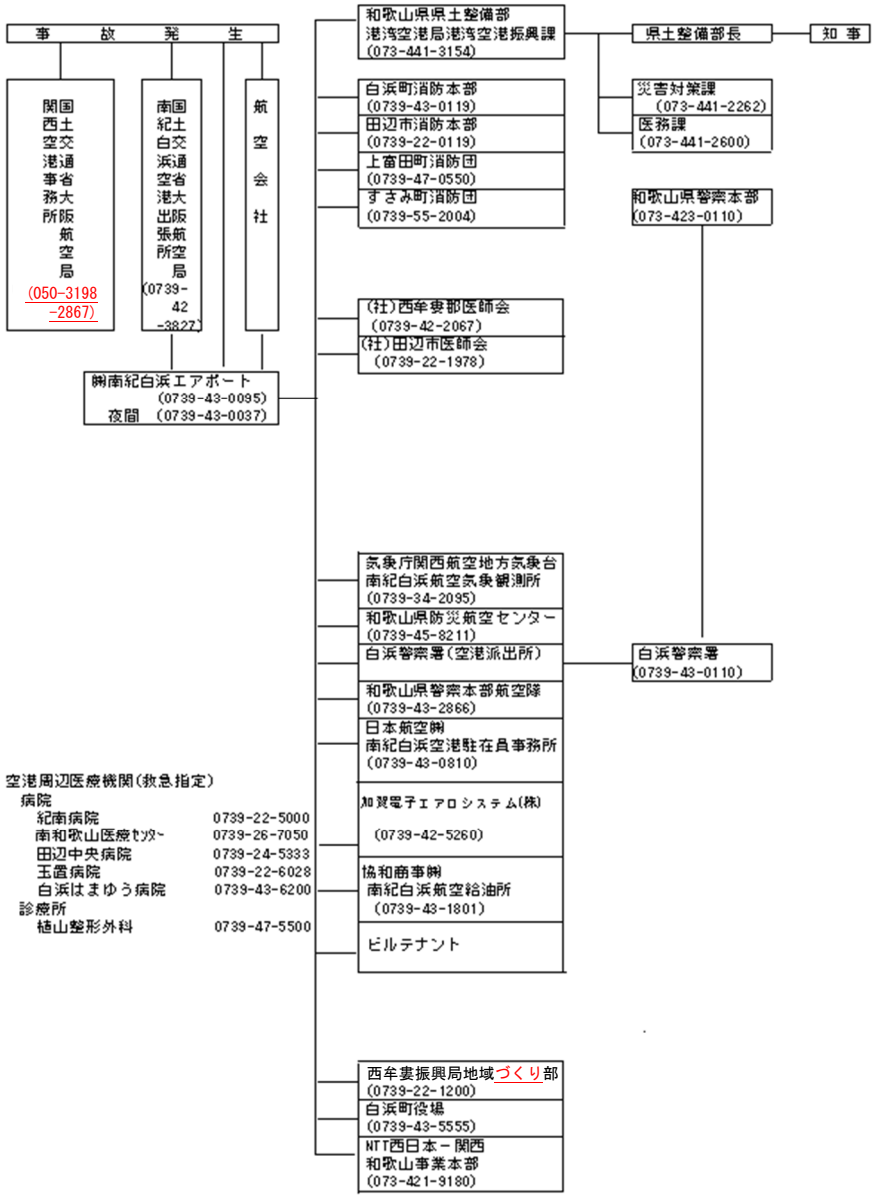
事故発生
関国西土空交港通事省務大所阪航空局
(050-3198-2867)
南国紀土白交浜通空省港大出阪張航所空局
(0739-42-3827)
航空会社
㈱南紀白浜エアポート
(0739-43-0095)
夜間 (0739-43-0037)
和歌山県県土整備部
港湾空港局港湾空港振興課
(073-441-3154)
県土整備部長
知事
災害対策課
(073-441-2262)
医務課
(073-441-2600)
白浜町消防本部
(0739-43-0119)
田辺市消防本部
(0739-22-0119)
上富田町消防団
(0739-47-0550)
すさみ町消防団
(0739-55-2004)
和歌山県警察本部
(073-423-0110)
(社)西牟婁郡医師会
(0739-42-2067)
(社)田辺市医師会
(0739-22-1978)
気象庁関西航空地方気象台
南紀白浜航空気象観測所
(0739-34-2095)
和歌山県防災航空センター
(0739-45-8211)
白浜警察署(空港派出所)
白浜警察署
(0739-43-0110)
和歌山県警察本部航空隊
(0739-43-2866)
日本航空㈱
南紀白浜空港駐在員事務所
(0739-43-0810)
加賀電子エアロシステム(株)
(0739-42-5260)
協和商事㈱
南紀白浜航空給油所
(0739-43-1801)
ビルテナント
空港周辺医療機関(救急指定)
病院
紀南病院 0739-22-5000
南和歌山医療ｾﾝﾀｰ 0739-26-7050
田辺中央病院 0739-24-5333
玉置病院 0739-22-6028
白浜はまゆう病院 0739-43-6200
診療所
植山整形外科 0739-47-5500
西牟婁振興局地域づくり部
(0739-22-1200)
白浜町役場
(0739-43-5555)
NTT西日本－関西
和歌山事業本部
(073-421-9180)

旧

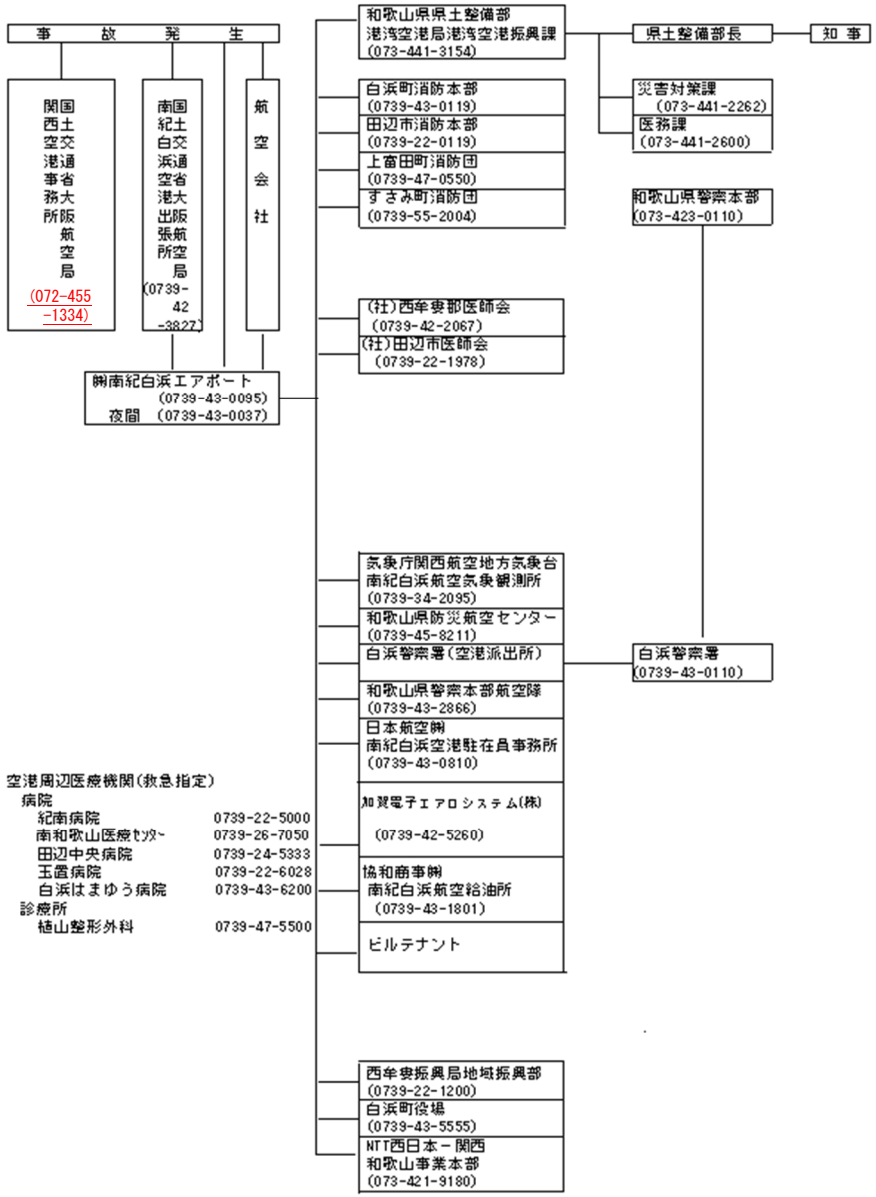
事故発生
関国西土空交港通事省務大所阪航空局
(072-455-1334)
南国紀土白交浜通空省港大出阪張航所空局
(0739-42-3827)
航空会社
㈱南紀白浜エアポート
(0739-43-0095)
夜間 (0739-43-0037)
和歌山県県土整備部
港湾空港局港湾空港振興課
(073-441-3154)
県土整備部長
知事
災害対策課
(073-441-2262)
医務課
(073-441-2600)
白浜町消防本部
(0739-43-0119)
田辺市消防本部
(0739-22-0119)
上富田町消防団
(0739-47-0550)
すさみ町消防団
(0739-55-2004)
和歌山県警察本部
(073-423-0110)
(社)西牟婁郡医師会
(0739-42-2067)
(社)田辺市医師会
(0739-22-1978)
気象庁関西航空地方気象台
南紀白浜航空気象観測所
(0739-34-2095)
和歌山県防災航空センター
(0739-45-8211)
白浜警察署(空港派出所)
白浜警察署
(0739-43-0110)
和歌山県警察本部航空隊
(0739-43-2866)
日本航空㈱
南紀白浜空港駐在員事務所
(0739-43-0810)
加賀電子エアロシステム(株)
(0739-42-5260)
協和商事㈱
南紀白浜航空給油所
(0739-43-1801)
ビルテナント
空港周辺医療機関(救急指定)
病院
紀南病院 0739-22-5000
南和歌山医療ｾﾝﾀｰ 0739-26-7050
田辺中央病院 0739-24-5333
玉置病院 0739-22-6028
白浜はまゆう病院 0739-43-6200
診療所
植山整形外科 0739-47-5500
西牟婁振興局地域振興部
(0739-22-1200)
白浜町役場
(0739-43-5555)
NTT西日本－関西
和歌山事業本部
(073-421-9180)

新

（ｲ）捜索救難の場合

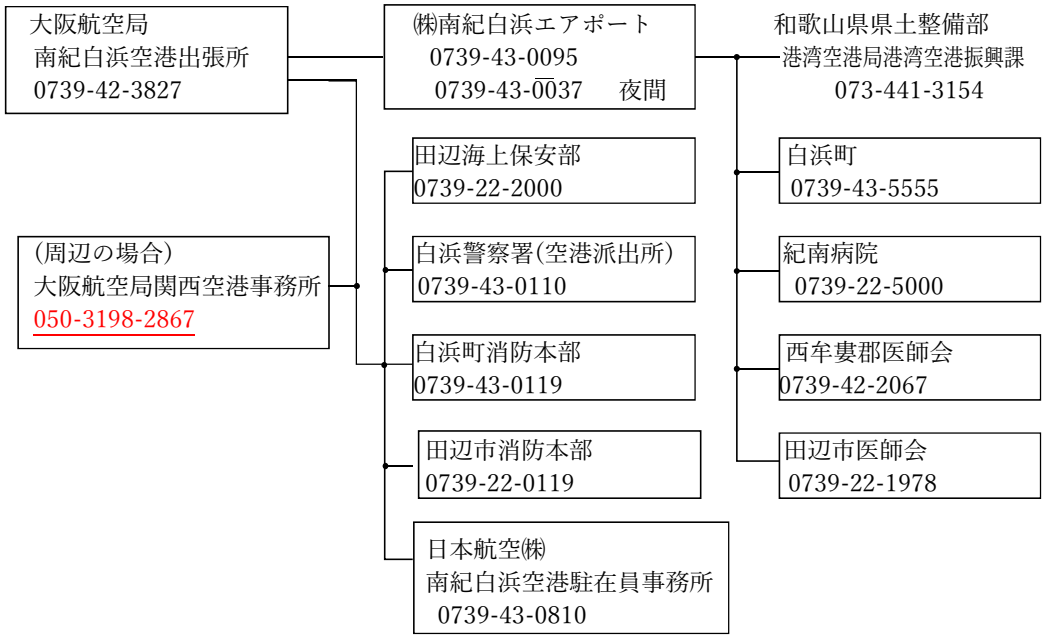

（注）白浜町消防本部、田辺市消防本部への通報連絡は、発生地点が各消防本部管轄市町内の場合のみ行う。

イ　その他の地域の場合

旧

（ｲ）捜索救難の場合

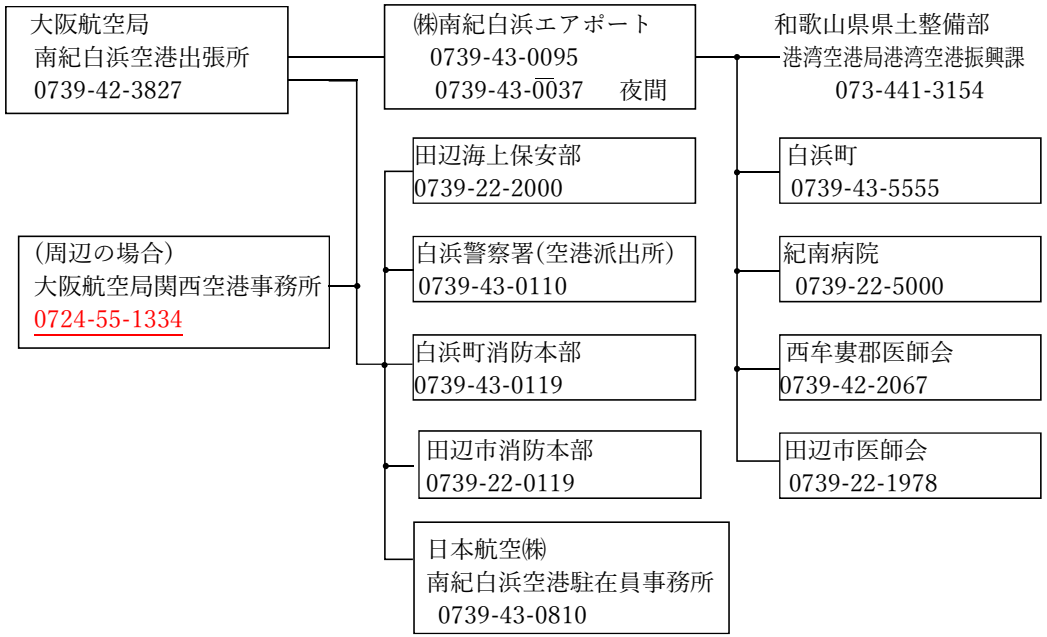

（注）白浜町消防本部、田辺市消防本部への通報連絡は、発生地点が各消防本部管轄市町内の場合のみ行う。

イ　その他の地域の場合

新

(ｱ) 発生地点が明確な場合（消火救難の場合）

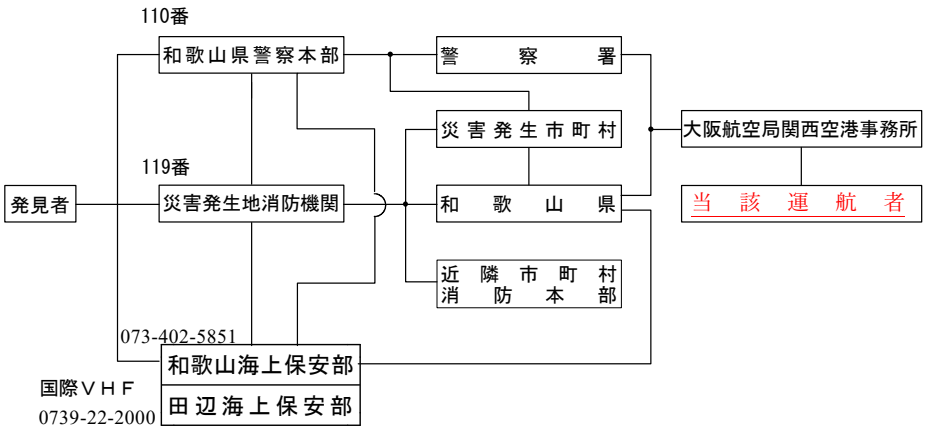

（注）和歌山・田辺海上保安部への通報連絡は、発生地点が沿岸及び沿岸海域の場合のみ行う。

（略）

第３節　鉄道施設災害応急対策計画

＜西日本旅客鉄道㈱近畿統括本部和歌山支社＞

（略）

２　計画内容

災害等により、応急対策を実施する場合は、「近畿統括本部鉄道事故及び災害応急処置標準」により、事故災害対策非常体制をとり、旅客、公衆の安全及び輸送の確保に対処するものとする。

(1) 事故災害対策通信連絡体制

○部外機関への速報

指令所から事故等の速報を受けた場合、必要により次の部外機関に速報すること。

関係機関		連絡先		速報者
（略）				

旧

(ｱ) 発生地点が明確な場合（消火救難の場合）

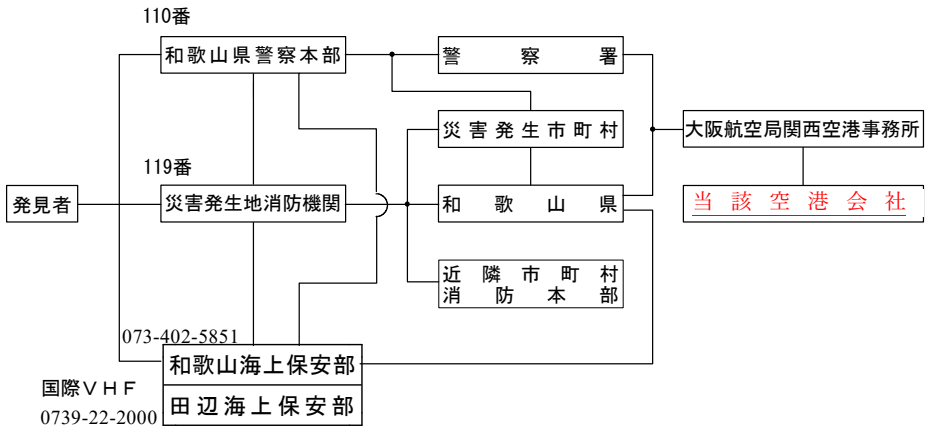

（注）和歌山・田辺海上保安部への通報連絡は、発生地点が沿岸及び沿岸海域の場合のみ行う。

（略）

第３節　鉄道施設災害応急対策計画

＜西日本旅客鉄道㈱近畿統括本部和歌山支社＞

（略）

２　計画内容

災害等により、応急対策を実施する場合は、「統括本部鉄道事故及び災害応急処置標準」により、事故災害対策非常体制をとり、旅客、公衆の安全及び輸送の確保に対処するものとする。

(1) 事故災害対策通信連絡体制

○部外機関への速報

指令所から事故等の速報を受けた場合、必要により次の部外機関に速報すること。

関係機関		連絡先		速報者
（略）				

新

府県	和歌山県	和歌山県危機管理局災害対策課 和歌山県危機管理局危機管理消防課 和歌山県地域振興部地域政策局総合交通政策課	073-441-2262 073-441-2263 073-441-2353	経営企画部企画担当部長もしくは統括本部対策本部から速報を指示された者
（略）				
警察本部	和歌山県	警察本部	073-423-0110 平日昼間 （内線5756,5757） 夜間休日	経営企画部企画担当部長もしくは統括本部対策本部から速報を指示された者
（略）				
鉄道警察隊	和歌山県	警察本部生活安全部地域指導課鉄道警察隊	073-423-0110	駅業務部長

（略）

○対策本部の種別、設置標準及び招集範囲

種　別	設　置　標　準	招集範囲
第１種 体　制	○お客様等に死亡者又は多数の負傷者が生じたとき、そのおそれがあるとき ○大津波警報が発表されたとき ○特に必要と認めたとき	全ての班
	＜自動的に設置（招集指示なし）＞ ○近統エリアにて震度５弱以上の地震が発生したとき	招集可能者の全員
第２種 体　制	○お客様等に負傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき	必要な班

旧

府県	和歌山県	和歌山県危機管理局災害対策課 和歌山県危機管理局危機管理消防課 和歌山県企画部地域振興局総合交通政策課	073-441-2262 073-441-2263 073-441-2353	経営企画部企画担当部長もしくは統括本部対策本部から速報を指示された者
（略）				
警察本部	和歌山県	警察本部	073-423-0110 平日昼間 （内線5756,5757） 夜間休日 （代表電話：当直対応）	経営企画部企画担当部長もしくは統括本部対策本部から速報を指示された者
（略）				
鉄道警察隊	和歌山県	警察本部生活安全部地域指導課鉄道警察隊	073-422-2436	駅業務部長

（略）

○対策本部の種別、設置標準及び招集範囲

種　別	設　置　標　準	招集範囲
第１種 体　制	○お客様等に死亡者又は多数の負傷者が生じたとき、そのおそれがあるとき ○特に必要と認めたとき	全ての班
	（新設）	招集可能者の全員
第２種 体　制	○お客様等に負傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき	必要な班

新			旧		
	○南海トラフ臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき ○復旧等に長時間（概ね１日以上）要するとき ○必要と認めたとき	招集可能者の半数程度		○復旧等に長時間（概ね１日以上）要するとき（対象線区は別紙２参照） ○必要と認めたとき	招集可能者の半数程度
第３種 体　制	○事故等の発生又は災害等のおそれにより、情報収集、復旧等が必要なとき ○南海トラフ臨時情報(調査中・巨大地震注意)が発表されたとき ○津波警報が発表されたとき、海外等遠地での地震により津波警報の発表が予想されるとき ○津波注意報の発表または近隣支社で警報以上が発表され、特に必要と認めたとき ○本社が BCP 対策会議を開催するとき ○気象庁発表にて、特別な注意が呼びかけられているとき ○その他必要と認めたとき	必要な班 必要な人数	第３種 体　制	○事故等の発生又は災害等のおそれにより、情報収集、復旧等が必要なとき（対象線区は別紙２参照） ○本社が BCP 対策会議を開催するとき ○気象庁発表にて、特別な注意が呼びかけられているとき ○その他必要と認めたとき	必要な班 必要な人数
初　動 対応室	○事故等が発生し情報収集や復旧等が必要なとき	近畿総合指令所長 必要な人数	初　動 対応室	○事故等が発生し情報収集や復旧等が必要なとき	近畿総合指令所長 必要な人数
情　報 連　絡 体　制	○関係社員への迅速な状況伝達、関係部間で情報収集や共有を行う必要があるとき ○台風、大雨、積雪等により広範囲な災害や輸送障害等が発生する恐れがあるとき ○災害等の発生に伴い、対策本部設置の基準に至らないが、近畿統括本部としての対応が必要なとき	必要な班 必要な人数	（新設）		

○基本構成
以下の構成を標準とする

○基本構成
以下の構成を標準とする

和歌山県地域防災計画　令和６年度修正　新旧対照表【基本計画編】

新

［ 第１～３種体制 ］

○統括本部対策本部

統括本部
対策本部長
（統括本部長）

副本部長
（統括本部経営企画部長・
安全推進部長）

事務局
（安全推進部）

- 部外対応班（班長）経営企画部（企画）担当部長
  （副班長）運輸車両部（運輸）担当部長
- 広報班（班長）経営企画部（総務）課長
- 社員動員班（班長）経営企画部（人事）担当部長
- 調達班（班長）経営企画部（経理）担当部長
- 被害者対応班（班長）経営企画部（総務）
  担当部長　（注）２
- 旅客救護・案内班（班長）駅業務部長
- 輸送計画班（班長）近畿総合指令所長
  （副班長）運輸車両部長
- 復旧班（班長）
  復旧の主体となる主管部長または担当部長
  駅業務部長、運輸車両部（車両）担当部長
  施設部長、電気部長
- 気象看視班（班長）安全推進部 課長　（注）３
- 調査班（班長）安全推進部 課長
- 大工所対策本部班（班長）所長
- 大電所対策本部班（班長）所長

※関連する場合、JR貨物関西支社を招集

旧

［ 第１～３種体制 ］

統括本部
対策本部長
（統括本部長）

副本部長
（統括本部経営企画部長・
安全推進部長）

事務局
（安全推進部）

- 部外対応班（班長）経営企画部（企画）担当部長
- 広報班（班長）経営企画部（総務）担当部長
- 社員動員班・調達（班長）経営企画部（経理）担当部長
- 被害者対応班（班長）経営企画部（人事）担当部
  （注）２
- 旅客救護・案内班（班長）駅業務部長
- 輸送計画班（班長）近畿総合指令所長
  （副班長）運輸車両部（運輸）部長
- 復旧班（班長）
  復旧の主体となる主管部長または担当部長
  （駅業務部、運輸車両部（車両）、施設部、電気部）
- 気象看視班（班長）安全推進部 課長　（注）３
- 調査班（班長）安全推進部 課長
- 大工所対策本部班（班長）所長
- 大電所対策本部班（班長）所長

※関連する場合、JR貨物関西支社を招集

和歌山県地域防災計画　令和６年度修正　新旧対照表【基本計画編】

新

○現地対策本部

現地対策本部長
（支社長
・管理部長）

事務局
（安全推進部）

- 部外対応班（班長）課長（地域共生）（関係エリア）
  ≪派遣者≫運輸車両部（運輸）課長または
  バリアフリー推進部　課長
- 広報班（班長）経営企画部（総務）
  （注）4
- 社員動員班（班長）経営企画部（人事）課長
  （注）4
- 調達班（班長）経営企画部（経理）課長
  （注）4
- 被害者対応班（班長）経営企画部（総務）課長
  （注）4
- 旅客救護・案内班（班長）駅業務部 課長
- 復旧班（班長）
  復旧の主体となる主管部の課長又は関係の区所長
  駅業務部課長、運輸車両部（車両）課長
  施設部課長、電気部課長
- 調査班　（班長）安全推進部 課長　（注）4
- 渉外班（班長）工事所長等（大工所）
  - 復旧班（班長）関係技術課長もしくは工事所長等（大工所）所）
- 渉外班（班長）工事所長等（大電所）
  - 復旧班（班長）関係課室長もしくは工事所長等（大電所）

旧

○現地対策本部

現地対策本部長
（支社長
・管理部長）

事務局
（安全推進部）

- 部外対応班（班長）課長（地域共生）（関係エリア）
- 広報班（班長）経営企画部（総務）課長
  （注）4
- 社員動員・調達班（班長）経営企画部（経理）課長
  （注）4
- 被害者対応班（班長）経営企画部（人事）課長
  （注）4
- 旅客救護・案内班（班長）駅業務部 課長
- 復旧班（班長）
  復旧の主体となる主管部の課長又は関係の区所長
  （駅業務部、運輸車両部（車両）、施設部、電気部）
- 調査班　（班長）安全推進部 課長　（注）4
- 渉外班（班長）工事所長等（大工所）
  - 復旧班（班長）関係技術課長もしくは工事所長等（大工所）所）
- 渉外班（班長）工事所長等（大電所）
  - 復旧班（班長）関係課室長もしくは工事所長等（大電所）

新	旧
（注） 1　対策本部の構成は上図を基本とするが、必要に応じて下位職が上位職を代行する。 2　被害者対応班は、第１種・第２種体制が設置された場合に構成となる。 3　事故等で気象の状況を看視する必要がない場合は設置しない。 4　急遽、和歌山・福知山エリアに関する事象が発生した場合の初動対応 現地対策本部の班長が到着するまでの間、他の職務と兼ねる等して以下の長が代行して対応を行う。 ➢ 現地対策本部 ・社員動員班　・調達班　：（和歌山エリア）地域共生　課長 （福知山エリア）駅業務部 担当課長（エリア在勤） ・被害者対応班長　：駅業務部 担当課長（エリア在勤） ➢ 現地における事故調査及び広報対応：関係の駅区所長 5　各班については、不要なものは設置しないこと。 **＜南海電気鉄道㈱、紀州鉄道㈱＞** （略） **2　計画内容** 重大事故その他風水害、火災、震災等の災害発生時における応急処理に関しては、各社の災害応急処理規定等の定めるところにより、災害応急対策を実施するものとする。 更に、災害により非常事態の発生した場合は、その情報収集事務の連絡非常措置及び応急対策を遂行するため、必要に応じて本社に災害対策本部を設置するとともに、災害の程度によって現地で非常措置や応急対策の指揮を必要と認める場合は、現地に現地本部を設置し応急対策に当たる。 **(1) 南海電気鉄道株式会社** （略） イ　通報及び連絡体制 （略）	（注） 1　対策本部の構成は上図を基本とするが、必要に応じて下位職が上位職を代行する。 2　被害者対応班は、第１種・第２種体制が設置された場合に構成となる。 3　事故等で気象の状況を看視する必要がない場合は設置しない。 4　急遽、和歌山・福知山エリアに関する事象が発生した場合の初動対応 現地対策本部の班長が到着するまでの間、他の職務と兼ねる等して以下の長が代行して対応を行う。 ➢ 現地対策本部 ・社員動員　・調達班　：（和歌山エリア）地域共生　課長 （福知山エリア）駅業務部 担当課長（エリア在勤） ・被害者対応班長　：駅業務部 担当課長（エリア在勤） ➢ 現地における事故調査及び広報対応：関係の駅区所長 5　各班については、不要なものは設置しないこと。 **＜南海電気鉄道㈱、紀州鉄道㈱＞** （略） **2　計画内容** 重大事故その他風水害、火災、震災等の災害発生時における応急処理に関しては、各社の災害応急処理規定等の定めるところにより、災害応急対策を実施するものとする。 更に、災害により非常事態の発生した場合は、その情報収集事務の連絡非常措置及び応急対策を遂行するため、必要に応じて本社に災害対策本部を設置するとともに、災害の程度によって現地で非常措置や応急対策の指揮を必要と認める場合は、現地に現地本部を設置し応急対策に当たる。 **(1) 南海電気鉄道株式会社** （略） イ　通報及び連絡体制 （略）

新	旧
※南海電鉄対策本部連絡先 ［平日昼間　鉄道事業本部安全推進部］　TEL　06-6644-7193 FAX　06-6644-7163 ［夜間休日　輸送指令］　TEL　06-6632-8400 FAX　06-6644-7162 （略） **第４節　道路災害応急対策計画** （略） **２　計画内容** （略） （3）救助・救急、医療及び消火活動 ア　道路管理者は、市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。 イ　県及び市町村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。 ウ　救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。また、県及び市町村は、必要に応じ民間からの協力等により、確保するものとする。 （略） **第 14 章　文教対策計画** （略） **第６節　文化財等救援・保全活動の計画** **１　計 画 方 針** 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における文化財等の救援・保全等の措置を図るものとする。 なお、詳細については、令和３年３月策定の「和歌山県文化財保存活用大綱」及び令	※南海電鉄対策本部連絡先 ［平日昼間　鉄道事業本部統括部］　TEL　06-6644-7161 FAX　06-6644-7163 ［夜間休日　輸送指令］　TEL　06-6632-8400 FAX　06-6644-7162 （略） **第４節　道路災害応急対策計画** （略） **２　計画内容** （略） （3）救助・救急、医療及び消火活動 ア　道路管理者は、市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。 イ　県及び市町村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。 ウ　救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、県及び市町村は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。 （略） **第 14 章　文教対策計画** （略） **第６節　文化財等救援・保全活動の計画** **１　計 画 方 針** 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における文化財等の救援・保全等の措置を図るものとする。 なお、詳細については、令和３年３月策定の「和歌山県文化財保存活用大綱」及び別

新	旧
和５年11月策定の「和歌山県文化財災害対応マニュアル」によるものとする。 （略） **第16章　災害対策要員の計画** **第１節　ボランティア受入計画** （略） **２　計画内容** （略） （2）一般ボランティアの受入 ア　県災害ボランティアセンター（常設型） 災害発生後、県災害ボランティアセンターは、一般ボランティアの受入体制を整え、被災地で円滑にボランティア活動が行えるよう、災害ボランティア活動に係る情報の受発信や、市町村災害ボランティアセンターの後方支援業務を行う。また、必要に応じ、災害ボランティアバスの運行を行う。 イ　市町村ボランティアセンター 被災地の市町村又は市町村社会福祉協議会は、ボランティアに対し、被災地の情報、ボランティアに対するニーズの情報提供等、地域の実情にあった活動が行えるよう努めるものとし、その調整窓口として、市町村災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付及びコーディネーター等の業務を行う。 市町村は、災害発生時における官民連携体制強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営するもの（市町村社会福祉協議会等）との役割分担を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。 ※　日本赤十字奉仕団委員長名・団員登録数一覧は、資料編52-01-00を参照 （略）	に定める対応マニュアルによるものとする。 （略） **第16章　災害対策要員の計画** **第１節　ボランティア受入計画** （略） **２　計画内容** （略） （2）一般ボランティアの受入 ア　県災害ボランティアセンター（常設型） 災害発生後、県災害ボランティアセンターは、一般ボランティアの受入体制を整え、被災地で円滑にボランティア活動が行えるよう、災害ボランティア活動に係る情報の受発信や、市町村災害ボランティアセンターの後方支援業務を行う。 イ　市町村ボランティアセンター 被災地の市町村又は市町村社会福祉協議会は、ボランティアに対し、被災地の情報、ボランティアに対するニーズの情報提供等、地域の実情にあった活動が行えるよう努めるものとし、その調整窓口として、市町村災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付及びコーディネーター等の業務を行う。 市町村は、災害発生時における官民連携体制強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営するもの（市町村社会福祉協議会等）との役割分担を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。 ※　日本赤十字奉仕団委員長名・団員登録数一覧は、資料編52-01-00を参照 ※　県婦人団体連絡協議会会長名及び会員数一覧は、資料編52-03-00を参照 （略）

新

第 17 章　交通輸送計画

第１節　道路交通の応急対策計画

（略）

２　計画内容

（1）交通規制の種別及び根拠

災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね次によるものとする。

ア　道路法に基づく規制（同法第 46 条）

災害において道路施設の破損等、又は破損等が予想される場合による施設構造の保全、又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者は通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む。）するものとする。

イ　道路交通法に基づく規制（同法第４条、５条、６条）

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められるときは、警察署長等は歩行者又は車両等の通行を禁止し若しくは制限する。

ウ　災害対策基本法に基づく規制（同法第 76 条）

被災者の救難、救助のための人員及び物資の緊急輸送等、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、公安委員会は緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。また、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、災害が発生した場合、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限する。

（2）交通規制の実施

ア　規制の実施は次の区分によって行うものとする。ただし、道路管理者等と警察は、密接な連絡をとり、適切な処置を執られるよう配慮するものとする。

区　　分	実施責任者	範　　囲
道路管理者等	国土交通大臣 知　　事 市 町 村 長	1　道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合 2　道路に関する工事のため、やむを得ないと認

旧

第 17 章　交通輸送計画

第１節　道路交通の応急対策計画

（略）

２　計画内容

（1）交通規制の種別及び根拠

災害時等における規制の種別及び根拠は、おおむね次によるものとする。

ア　道路法に基づく規制（同法第 46 条）

災害において道路施設の破損等、又は破損等が予想される場合による施設構造の保全、又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者が通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む。）するものとする。

イ　道路交通法に基づく規制（同法第４条、５条、６条）

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められるときは、警察署長等は歩行者又は車両等の通行を禁止し若しくは制限する。

ウ　災害対策基本法に基づく規制（同法第 76 条）

被災者の救難、救助のための人員及び物資の緊急輸送等、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、公安委員会は緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。また、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、災害が発生した場合、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限する。

（2）交通規制の実施

ア　規制の実施は次の区分によって行うものとする。

区　　分	実施責任者	範　　囲
道路管理者等	国土交通大臣 知　　事 市 町 村 長	1　道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合 2　道路に関する工事のため、やむを得ないと認

新

		める場合
警　　察	公安委員会 警察署長等 警　察　官	1　災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。 2　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための必要があると認めるとき。 3　道路の損壊、火災の発生、その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

(3) 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁等交通施設の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は市町村長に通報するものとする。

通報を受けた市町村長は、その道路管理者等及びその地域を所管する警察署に速やかに通報するものとする。

(4) 各機関別実施の要領

道路管理者等又は警察機関は、災害の発生が予想され、又は発生したときは道路及び交通施設の巡回調査に努め、速やかに次の要領により交通規制を行うものとする。

ア　道路管理者等

災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したときは、若しくは通報等により承知したときは、関係機関と協議・調整のうえ速やかに必要な規制をするものとする。

ただし、市町村長は、該当市町村以外の者が、管理する道路、橋梁施設で、その管理者に通知して規制するいとまがないときは、直ちに、警察官に通報して道路交通法に基づく規制を依頼するものとする。また、速やかに道路管理者

旧

		める場合
警　　察	公安委員会 警察署長等 警　察　官	1　災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。 2　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための必要があると認めるとき。 3　道路の損壊、火災の発生、その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

ただし、道路管理者等と警察関係機関は、密接な連絡をとり、適切な処置を執られるよう配慮するものとする。

(3) 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁等交通施設の被害並びに交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は市町村長に通報するものとする。

通報を受けた市町村長は、その道路管理者等及びその地域を所管する警察署に速やかに通報するものとする。

(4) 各機関別実施の要領

道路管理者等又は警察機関は、災害の発生が予想され、又は発生したときは道路及び交通施設の巡回調査に努め、速やかに次の要領により交通規制を行うものとする。

ア　道路管理者等

災害等により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したときは、若しくは通報等により承知したときは、関係機関と協議・調整のうえ速やかに必要な規制をするものとする。

ただし、市町村長は、該当市町村以外の者が、管理する道路、橋梁施設で、その管理者に通知して規制するいとまがないときは、直ちに、警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施するなど、応急措置を行うものとする。この

新	旧
に連絡して正規の規制を依頼するものとする。	場合市町村長は、速やかに道路管理者に連絡して正規の規制を行うものとする。
（略）	（略）
（5）緊急通行車両及び規制除外車両の通行確認 災害対策基本法第 76 条の規定により、公安委員会が緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行った場合における緊急通行車両及び規制除外車両の確認手続は、次のとおりであり、確認を受けた車両については、災害対策基本法施行規則等に定める標章及び証明書の交付を受け、標章を車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに、証明書を車両に備え付けることとなる。 ア　緊急通行車両等の基準 ①　緊急通行車両とは、 a　道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車 b　基本法第 50 条第 1 項に定める災害応急対策に使用される車両であり、a の車両については緊急通行車両の確認及び標章の掲示は不要である。 なお、原子力災害対策特別措置法、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく緊急通行車両及び大規模地震対策特別措置法に基づく緊急輸送車両についても b の車両と同様に扱う。 ②　規制除外車両とは、 a　災害対策に従事する自衛隊、米軍又は外交官関係の車両であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているもの。 b　社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるものであり、a の車両については規制除外車両の確認及び標章の掲示は不要である。 ※規制除外車両については、規制開始後、復旧状況等に応じて対象を順次拡大していき、その確認は緊急通行車両の確認手続に準じて行う。	（5）緊急通行車両及び規制除外車両の通行確認 災害対策基本法第 76 条の規定により、公安委員会が緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行った場合における緊急通行車両及び規制除外車両の確認手続は、次のとおりとする。 なお、道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車の他、自衛隊、米軍及び外交官車両については、確認を受ける必要がなく、標章を掲示する必要がない。 ア　緊急通行車両の基準 ・緊急通行車両とは、 ①　道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車 ②　災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両とされており、②の車両については緊急通行車両の確認を受けた標章を掲示しているものである。 ・規制除外車両とは、 民間事業者等による災害応急対策車両で、規制除外車両の確認を受けた標章を掲示し、証明書を備え付けている車両 ※規制除外車両については、規制開始後、復旧状況等に応じて対象を順次拡大していき、その確認は緊急通行車両の確認手続に準じて行う。

新	旧
イ　緊急通行車両等の確認等 ①　確認の申出 a　申出場所 各警察署、交通検問所、警察本部交通規制課 b　申出手続方法 緊急通行車両確認申出書を作成した上、指定行政機関等が保有する車両については、当該車両の自動車検査証の写しを、それ以外の車両については、指定行政機関等との契約書、輸送協定書（輸送協定書がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類の写しを添付する。 （削除） ②　確認と標章等の交付広報 警察署長は、上記の申出を受けたときは、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付するものとする。 ③　広報 緊急通行車両であることの確認は、災害発生前においても実施することができるとされている。 災害発生前における緊急通行車両であることの確認を受けた車両が増えることにより、災害発生時等において交通規制がなされた直後から、多くの緊急通行車両が被災地での災害応急対策に向かうことができるようになるため、あらかじめ緊急通行車両の確認を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。 ④　事前届出	イ　緊急通行車両の確認 ①　確認の申出 a　申出場所 警察本部交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊、交通の検問場所 b　申出手続方法 緊急通行車両確認申出書を作成した上、指定行政機関等が保有する車両については、当該車両の自動車検査証の写しを、それ以外の車両については、指定行政機関等との契約書、輸送協定書（輸送協定書がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類の写しを添付する。 c　その他 緊急通行車両確認申出書（車両の用途、輸送人員又は品名、出発地等記載）については各申出場所に備え付けのものを使用。 ②　確認と標章等の交付広報 警察署長は、上記の申出を受けたときは、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、基本法施行規則第６条に定める標章及び緊急通行車両確認証明書を交付するものとする。 ③　標章の掲示等 緊急通行車両の確認を受けた者は、交付を受けた標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書は、当該車両に備え付けるものとする。 ④　事前届出

新	旧
確認手続きの省力化・簡素化を図り、基本法、原子力災害対策特別措置法、及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に定める応急対策又は措置を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両及び一定の規制除外車両については事前の届出をすることができる。事前届出の車両は次のとおりとし、事前届出先は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を経由して公安委員会に申出するものとする。なお、事前届出に係る事務処理等については別に定める。 a　医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両 b　医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両 c　患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。） d　建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両（重機輸送用車両にあっては、建設用重機と同一の使用者による届出に限る。）	確認手続きの省力化・簡素化を図り災害応急対策活動又は地震防災応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両及び一定の規制除外車両については事前の届出をすることができる。事前届出の車両は次のとおりとし、事前届出先は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を経由して公安委員会に申出するものとする。なお、事前届出に係る事務処理等については別に定める。 a　災害対策基本法施行令第 32 条の２第２号に規定する「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されることから、災害発生時において、防災基本計画等に基づき、災害対策基本法第 50 条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両 b　原子力緊急事態宣言発令時において、原子力災害対策特別措置法第 26 条第 1 項に規定する緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両 c　警戒宣言発令時において、大規模地震対策特別措置法第３条第１項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として同法第 21 条第１項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両 d　国民保護法第２条第１項に規定する武力攻撃事態等において、同法第 32 条第１項に規定する基本指針、第 33 条第１項、第 34 条第１項又は第 35 条第１項に規定する国民の保護に関する計画、第 36 条第１項に規定する国民の保護に関する業務計画等に基づき、使用される計画がある車両 e　緊急通行車両とならないもののうち、 ○　医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両 ○　医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両 ○　患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。） ○　建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両（重機輸送

新	旧
	用車両にあっては、建設用重機と同一の使用者による届出に限る。）のいずれかに該当する車両
（略）	（略）
（12）道路啓開、応急復旧	（12）道路の応急復旧
道路管理者は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、和歌山県道路啓開協議会の設置によって関係機関と連携してあらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。また、道路管理者は、和歌山県道路啓開計画も踏まえて、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。	
ア　道路啓開、応急復旧の実施責任者	ア　応急復旧の実施責任者
道路啓開、応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。	道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。
（略）	（略）
第３節　輸送計画	**第３節　輸送計画**
２　計画内容	**２　計画内容**
（1）基本方針	（1）基本方針
（略）	（略）
イ　輸送対象の想定	イ　輸送対象の想定
（略）	（略）
③　第３段階	③　第３段階
a　上記②の続行	a　上記②の続行
b　災害復旧に必要な人員及び物資	b　災害復旧に必要な人員及び物資
c　生活必需品（家庭動物の飼養に関する資材を含む）	c　生活必需品
（略）	（略）
（3）災害輸送の種別	（3）災害輸送の種別
災害輸送は次の種別のうち最も適切な方法によるものとする。	災害輸送は次の種別のうち最も適切な方法によるものとする。
ア　自動車及びバイク等による輸送	ア　自動車及びバイク等による輸送

新

イ　鉄道軌道等による輸送

ウ　船舶による輸送

エ　ヘリコプターや無人航空機等による空中輸送

オ　人力等による輸送

（4）輸送力の確保等

（略）

イ　各機関における措置

（略）

②　市町村

a　市町村においては、輸送に必要な車両、無人航空機及び要員等の確保については、市町村計画に定めておくものとする。

b　市町村の所要車両や無人航空機が調達不能となった場合は、輸送条件を示して支部に応援を要請する。

（略）

（5）緊急輸送道路ネットワーク

国、県、自衛隊等で構成される協議会において、下記の道路を緊急輸送道路に位置づける。

①　高速自動車国道、国道、主要地方道等の主要幹線道路

②　防災上の拠点となる施設へのアクセス道路

区分	概要
第１次緊急輸送道路	・高速自動車国道、国道、主要地方道等の主要幹線道路 ・上記主要幹線道路と防災拠点（一次拠点）を連絡する道路
第２次緊急輸送道路	・第１次緊急輸送道路と防災拠点（二次拠点）を連絡する道

旧

イ　鉄道軌道等による輸送

ウ　船舶による輸送

エ　ヘリコプター等による空中輸送

オ　人力等による輸送

（4）輸送力の確保等

（略）

イ　各機関における措置

（略）

②　市町村

a　市町村においては、輸送に必要な車両及び要員等の確保については、市町村計画に定めておくものとする。

b　市町村の所要車両が調達不能となった場合は、輸送条件を示して支部に応援を要請する。

（略）

（5）緊急輸送道路ネットワーク計画

国、県、自衛隊等で構成される協議会は、防災上の拠点となる施設及び輸送拠点を結ぶ緊急輸送道路ネットワーク計画を策定する。

ア　緊急輸送道路

国、県、自衛隊等で構成される協議会において、隣接府県及び防災上の拠点となる施設等を結ぶ路線等を緊急輸送道路に位置づける。

①　高速自動車国道、国道、主要地方道等の主要幹線道路

②　防災上の拠点となる施設、輸送拠点へのアクセス道路

③　上記①、②を補完する道路

新	旧
路 第３次緊急輸送道路　・第２次緊急輸送道路と防災拠点（二次拠点）を連絡する道路 ③　上記①、②を補完する道路 防災拠点一覧 ※　緊急輸送道路ネットワーク図は、資料編 54-01-01 を参照 （略） **第 20 章　防災拠点施設活用計画** （略） **２　計画内容** (1)広域防災拠点（県管理） ① 第１広域防災拠点（和歌山・海草地域に配置）	イ　防災上の拠点となる施設 ①　県（総合庁舎を含む。）、市町村庁舎、消防署、警察署等 ②　病院、災害救助物資保管場所 ウ　輸送拠点 ①　港湾、漁港等 ②　飛行場、ヘリポート等 ③　駅 ④　高速道路ＩＣ、道の駅等 ※　緊急輸送ネットワーク計画図は、資料編 54-01-01 を参照 （略） **第 20 章　防災拠点施設活用計画** （略） **２　計画内容** (1)広域防災拠点（県管理） ① 第１広域防災拠点（和歌山・海草地域に配置）

拠点区分	種別	分類	
		一次拠点	二次拠点
地方公共団体	和歌山県庁	○	
	和歌山県総合庁舎等		○
	地方生活圏中心都市の役所	○	
	その他市町村の役所・役場		○
指定行政機関・指定地方行政機関	国土交通省近畿地方整備局の関連庁舎		○
指定公共機関・指定地方公共機関	高速道路会社・公社		○
	ライフライン管理者		○
	鉄道関係管理者		○
	放送局		○
自衛隊の庁舎	自衛隊基地		○
救援物資等の備蓄拠点または集積拠点	空港	○	
	ヘリポート		○
	備蓄基地（災害救助物資保管場所）		○
	国際拠点港湾・重要港湾	○	
	港湾・漁港		○
	鉄道駅前広場		○
	道路空間を利用した防災拠点		○
災害医療拠点	総合病院等		○
警察	警察本部・警察署		○
消防	消防署		○
広域防災拠点	広域防災拠点	○	

新	旧
・和歌山、海草、有田、日高、那賀地域の支援及び県全体の総括拠点 コスモパーク加太（２１，３００㎡） 国立大学法人和歌山大学（３８，０００㎡） 近畿大学生物理工学部（２３，６５９㎡） 県立和歌山ビッグホエール（５５，５６２㎡） （略） **第 21 章　広域防災体制の計画** **１　計画方針** 広域的な対応が必要とされる大規模広域災害が発生した場合に備え、県は平常時から広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。 県は、関西広域連合が策定する関西防災・減災プランと整合性を図りながら、関西広域連合や構成府県等からの応援を円滑に受け入れるための体制を整備する。 また、県が防災関係機関に対し、広域的な応援を要請する場合における応援職員の円滑な受入体制を整備する。 **２　計画内容** （1）　関西圏域内の応援体制 ・県は、関西広域連合による広域防災体制の枠組及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、物資の受入れ体制や避難者・傷病者の受入れ体制の整備を図り、さらに災害に関する関西広域連合構成府県及び連携県の情報の共有を図るなど関西圏域の府県との連携強化に努める。 ・県は、紀伊半島に位置する三重県及び奈良県と「紀伊半島三県災害時等相互応援に関する協定」に基づき、２県との連携強化に努める。 ・県は、「和歌山県と徳島県の消防防災ヘリコプター運航不能期間等における相互応援協定」及び「滋賀県と和歌山県の消防防災ヘリコプター運航不能期間等における相互応援協定」に基づき、徳島県及び滋賀県との連携強化に努める	・和歌山、海草、有田、日高、那賀地域の支援及び県全体の総括拠点 コスモパーク加太（１９０，８８６㎡） 国立大学法人和歌山大学（３８，０００㎡） 近畿大学生物理工学部（２３，６５９㎡） 県立和歌山ビッグホエール（５５，５６２㎡） （略） **第 21 章　広域防災体制の計画** **１　計画方針** 広域的な対応が必要とされる大規模広域災害が発生した場合に備え、県は平常時から広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。 県は、関西広域連合が策定する関西防災・減災プランと整合性を図りながら、関西広域連合や構成府県等からの応援を円滑に受け入れるための体制を整備する。 また、県が防災関係機関に対し、広域的な応援を要請する場合、別に定める広域防災拠点受援計画に基づき、円滑な受入体制を整備する。 **２　計画内容** （1）　関西圏域内の応援体制 ・県は、関西広域連合による広域防災体制の枠組及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、物資の受入れ体制や避難者・傷病者の受入れ体制の整備を図り、さらに災害に関する関西広域連合構成府県及び連携県の情報の共有を図るなど関西圏域の府県との連携強化に努める。 ・県は、紀伊半島に位置する三重県及び奈良県と「紀伊半島三県災害時等相互応援に関する協定」に基づき、２県との連携強化に努める。 ・県は、「和歌山県と徳島県の消防防災ヘリコプター運航不能期間等における相互応援協定」に基づき、徳島県との連携強化に努める

新	旧
（略） （6）応援職員の受け入れ ・県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。 ・特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。 ・その他、受援体制にかかる必要な事項は別途和歌山県広域受援計画において定める。	（略） （新設）